

平成27年11月26日 開 会

平成27年12月16日 閉 会

平成27年第4回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

11月26日（木曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開 会（午前10時00分）	4
○日程第1 会議録署名議員の指名について	4
○日程第2 会期の決定について	4
○日程第3 諸般の報告について	4
○日程第4 承第3号及び日程第5 議第78号から日程第17 議第90号まで	5
林市長提案説明	5
○散 会（午前10時32分）	11

12月4日（金曜日）第2号

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	14
○出席議員	16
○欠席議員	16
○説明のため出席した者の職氏名	16
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	17
○開 議（午前10時00分）	18
○日程第1 報第7号 専決処分の報告について	18
○日程第2 質 疑（承第3号から議第90号まで）	18
12番 藤根圓六議員質疑	18
大西水道課長答弁	18
12番 藤根圓六議員質疑	18
大西水道課長答弁	19
12番 藤根圓六議員質疑	19

大西水道課長答弁	19
12番 藤根圓六議員質疑	20
江口福祉課長答弁	20
12番 藤根圓六議員発言	20
3番 福井一徳議員質疑	21
太田総務課長答弁	21
3番 福井一徳議員質疑	23
太田総務課長答弁	23
3番 福井一徳議員質疑	24
太田総務課長答弁	24
9番 寺町知正議員質疑	24
石神税務課長答弁	25
9番 寺町知正議員質疑	26
石神税務課長答弁	26
9番 寺町知正議員質疑	26
石神税務課長答弁	27
9番 寺町知正議員質疑	27
石神税務課長答弁	27
9番 寺町知正議員質疑	28
石神税務課長答弁	29
9番 寺町知正議員質疑	29
藤田健康介護課長答弁	29
9番 寺町知正議員質疑	30
太田総務課長答弁	30
9番 寺町知正議員質疑	30
太田総務課長答弁	31
9番 寺町知正議員質疑	31
江口福祉課長答弁	31
9番 寺町知正議員質疑	33
藤田健康介護課長答弁	33
9番 寺町知正議員質疑	34
藤田健康介護課長答弁	34

○休 憩（午前10時59分）	35
○再 開（午前11時10分）	35
9番 寺町知正議員質疑	35
藤田健康介護課長答弁	35
9番 寺町知正議員質疑	36
大西水道課長答弁	36
9番 寺町知正議員質疑	36
大西水道課長答弁	36
9番 寺町知正議員質疑	36
大西水道課長答弁	37
9番 寺町知正議員質疑	37
大西水道課長答弁	37
9番 寺町知正議員質疑	37
大西水道課長答弁	37
9番 寺町知正議員発言	38
○日程第3 議第91号から日程第5 議第93号まで	38
林市長提案説明	38
○日程第6 質 疑（議第91号から議第93号まで）	39
9番 寺町知正議員質疑	39
大西水道課長答弁	39
9番 寺町知正議員質疑	40
大西水道課長答弁	40
9番 寺町知正議員発言	40
○日程第7 委員会付託（承第3号から議第93号まで）	40
○散 会（午前11時28分）	41
12月14日（月曜日）第3号	
○議事日程	43
○本日の会議に付した事件	43
○出席議員	43
○欠席議員	43
○説明のため出席した者の職氏名	43

○職務のため出席した事務局職員の職氏名	44
○開 議（午前10時00分）	45
○日程第1 一般質問	45
1. 4番 山崎 通議員質問	45
(1) ガス導管の埋設について	45
長野建設課長答弁	45
山崎 通議員質問	46
宇野副市長答弁	47
(2) 耕作放棄地を花のまちに	48
山田産業課長答弁	49
(3) 山県市消防を岐阜市に委託要望の進捗状況について	50
宇野副市長答弁	50
山崎 通議員質問	51
宇野副市長答弁	53
山崎 通議員質問	53
宇野副市長答弁	54
山崎 通議員発言	54
2. 13番 影山春男議員質問	54
(1) 人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略について	54
久保田企画財政課長答弁	55
影山春男議員質問	57
久保田企画財政課長答弁	58
影山春男議員質問	59
林市長答弁	60
(2) 法定外公共物について	61
長野建設課長答弁	61
影山春男議員質問	62
長野建設課長答弁	62
影山春男議員発言	63
○休 憩（午前11時11分）	63
○再 開（午前11時25分）	63
3. 7番 石神 真議員質問	63

(1) 国民健康保険の今後の運営は	63
奥田市民環境課長答弁	64
石神 真議員質問	64
奥田市民環境課長答弁	65
(2) 特別養護老人ホームの公募について	65
藤田健康介護課長答弁	66
石神 真議員質問	67
藤田健康介護課長答弁	68
石神 真議員質問	68
宇野副市長答弁	69
(3) 健康寿命の延伸について	69
藤田健康介護課長答弁	69
石神 真議員質問	70
藤田健康介護課長答弁	71
石神 真議員質問	72
藤田健康介護課長答弁	72
林市長答弁	72
○休 憩 (午後 0 時01分)	73
○再 開 (午後 1 時00分)	73
4. 12番 藤根圓六議員質問	73
(1) 公共下水と合併浄化槽の今後について	73
奥田市民環境課長答弁	73
大西水道課長答弁	74
藤根圓六議員質問	75
奥田市民環境課長答弁	75
藤根圓六議員質問	75
大西水道課長答弁	76
(2) 公有施設等のあり方について	76
太田総務課長答弁	76
梅田生涯学習課長答弁	77
藤根圓六議員質問	79
太田総務課長答弁	79

梅田生涯学習課長答弁	79
藤根圓六議員発言	80
5. 2番 村瀬誠三議員質問	80
(1) イベント、観光、物産のPR戦略について	80
山田産業課長答弁	81
村瀬誠三議員質問	82
山田産業課長答弁	83
村瀬誠三議員質問	83
山田産業課長答弁	85
(2) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について	85
久保田企画財政課長答弁	87
林市長答弁	88
村瀬誠三議員質問	89
久保田企画財政課長答弁	91
林市長答弁	92
村瀬誠三議員発言	93
○休憩（午後2時13分）	93
○再開（午後2時30分）	93
6. 8番 杉山正樹議員質問	93
(1) 農業施策について	93
山田産業課長答弁	94
杉山正樹議員質問	94
山田産業課長答弁	95
林市長答弁	95
(2) 山林について	96
山田産業課長答弁	97
杉山正樹議員質問	98
山田産業課長答弁	99
○休憩（午後2時54分）	99
○再開（午後2時54分）	99
林市長答弁	99
杉山正樹議員質問	101

○休 憩（午後 3 時00分）	101
○再 開（午後 3 時02分）	101
林市長答弁	101
杉山正樹議員発言	101
7. 3 番 福井一徳議員質問	101
(1) (仮称) 高富インター開通に向けた山県市の公共交通再編の計画について	101
林市長答弁	103
福井一徳議員質問	105
久保田企画財政課長答弁	106
(2) 市内企業を支援し、雇用増進など商工業の振興を図る施策について	108
山田産業課長答弁	111
鷺見まちづくり・企業支援課長答弁	112
林市長答弁	113
福井一徳議員発言	113
○散 会（午後 3 時48分）	114
12月15日（火曜日）第4号	
○議事日程	115
○本日の会議に付した事件	115
○出席議員	115
○欠席議員	115
○説明のため出席した者の職氏名	115
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	116
○開 議（午前10時00分）	117
○日程第1 一般質問	117
8. 1 番 操 知子議員質問	117
(1) 山県市の発展へ向けた、期的な将来ビジョンについて	117
鷺見まちづくり・企業支援課長答弁	117
操 知子議員質問	117
鷺見まちづくり・企業支援課長答弁	119
(2) 山県市緑の朝市コンシェルジュ事業について	119

山田産業課長答弁	119
操 知子議員質問	120
長野建設課長答弁	121
(3) 小規模多機能自治による住民主体のまちづくり	122
藤田健康介護課長答弁	122
操 知子議員質問	123
久保田企画財政課長答弁	124
江口福祉課長答弁	125
操 知子議員発言	126
○休憩 (午前10時36分)	126
○再開 (午前10時50分)	126
9. 9番 寺町知正議員質問	126
(1) 市の債権の管理と損害の回復について	126
林市長答弁	128
寺町知正議員質問	130
林市長答弁	130
(2) 児童館の指定管理や子育て事業の民営化について	131
林市長答弁	132
寺町知正議員質問	133
林市長答弁	134
寺町知正議員質問	135
林市長答弁	135
(3) 高校生医療費助成は窓口精算に転換を	136
林市長答弁	136
寺町知正議員質問	137
林市長答弁	138
寺町知正議員発言	138
○散 会 (午前11時35分)	139
12月16日 (水曜日) 第5号	
○議事日程	141
○本日の会議に付した事件	144

○出席議員	147
○欠席議員	147
○説明のため出席した者の職氏名	147
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	148
○開 議（午前10時00分）	149
○日程第1 常任委員会委員長報告	149
○休 憩（午前10時02分）	149
○再 開（午前10時02分）	149
○日程第2 委員長報告に対する質疑	151
○日程第3 討 論（承第3号及び議第78号から議第93号まで）	151
3番 福井一徳議員反対討論	152
9番 寺町知正議員反対討論	153
○日程第4 採 決（承第3号及び議第78号から議第93号まで）	154
○日程第5 発議第6号 TPP交渉結果の情報開示と万全な国内対策を求める意 見書について	158
藤根圓六総務産業建設常任委員会委員長趣旨説明	158
○日程第6 質 疑	159
○日程第7 討 論	159
○日程第8 採 決	159
○閉 会（午前10時34分）	160
○会議録署名者	160

平成27年11月26日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 11月26日(木曜日)

○議事日程 第1号 平成27年11月26日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 諸般の報告について
 - 日程第4 承第3号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について
 - 日程第5 議第78号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
 - 日程第6 議第79号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
 - 日程第7 議第80号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
 - 日程第8 議第81号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第9 議第82号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
 - 日程第10 議第83号 山県市農業委員会の委員等の定数を定める条例について
 - 日程第11 議第84号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
 - 日程第12 議第85号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
 - 日程第13 議第86号 平成27年度山県市一般会計補正予算(第3号)
 - 日程第14 議第87号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)
 - 日程第15 議第88号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
 - 日程第16 議第89号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
 - 日程第17 議第90号 指定管理者の指定について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について

- 日程第4 承第3号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第5 議第78号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 日程第6 議第79号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第80号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第81号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第82号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第83号 山県市農業委員会の委員等の定数を定める条例について
- 日程第11 議第84号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第85号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議第86号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議第87号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議第88号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議第89号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議第90号 指定管理者の指定について
-

○出席議員（14名）

1番	操	知子君	2番	村瀬	誠三君
3番	福井	一徳君	4番	山崎	通君
5番	吉田	茂広君	6番	上野	欣也君
7番	石神	真君	8番	杉山	正樹君
9番	寺町	知正君	10番	尾関	律子君
11番	武藤	孝成君	12番	藤根	圓六君
13番	影山	春男君	14番	村瀬	伊織君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	伊 藤 正 夫 君	総 務 課 長	太 田 智 倫 君
企 画 財 政 課 長	久 保 田 裕 司 君	税 務 課 長	石 神 彰 君
市 民 環 境 課 長	奥 田 英 彦 君	福 祉 課 長	江 口 弘 幸 君
健 康 介 護 課 長	藤 田 弘 子 君	産 業 課 長	山 田 和 哉 君
建 設 課 長	長 野 裕 君	水 道 課 長	大 西 敏 彦 君
ま ち づ くり ・ 企 業 支 援 課 長	鷺 見 秀 夫 君	会 計 管 理 者	遠 山 治 彦 君
消 防 長	藤 根 好 君	学 校 教 育 課 長	渡 辺 千 俊 君
生 涯 学 習 課 長	梅 田 義 孝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	宇 野 照 泰
書 記	鷺 見 芳 文		

午前10時00分開会

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第4回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上野欣也君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、2番 村瀬誠三君、3番 福井一徳君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（上野欣也君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から12月16日までの21日間とし、11月27日から12月3日及び12月5日から13日を休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から12月16日までの21日間とし、11月27日から12月3日及び12月5日から13日を休会とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（上野欣也君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成27年9月から10月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

10月19日に岐阜地域児童発達支援センター組合議会第2回定例会が開催され、会議では平成26年度決算などの議案を審議し、原案のとおり可決されました。

10月22日に東海市議会議長会理事会が可児市にて開催され、会議では会務報告の後、国に対する意見書など議案を審議し、原案のとおり可決されました。

10月23日に岐北衛生施設利用組合議会第2回定例会が開催され、関係議員と出席しました。会議では平成26年度決算などの議案を審議し、原案のとおり可決されました。

11月10日に全国市議会議長会評議員会が東京都都市センターにて開催され、会議では

会務報告の後、各部会から提出された17議案の意見書及び会長提出の3決議案を審議し、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 承第3号及び日程第5 議第78号から日程第17 議第90号まで

○議長（上野欣也君） 日程第4、承第3号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第5、議第78号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、日程第6、議第79号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第80号 山県市税条例等の一部を改正する条例について、日程第8、議第81号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第82号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第83号 山県市農業委員会の委員等の定数を定める条例について、日程第11、議第84号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第85号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について、日程第13、議第86号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第3号）、日程第14、議第87号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第15、議第88号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議第89号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第17、議第90号 指定管理者の指定について、以上14議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年山県市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、師走も迫りました大変お忙しい中、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、先月28日でございますが、西暦2060年を視野に入れた人口ビジョンと総合戦略を策定いたしました。策定に当たりましては、議会を初め、産官学労言と言われる本市の産業界、官庁、学校、金融機関、労働団体、マスコミ関係者によるまち・ひと・しごと創生会議の御審議等によるものと感謝を申し上げます。

また、第3回定例会におきましては、この総合戦略に係る補正予算の議決をいただきました。こうしたことを踏まえまして、このたび、地方創生交付金の交付決定が発表さ

れました。

まず、総合戦略を10月末までに策定することを要件とする先行型につきましては、本市のよさを効果的に発信しようとするシティプロモーション事業1,000万円が採択されました。また、全国的に先駆性が求められるタイプIと言われるものにつきましては、本市の空き家問題への取り組みと、その有効活用を目指そうとする空家トリアージ事業2,000万円が採択されました。今年度末まで、短期間ではございますが、効果的に施策を進めてまいります。

さて、国内の人口減少は避けられない中、国では1億人の人口フレームを目指した施策が展開されておりますが、本市におきましても、2060年に約2万1,000人となる人口フレームを想定した人口ビジョンを策定したところでございます。

本市内には、2019年に東海環状自動車道のインターチェンジの開通、また、翌年の20年度には西回りの全線開通が目指されています。こうしたインターチェンジの開通もきっかけとしながら本市の人口の急減を避けるため、短期的視点・中期的視点・長期的視点のもとに、さまざまな施策を展開してまいります。

本市にありましては、県内唯一であった起債許可団体を脱出したとはいえ、財政状況が厳しいことには変わりはなく、今後さらなる悪化も懸念されるところであります。

しかし、そのときなすべき施策につきましては、従来の行政サービスを縮小してでも果敢に臨んでいかなければなりません。議員各位におかれましても、こうした実情を御理解いただき、今後とも御指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

9月24日から10月27日にかけて、市民座談会を自治会連合会との共催により、市内各小学校区の9カ所の会場において開催をさせていただきました。多くの皆様に御参加をいただき、本市の財政状況や少子高齢化への不安の声、また、鳥獣被害を訴える御意見や、現在整備が進みつつあります東海環状自動車道の整備状況のお問い合わせ、道路改良や農業用水の整備の御要望、東海環状自動車道の開通や自主運行バスへの期待の声など、さまざまな御意見、御要望などをいただきました。

皆様より頂戴いたしました御意見、御要望は、今後の市政に反映させ、本市のまちづくりの基本理念であります「豊かな自然と活力ある都市が調和した 安心で快適な住みよいまちづくり」のもと、「水と緑を大切に 活力ある山縣市」を目指し、職員一丸となって取り組んでまいりますので、皆様方の御支援と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

また、美山支所と谷合商店街周辺において、美山北部活性化事業「あかりのファンタジー in みやま」が美山北部まちづくり委員会により開催されています。この催しは美

山北部地域のまちづくりの一環として毎年開催され、その準備には市職員も多数ボランティアとして参加しており、ことしで11年目となります。11月7日に点灯式を行い、来年の1月3日までの期間、毎日午後5時から午後9時まで、元気な地域づくりと希望の明かりをともすことを目的にイルミネーションの装飾が点灯されていますので、多くの方に御来場いただきたいと思ひます。

市といたしましても、北部地域活性化事業として引き続き支援、推進してまいりますので、議員各位を初め、関係機関並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、本日御提案いたしております案件を御説明させていただきます。

本日提案いたしております案件は、専決処分案件1件、条例案件7件、補正予算案件4件、その他案件2件の計14案件でございます。

それでは、ただいま上程されました14案件につきまして、御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、承第3号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るため、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことから、本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年9月30日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

具体的には、条例附則において、追加費用対象期間のある共済年金と厚生年金を同様に取り扱うこと、特殊公務に係る加算部分について減額対象とならないように割り戻した調整率を別途規定したこと、本改正に伴い、語句や表形式による整理を行ったものでございます。

続きまして、議第78号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、個人番号を利用する本市独自の事務を定めるとともに、この事務及び法定事務において特定個人情報に関する庁内連携または本市の異なる執行機関への特定個人情報の提供が行えることを規定するものであり、申請手続等の際に各部署や執行機関の間における連携を行うことにより、提出が義務づけられている添付書類が提出されたとみなすことを定めて、必要な申請書類を減らし、市民の皆様の負担軽減と利便性向上を図るものでございます。

次に、議第79号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、新たに市長の附属機関として、山口市介護老人福祉施設等整備事業者選定委員会及び山口市農業委員会選考委員会の2機関を設置することに伴い、改正するものでございます。

なお、附則におきまして、新たに設置される2機関の委員の報酬について規定するため、山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正いたしております。

次に、議第80号 山口市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、猶予制度の見直しにより法律に条例委任事項が設けられたことなどに伴い、市税の猶予制度に関する規定を設けるなどのため、山口市税条例の一部を改正し、及び地方税法施行規則等の一部改正に伴い、平成27年6月26日に公布いたしました山口市税条例の一部を改正する条例の施行前の法人番号に関する改正規定等を改正するものでございます。

次に、議第81号 山口市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が平成33年3月31日まで延長されたことに伴い、過疎地域とみなされる区域である旧美山町の区域において、製造業等の用に供する設備を新設または増設した場合における固定資産税の特例について規定する山口市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例が失効する期限を平成28年3月31日から平成33年3月31日に改めるものでございます。

次に、議第82号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成28年1月から各申請書に個人番号を利用することになることから、条例で規定する介護保険料の徴収猶予及び減免申請についても、個人番号を利用するよう改正するものでございます。

次に、議第83号 山口市農業委員会の委員等の定数を定める条例につきましては、農業委員会等に関する法律が一部改正され、農業委員会の委員の選任方法が選挙制から市町村長による任命制へと変更されたこと、農地利用最適化推進委員が新設されたことに伴い、山口市農業委員会の委員等の定数を定める条例を定めようとするものでございます。

なお、新たに設置される農地利用最適化推進委員の報酬額について定める必要があるため、また、この改正にあわせて、会長の報酬額について農業委員相互の活動による報酬額の不均衡の是正を図るため、附則におきまして、山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正いたしております。

次に、議第84号 山口市小口融資条例の一部を改正する条例につきましては、中小企業信用保険法の一部改正が平成27年10月1日に施行され、中小企業者の対象に特定非営利活動法人が加わることとなりましたが、小口零細企業保証制度においては、特定非営利活動法人を利用対象としないこととしていることから、同様の規定とするよう改正するものでございます。

条例案件につきましては、以上でございます。

次に、その他の案件2件のうち、議第85号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議につきましては、美濃加茂市が平成28年3月31日に岐阜地域児童発達支援センター組合を脱退するに当たり、地方自治法第286条の2第2項の規定に基づき、岐阜地域児童発達支援センター組合の規約の一部を改正するとともに、用語の修正を行いたいので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー3、議第86号 平成27年度山口市一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に717万5,000円を追加し、その総額を128億2,481万9,000円とするほか、地方債の変更をしようとするものでございます。

8ページ以降の歳出から、予算科目の款ごとに主な内容を順次御説明申し上げます。

初めに、総務費365万5,000円の追加は、山県警察署の反対車線にあるバス停に雨よけのバスシェルターを設置するに当たって、その工事費197万円を追加するもの。マイナンバー事務のため、顔認証機の購入等のため戸籍住民基本台帳費を108万2,000円追加するもの。来年の参議院議員選挙から選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられることに対応するため、選挙人名簿システム改修業務委託料として60万3,000円を追加しようとするものでございます。

なお、バスシェルターにつきましては、県から80万円の補助金、選挙人名簿システムにつきましては、国から30万1,000円の補助金を見込んでおります。

次に、民生費60万1,000円の追加は、50床の広域型特別養護老人ホームの整備事業者を選定するための委員報酬等として9万8,000円を追加し、本年9月9日と10日に予定していた敬老会を台風の影響によって中止したことに伴い、不用額282万8,000円を減額するほか、介護保険特別会計への繰出金150万円を追加し、国と県からの前年度に受領済み分の精算返還金として、障がい者自立支援の訓練等給付費143万4,000円、生活保護世帯児童の出産費用39万7,000円を追加しようとするものでございます。

なお、敬老会の減額に伴い、いわゆる過疎債110万円も減額いたしております。

農林水産業費266万9,000円の追加は、農業委員選挙制が市長の任命制となったことに伴い、当該委員を選考するための委員報酬5万5,000円の追加と、農業集落排水事業特別

会計繰入金261万4,000円の追加でございます。

土木費75万円の減額は、公共下水道事業特別会計繰入金の減額でございます。

教育費100万円の追加は、文化・体育部門で全国大会等に出場する市民を激励するための出場応援金の追加でございます。

続きまして、7ページの歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金の増額は、選挙年齢引き下げに係る補助金。県支出金の増額は、バスシェルター整備に係る補助金でございます。

基金繰入金の増額は、今般の補正に係る不足分で、市債の減額は、敬老会中止に伴う分で、4ページに地方債補正も計上いたしております。

また、13ページには、特別職の報酬補正後の給与費明細書、14ページには、地方債の変更後の本年度末の見込み額等に関する調書を添付してございます。

続きまして、15ページの議第87号 平成27年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,200万円を追加し、その総額を23億8,468万7,000円とするものでございます。

歳出では、低所得者の介護保険施設入所者の食費、居住費の一部を公費負担する特定入所者介護サービス費の不足分として1,200万円を追加し、歳入では、その15%分の国庫負担金、5%分の国庫補助金、28%分の支払基金交付金、17.5%分の県負担金、12.5%分の一般会計繰入金を見込むほか、残りの22%分を介護給付費準備基金の取り崩しを計上いたしております。

次に、23ページの議第88号 平成27年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に397万円を追加し、その総額を4億8,068万4,000円とするものでございます。

歳出では、平成26年度決算に伴う消費税の中間納付分と確定納付分、平成27年度決算を見越した2回分の中間納付の不足分として397万円を追加し、歳入では、農業集落排水事業への加入負担金135万円の追加、平成26年度決算額に伴う繰越金6,000円の追加のほか、この補正に伴い不足する分として、一般会計繰入金261万4,000円を計上いたしております。

次に、31ページの議第89号 平成27年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から1億989万円を減額し、その総額を14億3,120万円とするほか、地方債の変更をしようとするものでございます。

歳出では、本市が実行する予定の東海環状自動車道に関連する工事を直接国が施行することに伴い、減額しようとするもののほか、入札等による契約差分分として、工事請

負費等を1億989万円減額しております。

歳入では、空き家等で接続しない分として、下水道事業受益者負担金1,480万円を減額し、東海環状自動車道に関連する工事を国が直接発注するため、当初予定していた負担金802万9,000円を減額し、管渠工事費の減額に伴い、社会資本整備総合交付金を2,975万円減額し、平成26年度の工事实績に伴い、特定基盤整備推進交付金を293万9,000円増額し、一般会計繰入金は、今般の補正に伴い余剰となる分、75万円を減額しております。

市債は、契約差金分等として5,950万円減額し、34ページには、地方債補正を計上し、40ページには、地方債の変更後の本年度末の見込み額等に関する調書を添付してございます。

続きまして、資料ナンバー1、40ページでございます。議第90号 指定管理者の指定につきましては、グリーンプラザみやまの指定管理期間が平成27年度末で終了することから、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、特定非営利活動法人コミュニティ美山を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

○議長（上野欣也君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、12月4日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時32分散会

平成27年12月 4 日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第2号 12月4日（金曜日）

-
- 議事日程 第2号 平成27年12月4日
- 日程第1 報第7号 専決処分の報告について
- 日程第2 質 疑
- 承第3号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第78号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 議第79号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山県市農業委員会の委員等の定数を定める条例について
- 議第84号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 議第86号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第87号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第88号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第89号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第90号 指定管理者の指定について
- 日程第3 議第91号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議第92号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第5 議第93号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 質 疑
- 議第91号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

		る条例の一部を改正する条例について
	議第92号	和解及び損害賠償の額を定めることについて
	議第93号	平成27年度山口市一般会計補正予算（第4号）
日程第7	委員会付託	
	承第3号	山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について
	議第78号	山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
	議第79号	山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
	議第80号	山口市税条例等の一部を改正する条例について
	議第81号	山口市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
	議第82号	山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
	議第83号	山口市農業委員会の委員等の定数を定める条例について
	議第84号	山口市小口融資条例の一部を改正する条例について
	議第85号	岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
	議第86号	平成27年度山口市一般会計補正予算（第3号）
	議第87号	平成27年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
	議第88号	平成27年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	議第89号	平成27年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議第90号	指定管理者の指定について
	議第91号	山口市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第92号	和解及び損害賠償の額を定めることについて
	議第93号	平成27年度山口市一般会計補正予算（第4号）

○本日の会議に付した事件

日程第1	報第7号	専決処分の報告について
日程第2	質 疑	
	承第3号	山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専

		決処分について
	議第78号	山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
	議第79号	山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
	議第80号	山県市税条例等の一部を改正する条例について
	議第81号	山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
	議第82号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
	議第83号	山県市農業委員会の委員等の定数を定める条例について
	議第84号	山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
	議第85号	岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
	議第86号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第3号）
	議第87号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
	議第88号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	議第89号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議第90号	指定管理者の指定について
日程第3	議第91号	山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議第92号	和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第5	議第93号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第4号）
日程第6	質 疑	
	議第91号	山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第92号	和解及び損害賠償の額を定めることについて
	議第93号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第4号）
日程第7	委員会付託	
	承第3号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について
	議第78号	山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の

提供に関する条例について

- 議第79号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議第80号 山口市税条例等の一部を改正する条例について
議第81号 山口市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議第82号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第83号 山口市農業委員会の委員等の定数を定める条例について
議第84号 山口市小口融資条例の一部を改正する条例について
議第85号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
議第86号 平成27年度山口市一般会計補正予算（第3号）
議第87号 平成27年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第88号 平成27年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議第89号 平成27年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第90号 指定管理者の指定について
議第91号 山口市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議第92号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
議第93号 平成27年度山口市一般会計補正予算（第4号）
-

○出席議員（14名）

- | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 操 | 知子君 | 2番 | 村瀬 | 誠三君 |
| 3番 | 福井 | 一徳君 | 4番 | 山崎 | 通君 |
| 5番 | 吉田 | 茂広君 | 6番 | 上野 | 欣也君 |
| 7番 | 石神 | 真君 | 8番 | 杉山 | 正樹君 |
| 9番 | 寺町 | 知正君 | 10番 | 尾関 | 律子君 |
| 11番 | 武藤 | 孝成君 | 12番 | 藤根 | 圓六君 |
| 13番 | 影山 | 春男君 | 14番 | 村瀬 | 伊織君 |
-

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	宇 野 邦 朗 君
教育長	伊 藤 正 夫 君	総務課長	太 田 智 倫 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	石 神 彰 君
市民環境課長	奥 田 英 彦 君	福祉課長	江 口 弘 幸 君
健康介護課長	藤 田 弘 子 君	産業課長	山 田 和 哉 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	大 西 敏 彦 君
まちづくり・ 企業支援課長	鷺 見 秀 夫 君	会計管理者	遠 山 治 彦 君
消防長	藤 根 好 君	学校教育課長	渡 辺 千 俊 君
生涯学習課長	梅 田 義 孝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書記	宇 野 照 泰
書記	鷺 見 芳 文		

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 報第7号 専決処分の報告について

○議長（上野欣也君） 日程第1、報第7号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第2 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第2、質疑。

質疑は、11月26日に議題となりました承第3号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分についてから議第90号 指定管理者の指定についてまでの14議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番、藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） それでは、議長の許可をいただきましたので、今回3点質問しますのでよろしくお願いいたします。

最初に、議第88号、資料3番、平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算2号、ページ29ですけれども、補正額の397万の追加は、消費税ということで一般財源の中に入っているものだからそれを出すということですが、消費税が入って一般会計から出す、その繰入時期というのは年何回ぐらいあるのか、それは決まっていないのか決まっているのか、その辺をお尋ねいたします。

水道課長にお伺いします。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 御質問にお答えします。

一般会計からの繰入時期と回数でございますが、4月と翌年3月、年2回の繰り入れを行っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 了解しました。

2番目に、議第89号 平成27年度公共下水特別会計予算、33ページ、減額補正で1億989万、結構な額が減額補正されるわけですが、その理由として、入札差金等と言

われましたけれども、その詳細と要因を教えてください。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 御質問にお答えします。

工事の詳細でございますが、まず、53工区、設計価格1億499万4,360円に対し請負額9,121万4,640円で、差金は1,377万9,720円。

次に、54工区、設計価格1億375万8,840円に対し請負契約額7,951万6,080円で、差金は2,424万2,760円。

次に、55工区、設計価格9,475万7,040円に対し請負契約額8,527万6,800円で、差金は948万240円。

次に、56工区の設計価格1億4,165万3,880円に対し請負契約額1億1,053万6,920円で、差金は3,111万6,960円。

次に、57工区の設計価格8,022万2,400円に対し請負契約額6,042万600円で、差金は1,980万1,800円。

次、宮本工区の設計価格1,360万8,000円に対し請負契約額1,252万9,080円で、差金は107万8,920円。

次に、栗洞工区の設計価格1,299万2,400円に対し請負契約額1,188万1,080円で、差金は111万1,320円となっております。

次に、東深瀬・尾右舗装復旧工事の設計価格5,122万4,400円に対し請負契約額4,018万3,560円で、差金は1,104万840円、合計の差金が1億1,165万2,560円となります。

要因といたしましては、低入札価格案件がこのうち4件、及び近接工事を同一業者が落札したことで経費の合算となり、工事差金が発生をいたしました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 聞いておりますと、3割近い差金があるものもあるんですけども、通常よく言われますのは、過大設計とかそういうことが言われるんですけども、そこら辺は、コンサルトの話もあると思うんですけど、その辺はどうだったんでしょうか。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 過大設計等は一切ございません。正規に歩掛かりと建設物価等の価格をうちは採用しておりますし、単価を決められては技術センターのほうに委託をして単価を設計しておりますので、そういうことはないと思います。

以上です。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） わかりました。

次に行きます。

議第86号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第3号）、ページ10、民生費、項1 社会福祉費、敬老会のバスの借り上げについてですけれども、今年は敬老会が中止ということで、当然バスの借り上げ料が減額になっているんですけれども、前にも一遍お尋ねしたことがあるんですけれども、いつもよく言われるんですけれども、住民らから。通学バスがいつもあそこにあいておるのにどうなんだということで、インターネットで調べてみると、他市で流用しているようなところもあるようなふうに見たんですけれども、その辺について福祉課長にお尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

議員の言われます通学バスということにつきましては、スクールバスのことということでお答えをさせていただきます。

教育委員会が所管いたしておりますスクールバスは、へき地児童生徒援助費等補助金というものによりまして購入をしております。美山小学校及び美山中学校の児童・生徒の通学用として使用しております。

このスクールバスにつきましては、児童・生徒の教育活動以外には使用できないということでございます。このために、教育活動以外である敬老会の参加者の送迎にスクールバスを利用するということとはできないということでございます。

また、他の市等で使用しておる事例があるのではないかとということでございました。県内の他の市でございますが、市が主体となって敬老会を実施しておる市、本巣や可児市、多治見市等に問い合わせ等をいたしましたところ、そのようなことはないということで、私どものほうとしましては、スクールバスを利用しているというところは現在のところ把握しておりません。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 県内ではなかったんですけれども、こういう地方創生の時代になりましたので、特に財源が厳しい中ですから、やっぱりそこら辺、運輸法の関係もあるかもわかりませんが、何らかのあれがあるか、一遍そこら辺お尋ねをしてもらって、そのことを要望しておきます。

以上です。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番、福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 議長の御指名ですので、質疑をさせていただきます。

議第78号、資料1のP11から22ページです。

山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてお尋ねをいたします。

政府の計画では、個人番号カードを16年度に身分証や社員証にする、キャッシュカードやクレジットカードも使えるように17年度に検討すると、医療分野で運用を18年、戸籍やパスポートなどの分野にも拡大を検討し、19年、通常国会で法制化したいというようなことが情報で寄せられています。

セキュリティーについては、個人情報保護のための安全管理措置が義務づけられていますが、予算や人材の不足の指摘に、参議院の内閣委員会で自治体のセキュリティー対策を問われた山口俊一IT政策担当大臣は、正直申し上げて大変心配していると述べたことが新聞報道されました。

そこで、今回提案されている個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する取り扱いの規定を定めた条例について、まず1点目に、第3条の条文にある適正な取り扱いの確保及び必要な措置とはどのような状態を指しているのか、わかりやすく御説明いただきたい。

また、条文にある自主的かつ主体的にとか、地域の特性に応じた施策とは具体的にどのような内容なのか、法律用語、条文ではなく、市民に理解しやすい説明をしていただきたいと思います。

2点目に、第5条に規定する特定個人情報を提供する機関は別表に定める以外に、ほかにあり得るか否か、ある場合はどのようなケースかについて、以上2点について総務課長にお伺いしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 御質問にお答えします。

条例の第3条は、その見出しに市の責務としているとおり、本市の責務について規定しているものです。

個人番号の利用の主な目的は2つございます。

個人番号の利用により、社会保障制度や税制といった、市民の皆様に対する給付や負担、これが公正、公平に行われるための制度の維持、また、公正、公平を制度的に担保しようとするのが、主な目的の1つです。

そして、本市に対する何らかの申請、届け出、そのほかの行政手続を合理化したり、市民の皆様の利便性を向上させようとするのがもう一つの主な目的ですので、事故なく可能な限り個人番号や法人番号の利用が推進されますと、行政に対する公平感が増したり、行政組織そのものの簡素化にもつながるものと考えております。

御質問の趣旨は、本条例第3条に定める本市の責務について、わかりやすい説明を求められているものと理解しておりますので、るる御説明したいと思います。

まず、第3条の前半部分、適正な取り扱いを確保するための必要な措置についてお尋ねですが、この適正な取り扱いの確保としては、特定個人情報を大切に保管すること、ルールに従い、適正に利用することの2つの面で御理解ください。

そして、必要な措置として、1つ目の大切に保管するためにセキュリティーシステムのハード、ソフト両面の改善、各種既存システムの改修を国との連携を図りながらまさに進めている真っ最中でございます。

2つ目の、ルールに従い、適切に利用するためには、番号法に規定される事務のほか、個人番号の独自利用、同一の執行機関内での情報連携のための個人番号の利用について、ほかの執行機関への特定個人情報の照会及び提供について、本条例で規定させていただこうとしております。

また、個人情報の保護の観点からは、第3回定例会で上程させていただいた議第68号山口市個人情報保護条例の一部を改正する条例において、個人情報や特定個人情報の取り扱いについて規定の整備を行ったことも、2つ目のルールに従い、適切に利用するために構じた必要な措置の一環です。そのほかにも、必要に応じて国との連携を図りながら、適宜整備を進めたいと考えております。

さらに、第3条の後半部分、自主的かつ主体的にとは、よそから言われる前に本市の抱える行政需要や問題解決のためにみずから考えてという意味であると考えております。地域の特性に応じた施策の個別具体的な事務の説明になりますと、関係課長に答弁をお願いすることになりますが、今回は特に、別表第1に掲げてある事務が特定個人情報を利用しようとする地域の特性に応じた施策ということになります。

2点目としてお尋ねの第5条に規定する特定個人情報を提供する機関としては、地方自治法の第7章、執行機関で挙げられている行政機関のうち、本市に設置してあるものは全て該当する可能性があります。例えば、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会がそれらに当たりますので、これらのどれかが実際に特定個人情報を利用するかしないかということとは別に、可能性があるか否かということであれば、これら全てに可能性があるものと御理解ください。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 総務課長に再質問いたします。

今、運用の中身についての御説明があったかというふうに思います。実は、この条例の運用にもかかわってきますのでお尋ねをしたいと思うんですが、最近、各省庁のマイナンバー制度の運用についての見解が示されています。重要な点なので御存じであるかどうかお尋ねをしたいと思います。

全国の中小業者団体連絡会が、マイナンバー制度の実施の延期、中止を求めて、1カ月ぐらい前になるんですが、10月の27、28の両日に各省庁交渉を行いました。そこでの内閣府の回答を紹介したいというふうに思います。関連する質問は委員会のほうでさせていただきます。

内閣府官房の社会保障改革担当室の阿部知明参事官が答えているんですが、個人番号カードの取得は申請によるもので、強制ではない。カードを取得しないことで不利益はない。これは当然のことだと思います。個人カードを落としたりする不安もあって、多くの国民からの問い合わせ等もありまして、カード申請は任意であるので申請しなくても自由だというのは前から言われています。

重要なポイントは次の部分です。扶養控除等申告書、源泉徴収票などの法定資料や雇用保険、健康保険、厚生年金保険などの申請書類に個人番号が記されていなくても書類は受け取る。記載されていないことで従業員、事業者にも不利益はない。従業員から番号の提出を拒否されたときは、その経過を記録する。しかし、記録がないことによる罰則はない。このように回答されています。国税庁とか厚生労働省とか、各省庁の回答もありますが、これを見ますと、必ずしも個人番号が法定書類になくても受理をするという見解をとっています。書類の受理に当たっては、従来から何も問題がなかったからだと思うんですが、山県市のこの間改正された条例には、例えば契約に際して個人番号や法人番号を記入するというような規定がありましたが、この各省庁との回答の法的な整合性というのはどのように図られるのでしょうかと、この点についてお尋ねをしたいと。なお、御存じなければお調べいただいて、きょうじゃなくても後日でも結構ですので、お答えを願いたいと思います。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 再度御質問をいただきましたので、回答させていただきます。

現在、必要な措置ということで、国と連携をとりながらシステム開発ですとか、必要な規定の整備を行っておる旨、先ほど御説明したところでございますけれども、国のほ

うで示してくる取り扱いの指針ですとかQアンドA等々で、若干取り扱いが変わってきたりとか、システム自身もこういうふうシステムを構築すればいいよということが後々また変わったりとかということがございまして、予備費を利用させていただいたりということも前回報告させていただいたところです。ですので、今、規定の整備ということとしておる部分については、国のほうからこういうふうにしてくださいねという依頼があって、各課のほうで検討し、その必要な改正をしておったりとか、取り扱いをどうするかということを検討しているところですが、それが変遷する、またこれから変わっていく可能性も十分あるというふうに各課長とも認識しておりますので、そういった国からの情報ですとかそういったものには注視しながら進めていくということ相互に認識を共通にしておるところでございまして、これからは変わっていく可能性ももちろんあるということで対応していく所存でございます。

以上です。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） ありがとうございます。

今、私が述べたことについては、詳細についてはまだ指示が来ていないということですね。いずれにしても、国のいろんな情報等々、指針等について、対応については協議しながら変更していくということによろしいでしょうか。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 国との協議も進めながら、これは進めていくものと認識しておりますので、そのとおりでございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番、寺町知正君。

○9番（寺町知正君） それでは、通告に従ってお尋ねいたします。

まず最初に、資料の1、議案書の27ページですけど、議第80号の市税条例の一部改正ということで担当課長にお伺いしますけれども、提案の説明というところを読んだりしますと、市税の猶予制度に関する規定を設けるというふうになっています。言葉として、猶予というからにはどこかに恩恵が生まれそうに見えるわけですがけれども、他方で調べてみると、申請者の事務負担が増加するというような指摘も聞こえてきます。

そこでお尋ねしますけれども、まず、そもそもの猶予制度の趣旨とか、今回の制度の経過や趣旨、内容の要点はどのようでしょうか。

次に、この改正による行政側のメリット、デメリット、それから、市民、納税者側のメリット、デメリットはどのように考えられるのでしょうか。

3つ目として、市内の対象者の件数とか、その額とか、猶予の期間、あるいは過去のトラブルだとか、そういったことの過去の実績、それから、現状これほどのようでしょうか。

そして、最後に、ではこの改正によって今後どのようなようになっていくと予測されるのか、以上、お尋ねします。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） 御質問にお答えいたします。

1点目の制度の趣旨、今回の経過、内容の要点でございますけれども、地方税の猶予制度につきましては、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情がさまざまであることなどを踏まえて、各地域の実情に応じて条例で定めることのできるとした仕組みの上で、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請による換価の猶予制度を創設するなど、国税における平成26年度の改正を踏まえた今回の改正でございます。

ちなみに、換価の猶予とは、既に差し押さえした財産を換価しない、売らないというようなことでございます。

2点目の、改正による行政側のメリット、デメリット、それに対して納税者側のメリット、デメリットはどのようなことかということでございますけれども、行政側のメリットといたしましては、先ほども述べさせていただきましたように、早期にかつ的確な納税の履行が見込まれることでございます。

デメリットといたしましては、猶予期間中に新たな税金が発生するわけですが、この税金は差し押さえができないという形になりますので、新規の滞納がふえる可能性がありますので、それを抑制することではないかというふうに考えております。

納税者側のメリットといたしましては、分納ができるとか、財産が猶予されることで、差し押さえが仮にあった場合なんかは解除される場合があったり、延滞金の一部免除されることがございます。あと、今度の改正のメリットといたしましては、猶予税額が50万円以下の場合には担保が不要であったわけでございますけれども、改正後は100万円以下、それから猶予期間が3カ月以内の場合には担保が不要になったことでございます。あと、御自分で申請ができるということもメリットかと思えます。

デメリットといたしましては、議員御発言のように申請しなければなりませんので、その事務というか手間が要するというところぐらいで、あとは特段ないというふうには思っております。

3番目の市内対象者の件数、額、期間、トラブルなどの過去の実績ですけれども、一

応ございません。詳しく申し上げますと、災害とか病気とか事業の停止によるものでございますので、そういうものがないので、申請がなかったというふうには考えておりません。

今後ですけれども、先ほどの趣旨でも申し上げましたように、納税者の負担の軽減を図るとともに、納税の履行を確保するためにもこの制度は周知しておきたいと思っておりますけれども、余り該当があるというふうには考えておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 再質問いたしますけど、余り該当がないということの実態、でも周知が必要かなということも答えられたんですけど、そもそもこれは差し押さえとかそういうときの全ての案件ではなくて、ある災害という言葉がありましたね、すごく限定的なときにしか使えない制度かどうか、そのあたりの、そもそも制度が使えるという前提をちょっと示していただけませんか。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） 前提といいますのは、要件というのは、これは以前から決まっております地方税法の第15条に該当する項目でございますので、先ほど申しましたように、災害、それから病気、それから事業の廃止、それから損失、あと5点目にこれに類するものというふうに規定されておりますので、先ほど申しましたように、そのようなことが該当があれば申請もできる、職権もできるということでございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 再度お聞きしますけど、今の説明ですと、災害は確かに起きたことだから事前にはわからないけれども、病気とか事業の廃止とかという結構ありそうな状況かと普通は思うんですけれども、それから、差し押さえというのはかなり密接な関係があると私は普通には理解しているんですが、そういうときの利用がやっぱりないと、実績がないということは、1つは周知だろうし、本人が全く知らなければその恩恵を受けることはないので、最初に答弁があったように、今回から申請ができるようになったという、非常にメリットがありそうだから、過去以上に周知が必要だというふうに思うんですが、そういう意味の、申請できるようになったよということをきちっと周知する、しかも病気とか事業の廃止とか、そういうときにも使えるんですよということをあらかじめ、それから差し押さえ案件のときにはちゃんと周知、伝えるということが必要かと思うんですが、その点いかがかというのが1つ。

もう一つは、申請というからには行政が受け付けるわけですが、そのときに、やっぱ

り排除的な受け付け姿勢だったら結局生きてこないでしょう。だから、行政が申請制度もできるようになったから、そこはきちっと受容的に受け入れ的な姿勢で臨む必要があるかと思うんですが、そのあたりについての気持ちとか覚悟とか方向性はいかがでしょうか。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） この制度は、簡単に言えば税金がかかったけれども払えないので分納をしてくださいというようなことなんですけれども、その期間が短いといえますか、納期から60日ですので、ほとんど現年というふうに考えていただければいいんです。現年を、なかなかことしかかったけれども納めれないのでこの分を分納してくださいよというのが、分納して納めますよというのが、多分ないといえますか、どちらかという、今までの例ですと、仮にそういう場合があったとしても多分ずっとそれが滞納になって、私のほうが差し押さえをしたりとか納税折衝をしたときに初めてわかるというふうで、そういう、もう事前に、早目にこのようなことがなされるということが過去になかったのということですけれども、そういうことが普通はないというか、そういうことはなってはならないですし、ないというふうに考えておりますけれども、周知はしておきたいなというふうには考えておりますので、よろしく願います。

○議長（上野欣也君） 質問を変えてください。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） ちょっと、今の答弁は本当はまだ再質問したいところがありますけど、じゃ、次に行きます。

次の通告は、資料の1の議案書34ページですけど、過疎地域の固定資産の特例に関する条例ということで、提案の説明には、過疎地域に係る課税免除の対象期限を延長と、5年というふうになっています。これについて、そもそも制度の趣旨、目的はどのようなのでしょうか。

それから、この制度の制定の経過はどのように、今回の延長の理由、あるいはさらにその5年後の次はどう見込まれるのかということはいかがでしょうか。

現実に、市内の対象者の件数と額など、これについて現状と今後はどう予測しているのでしょうか。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） お答えいたします。

制度の趣旨、目的でございますけれども、この条例は過疎地域自立促進特別措置法の規定により、過疎地域とみなされる区域である旧美山地域ですけれども、区域において、

産業の活性化と雇用の増大を促進するため、地方税法第6条第1項の規定により、これは免除規定のことでございますけれども、により、製造の事業、それから情報通信技術利用事業、旅館業の用に供する設備を新設し、または増設した者に係る固定資産税の特例、これは3年間の免除でございますけれども、を定めるものでございます。

2点目の、制定の経過はどのように、延長の理由とか5年後の見込みでございますけれども、制定の経過ですけれども、合併前には美山町において、過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う美山町固定資産税の特例に関する条例というものが平成14年に制定されておりまして、14年から美山地区は過疎に指定されたわけですが、それに伴いまして制定されまして、合併した15年4月1日に、山縣市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例が制定されております。

今回の延長理由でございますけれども、東日本大震災の発生により過疎対策事業の遅延が想定されることから、各団体とか地域の方からの要望もございまして、議員立法として国会に提出され、平成24年6月27日に改正法が施行され、法の有効期限が5年間延長されたことに伴うものでございます。

5年延長後の見込みにつきましても、私どもといたしましては、北部地域の活性化のため、引き続き関係機関、団体等と連携をいたしまして延長されるよう要望してまいりたいと考えております。

3点目の、市内の対象者の件数、額などに関してでございますが、現状は、これまで私どもにもう一つ、山縣市企業立地促進条例というのがございまして、ここに工場等設置奨励金及び雇用促進奨励金の補助といたしますか、があるわけですが、そこで申請される事例はあるわけですが、今回、今まではこの条例に該当する申請はございませんでした。しかしながら、今後は出てくるものというふうに考えておりますし、現在1件の、申請準備をされておるといふふうにお問い合わせがあったのが1件ございますので、今後は出てくるのではないかといふふうに想定しております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 再質問いたしますけど、今の説明で大体の状況はわかったんですけれども、実際には今までは利用がなくて、これからあるかもしれない状況だということですね。免除というからにはやっぱり申請が先なんだろうと思うんですけれども、一般の方ってその制度を通常余り知らないわけですよね。そういう意味では、こういうのがありますよとか、どうですかと言って、初めて、じゃ申請しましょうというふうになるのが性質なので、そういう意味では市のほうが周知ということも含めて、あるいはも

うちちょっとあっせん的な姿勢が足らなかったことの結果が、過去に実績がなかったじゃないんだろうかという気はするわけですが、そのあたりの見解、そもそも、その免除に当たるケースはないんですよという行政判断ができていながらともかく、そのあたりどんな見解でしょうか。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） お答えします。

私どもが家屋調査に伺った場合に、先ほどももう一つ補助金が、助成制度があるというふうに申しましたけれども、それとこちらというふうで御説明はさせていただいております。パンフレットもできましたので、企業のほうにつきましてはそちらのほうのパンフレットをお渡しして周知はしております。それで事業者の方がどちらを選択、結果的に同じといいますか、申請される業種は若干向こうのほうが広がっておりまして、さらに雇用の補助金もございますので、そちらのほうが有利じゃないかというふうで今までは申請されたというふうに考えておりますが、私どもといたしましては、市としては、どちらかという私どものほうが有利じゃないかというふうには思っておりますので、周知をしていきたいというふうに思っています。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 今の答弁も、おおむね理解できるように受けとめました。

次に行きますけれども、資料の1の議案書の35ページですけど、介護保険の条例の一部改正ということで課長にお聞きしますけれども、この中では、「及び住所」という文言を「、住所及び個人番号」に改めるというふうに明記されています。

そこで質問ですけど、住所及び個人番号ということに関して、それが使われるタイミング、これは具体的にどんな局面が想定されるのでしょうか。

また、番号の記入のためのいわゆる番号のメモを持っていくのかなとみんな思っているところなんですけれども、特に高齢者というのは、メモとかそのカード自身をこれを持っていてもそれを落としたりなくしたり盗まれたりといろんな懸念が指摘されているところですけども、市民の側が自分、みずからでその番号を書き込まなければならないという手間というか、作業を要するということがあるのでしょうか。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成28年1月1日以降、介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号を追加することとされました。

介護保険においてマイナンバーが必要になる手続は、介護保険資格の取得、異動、喪失や要介護認定、個人負担限度額認定、居宅サービス計画作成依頼など多岐にわたるとされています。

今回、条例改正をお願いします山口市介護保険条例第12条第2項につきましては、保険料の徴収猶予における申請書を提出されるときにマイナンバーの記載をお願いするものです。

また、同じく第13条第2項につきましても、保険料の減免における申請書を提出されるときにマイナンバーの記載をお願いするものでございます。

続いて、市民の皆様が自身で個人番号を書き込むなどの手間を要することがあるかという御質問についてでございますが、基本的に申請書等にマイナンバーを記載することをお願いすることといたしております。しかしながら、申請者の負担軽減を図るための配慮として、申請者が自分のマイナンバーがわからず記載が難しい場合等の取り扱いにつきましては国においても問題となっており、今後示される予定でございます。

先ほど総務課長が申しましたように、今後の情報に注意しながら、国、県の指導のもと、介護保険事務におきましても慎重に取り扱いを行っていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 再質問しますけど、これは、私は総務課長に聞けないと思うので、副市町か市長にと思うんですが、実はこの条例を見ていて、今のようなことを聞いて、猶予の申請とか減免の申請と、いろんなところにありますよね、山口市にとって。でも、今回も、見ていてもここの介護保険しか出てきていないんですけど、これは今後もっといろんなところに出てくるのか、免除とか猶予というときに個人番号が必要なのはもうこれぐらいしかないのか、そのあたりどういうふうに予測したらいいのでしょうか。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 今回の議案で上げさせていただいているのは条例の改正でございます、例えば様式を、規定、規約とか規則とか、そういったところで定めている場合については、議案として上げさせていただくということはありませんので、そのほかにももちろんございますということで認識いただければと思います。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 今の答弁ですと、条例は当然議決事項ですから出てくるということで、逆に、市の単なる様式の変更だとか要綱の中の字面を変えたとかということだと出てこないということで、ほとんどもう出てこないのかなと思うんですが、そんな予測

でいいのかということと、先ほどの、猶予だとか減免というある程度市民、個人にとっての一定の恩恵、メリットがあるようなものは、個人番号とのリンクをつけていくという大きな流れがあるのか、そのあたりいかがなんでしょうか。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 先ほど福井議員への回答でも申し上げましたけれども、番号の利用を事故なく円滑にどんどん進めていくということは、いろんな意味で、公正、公平な社会の実現ですとか、行政サービスの簡便化ですとか、利用者に恩恵を与えるというのが主目的でございますので、その取り扱い、細かいところについていろいろ議論がございます。国のほうの指針もいろいろ変わっているような状況ではありますけれども、そこは県ですとか国の情報提供も受けますし、市の中でもいろいろ議論しながら、そういった示された方法に従って市の制度も整備していくと、そういうことになろうかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（上野欣也君） 質問を変えてください。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） では、次に行きますけど、同じく資料1の39ページですけど、議第85号で、児童発達支援センター組合の規約の変更ということで出ています。

提案の説明の中には、美濃加茂市の脱退に伴い、この規約を改正すると示されています。

そこでお尋ねしますけれども、この組合のそもそもの趣旨、目的、あるいはできた経過とか構成員というのはどのような団体でしょうか。

次に、この組合の事業とか業務の成果をどのように評価しているのでしょうか。

3つ目として、美濃加茂市が脱退というふうに明記されているわけですけど、脱退の理由はどのようなことというふうに認識しているのか、いかがでしょうか。

それから、4つ目ですけど、そのような議案を見ていて俗に思うわけですけど、平たく考えると、組合の行っている今の事務事業とか成果に関して、脱退しても達成されるのかな、あるいは脱退したほうがより高い成果が得られるというふうにも考えられそうに思うんですが、そのあたり、いかが認識されているんでしょうか。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

岐阜地域児童発達支援センター組合の趣旨、目的でございますが、これは児童福祉法に規定されます医療型児童発達支援センターというもので、脳性麻痺などの肢体不自由児の方や運動発達に支援が必要な就学前の児童及びその保護者への発達支援を行うこと

によりまして、将来の自立と社会生活力の向上を図るというものでございます。

経過といたしましては、昭和51年7月に県より岐阜地域肢体不自由児母子通園施設利用組合としての設立許可がなされております。52年4月に施設としてのポッポの家が完成し、現在38年が経過しております。

また、平成24年4月には児童福祉法の改正によりまして、組合の名称が当初の岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合から、岐阜地域児童発達支援センター組合に変更になっております。

構成員につきましては、合併あるいは離脱等によりまして、現状では岐阜市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、八百津町、そして当市山県市の岐阜市を主体とする周辺8市4町が構成員となっております。

また、事業、業務の成果ということでございますけれども、就学前の肢体に障がいを持たれる児童に対して、広域的な地域ニーズに応えながら、一人一人の心身の発達や障がいの状態に応じたきめ細やかな発達支援を行っておるとということと、心の通い合う人間関係を大切にして、子供の内面を豊かにし、自立に向けての意欲や態度を育てておるというものでございます。

さらにまた、家族とともに発達支援を行うということによりまして、障がいを持たれるお子さんの家族を支援し、障がいを受容して子供の能力を引き出し、社会参加できる力も育て、地域社会の一員として地域の人やボランティアと連携しながら、将来を見詰めた発達支援を行っておるとということで、就学するまでの発達支援として重要なものと考えております。

美濃加茂市の脱退の理由ということでございますが、これにつきましては平成9年以来19年間、通園されるお子さんがいなかったこと、それと、近隣に同様な施設が設置されたということにより、脱退されるということでございます。

そのことにより高い効果が得られるかどうかということでございますが、当市におきましても、合併した平成15年度以降、延べ4人ほどの方が通園をされております。平成26年度からは通園されておる方は現在ございません。しかし、医療型児童発達支援事業所である支援センターのポッポの家というのに併設されております診療所におきまして個別指導を受けているお子さんは現在おみえになります。

このような児童発達支援の事業所は数も少なく、ここは当市からも距離も近いという利用しやすい環境もあるということでございまして、発達支援を受けることのできる環境を整えておくということは重要なことだと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 答弁はよくわかりましたので、次に行きます。

資料3ですけれども、補正予算ということで、9ページ、議第86号の一般会計の補正予算ということです。9ページの民生費の社会福祉費のところ、説明欄を見ますと、介護老人福祉施設等整備事業者選定委員会委員報酬というふうにあつて、報酬は9万8,000円ですね、合計。報酬と旅費かな、とあります。これは、議案書のほうにもありますけれども、79号の附属機関設置条例とか、関連する費用弁償も出てきています。

そこでお尋ねするわけですが、そもそも今回のこの介護老人福祉施設等整備というその事業の概要というのはどういうことなのでしょう。

それから、その事業の財源の負担割合とか、市の負担、市の関与というのはどのようなのでしょう。

それから、今、12月議会ということで、仮にこれが議会を通ったとして、それから業者の選定業務に入っていくと、年度が変わりというのが目前になるわけですが、国、県、市、それぞれの行政機関として、予算を使う、組むというようなことの時系列に照らしてみるとちょっと懸念もあるわけですが、そのあたりは大丈夫なんでしょうか。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

今年度より平成29年度までの第6期山口市高齢者福祉計画の中に、特別養護老人ホーム50床の新設が盛り込まれております。現在、整備予定事業者を公募いたしておりますが、50床の新設は地域密着型ではなく広域型の施設でありまして、市内に建設していただくことが条件でございますが、入所できるのは市内の方限定ではございません。ですから、整備事業の財源といたしましては、市の負担は全くございません。県の補助事業でございますが、今年度の県の補助金によりまして、準備補助金として1床当たり約62万円ですので、50床ですと約3,100万円、整備補助金といたしましては、居室のタイプによりまして、一番高い補助でユニット型と言われる部屋が1床当たり290万円で、50床分1億4,500万円となります。県の補助金のみでございます。

山口市内に建設される広域型施設でありますので、市が選定は行いますが、整備予定事業者決定後は県と業者との間での協議となりますので、市の関与はありません。県と市が協議いたしました結果、施設整備期間を平成28年度と29年度の2カ年とするということになりましたので、今年度中、3月までに業者を決定すれば開設に問題はないということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） よくわかりました。

次に行きますけれども、通告で2つに並べて聞いたんですけれども、これは介護保険関係の歳入と歳出ということで、あわせて2つを今お聞きしますけれども、資料3の補正予算書21ページ、これは議第87号の介護保険の歳入のほうですけど、このところの繰入金というところで取り崩し264万円、それから、一般会計の繰入金ということで、上に出ていますけど150万円とあります。この理由ですね。

それから、これは、単純な見方をすれば、繰り入れてさらに取り崩すというのはちょっと財政が厳しいのかなと、単純に言えばそうとれるわけですが、そのあたりいかがでしょうか。

続いて、歳出のほうですけど、22ページ、ここでは特定入所者介護サービス費というふうな説明となってきました。これはどのような事業について、この補正の理由とか背景はいかがでしょうか。

それから、税源について、国県支出金が450万円、その他750万円というふうにあります。内訳の明細はどのようでしょうか。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

予算書20ページから22ページで、増額補正となっておりますのは介護保険のサービス費で、個人負担を除く分を給付費としてお支払いしておりますけれども、その給付費の中の特定入所者介護サービス給付費負担金が当初予算よりも増加したために補正をするもので、歳入は全てその財源でございます。

特定入所者介護サービス給付費負担金と申しますのは、宿泊を伴うサービスを利用した場合に、個人負担で食費と居住費を支払わなければなりません、低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請によりまして食費と居住費の一定額以上は保険給付で支払われるといった制度でございます。所得に応じた負担限度額までを利用者が支払い、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。

今回、今年度の決算見込み額を算定いたしましたところ、それぞれのサービスの種類で歳出科目が決まっておりますが、この特定入所者介護サービス給付費負担金が不足する見込みとなりました。介護サービスは日々認定者数も介護度も変化し、利用されるサービスも変わります。ショートステイも含めました宿泊サービスを利用した方が増加したこと、非課税世帯が増加したことなどが理由で考えられます。

1,200万円の財源につきましては、施設等給付費の財源更生がございまして、国が15%

で180万円、国の調整交付金が5%で60万円、県が17.5%で210万円、支払基金交付金が28%で336万円、市が12.5%で150万円の繰り入れを計上いたしております。残りの22%は通常第1号保険者の保険料でございまして、その分264万円を基金より繰り入れることといたしました。

会計の財政状況といたしましては、今回、給付費の増額補正をいたしますが、今年度の決算見込みを計算いたしましたときに、給付費全体といたしましては今年度予算の中でやりくりできると考えております。当初予算と比較して、一般会計からの繰り入れも基金繰り入れも増額する見込みはないと考えております。

基金につきましては、前回の補正で前年度繰越金がございましたので、基金繰り入れを減額しており、今のところ当初予定の基金繰入額までにはならない予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。再開時間は11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） それでは、再質問いたしますけれども、先ほどの説明の中で、サービスのうち、その宿泊関係について、食費とか宿泊費が必要になるということでした。それは、低所得の方は申請によって適用していくということでしたけど、介護という事業の特質上、本人の申請というのはなかなかずっと自発的には出にくいのかなと思うんですが、そのあたりは日常的な業務の一環として、対象になる人には積極的に行政の側、あるいは介護する側が伝えていくということはきちっとできているのでしょうか。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

介護保険の制度の中では、初めて認定を受けられる方に関しましては窓口のほうに来ていただくこととなりますが、それ以外のサービスで該当される方に関しては、こちらから書類を出させていただくということが多いです。ですので、漏れることも少ないですし、一応申請主義ですので、出させていただいても向こうが申請をされない場合もございます。

先ほど説明させていただきました食費と居住費に関しましても、今年度の8月から、低所得だけではなくして、預金の残高が1人1,000万、御夫婦ですと2,000万を超えること

該当しないというような規定に変わりました。そういった場合に、もう御自分でその金額を超えているとわかっておみえになる方は、わざわざ通帳のコピーをするということもありませんので出されないということもございますが、大抵のサービスはケアマネジャーさんとおっしゃる方もついておられますし、漏れがないように周知いたしております。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） では、次に行きます。

同じく補正予算書ですけど、28ページ、これは、議第88号の集落排水の特別会計ということで、1番上のところに加入者負担金ということで135万円の増加というふうにありますけれども、集落排水という地域的な特徴も考えたとき、この12月にというのはちょっと理解がぱっとできないので、どのような背景があるのでしょうか。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 御質問にお答えします。

27年9月の消費税確定申告により消費税納額が確定したことにより、12月及び3月の中間納付の支払いに不足が生じることによるものでございます。

補正するに当たりまして、加入者負担金が、27年11月現在に予算額27万円に対して新規加入者6件で162万円の収入となっております。それに伴って、増加額の135万円を補正額として計上させていただきました。これは、一般会計からの繰入金の低減をするために加入者負担金の135万を補正することにより、繰入金の低減を図るというものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 再質問します。

確認ですけど、新規が6件分だということで、これは実績としてのもの、あるいは確実な見込みがある、それとも、もうちょっとファジーな数字の6件、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 11月現在に歳入されております金額です。

以上です。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） わかりました。

次に行きますけど、次の予算書の37ページ、議第89号の公共下水の特別会計というこ

とで、37ページには一番上の段に下水道事業の受益者負担金ということで、1,480万円の減額、それから、工事負担金も802万9,000円の減額とあります。12月のこの時期にということで、どのような背景かを説明してください。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 御質問にお答えします。

27年度第1期納付期限の8月31日までの一括納付期間の納付者が、当初予定をしておりました299件の見込みでありましたが、実際は223件でありました。このことにより、今回受益者負担金の減額補正を行いました。この減収理由としましては、公共ますの申請件数において、当初、受益者負担金を見込んでおりましたが、その中には、空き家及び空き地等の申請者においては、一括納付ではなく分割納付となったことによるものでございます。

次に、工事負担金でございしますが、県の補償工事が10月7日に完了し、補償額が確定したことにより今回減額補正をいたしました。内容としましては、27年度補償対象工事延長が、まず120メートルから55メートルとなったこと、また、単独工事で、当初メーター当たり7万3,000円という補償費を見ておりましたが、同調工事で施工したことにより、メーター当たり1万6,000円となったことによるものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 改めてお聞きしますけれども、今、公共ますの申請件数で見込んでいて、それが空き家の関係は外したというようなことですが、それは突然制度が変わったからなのか、毎年そういうふうなことが起きるのかというようなこと、それから、公共ますの申請で見込んだのでということで、かなり、3分の2ぐらいに減っているわけですかね。こういう減り方というのは、今後も出てくると何か妙な感じがしますが、そうすると来年からは積算方法を変えるのかとか、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 当初予算は、今年度は一応うちとしては、空き家、空き地等も含んで予算計上をさせていただきましたけど、来年度はこのあたりも考慮に入れ、多少申請件数よりも少ない件数で予算計上を、28年度は計画しております。

もう一つは、済みません、2番目の質問は何でしたか。

○9番（寺町知正君） 今、来年のことは答えてもらったと思うので、空き家とか空き地を突然入れたというような説明だったけど、それは毎年、これからどうしていくの。

○水道課長（大西敏彦君） 今後は、その辺は実績に基づいて少なく計上はしたいという

ふうに思っておりますが、どうしても空き家の方というのは見込みが未定ということなので、分納でされる方が多いという傾向が出ておりますので、その辺は分納で予算計上して、実際家があるところは一括納入の方が90%以上ありますので、それで予算計上はさせていただきたいと思います。

○9番（寺町知正君） 結構です。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君の質疑を終わります。

以上で発言通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これもちまして、承第3号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分についてから議第90号 指定管理者の指定についてまでの議案に対する質疑を終結いたします。

日程第3 議第91号から日程第5 議第93号まで

○議長（上野欣也君） 日程第3、議第91号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、議第92号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、日程第5、議第93号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第4号）、以上3議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程されました3案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー4、議第91号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、地方公務員災害補償法施行令の一部が平成27年9月30日に公布され、同年10月1日に施行され、年金たる補償及び休業補償について、当該補償の受給権者に同一の事由により障害厚生年金、遺族厚生年金等が支給される場合に調整を行うこととされたことに準じて、本市におきましても同様の調整を行うため、条例改正をお願いするものでございます。

次に、議第92号 和解及び損害賠償の額を定めることにつきましては、去る10月9日の午前3時38分、山県市青波228番地先において発生いたしました水道管の破損事故に係る工場の損害について、損害賠償の額を243万9,027円と決定し、和解するため、地方自

治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づきまして議決をお願いするものでございます。

続きまして、資料ナンバー6、議第93号 平成27年度山口市一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に244万円を追加し、その総額を128億2,725万9,000円としようとするものでございます。

追加の内容は、議第92号で御説明申し上げました損害賠償金として244万円を追加しようとするものでございます。なお、歳入に総合賠償保証保険金といたしまして同額を見込んでおります。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議をいただきまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第6 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第6、質疑。

議第91号 山口市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議第93号 平成27年度山口市一般会計補正予算（第4号）までの3議案に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 今、追加上程の92号、和解及び損害賠償の関係の議案についてですけど、今の提案説明ではちょっと状況が理解しにくくて、具体的にどんな場所、例えば市道の真ん中とか、個人の民地の場合は当然対象じゃないと思うんですけど、そういう場所的な状況、それから、破損というわけですけど、原因というのはどのように考えたらいいのでしょうか。そのあたり、担当課長に説明をお願いします。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 質問にお答えします。

まず、地区は青波なんですけど、市道の中で水道管のパイ150、ビニール管の150のソケット部分で破損をいたしました。そのことにより、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工場ですが川沿いにあり、またそれが道路より下のほうにあったことにより、機械等が水没をしました。そのことにより、機械に損傷を与えたということで今回損害補償ということで補償をさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 今、ソケットのところ破損したということでしたけど、そういったような公の水道管の破損などによるこういう事故ですよね、和解や損害賠償が必要なほどの事故というのは余り記憶がないんですけど、そういったことの頻度とか、どの程度起きているんですか。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 頻度はほとんど、私、ずっと水道を長いことやっておりますが、今回で、前回消火栓がはげて補償はさせてもらったんですが、今までに2回ということ。

通常は、道路に染みで出るというパンクで把握はできるんですが、今回の場合、もう噴き上げていたと、高さ的には電柱ぐらいまで噴き上げていたという情報を受けております。

今回、時間的に夜の3時38分に警報が出て、それから3時50分、運よく住民さんから通報がありました。それで担当者2名で市役所に登庁する途中で電話があって、場所はすぐに確認できましたので、4時58分に一応止水と、仕切り弁をとめさせていただいて、5時には水道業者に修理の依頼をかけ、それから、9時に水道課職員がその工場内の排水作業をさせていただきました。それで、その日の午前11時に本管の修理作業が完了いたしました。

内容的には以上ですが、通常は住民さんに迷惑をかけるということはほとんどないというふうに考えておりますが、来年度、この地区の排水管等は同じような管が入っておりますので、布設がえ等をして、2回目はないようというふうに考えております。

以上です。

○9番（寺町知正君） 結構です。

○議長（上野欣也君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第91号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議第93号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第4号）までの3議案に対する質疑を終結いたします。

日程第7 委員会付託

○議長（上野欣也君） 日程第7、委員会付託。

承第3号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分につ

いてから議第93号 平成27年度山口市一般会計補正予算（第4号）までの17議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（上野欣也君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

7日、8日は総務産業建設委員会、9日、10日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、14日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時28分散会

平成27年12月14日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成27年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 12月14日(月曜日)

○議事日程 第3号 平成27年12月14日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(14名)

1番	操	知子君	2番	村瀬	誠三君
3番	福井	一徳君	4番	山崎	通君
5番	吉田	茂広君	6番	上野	欣也君
7番	石神	真君	8番	杉山	正樹君
9番	寺町	知正君	10番	尾関	律子君
11番	武藤	孝成君	12番	藤根	圓六君
13番	影山	春男君	14番	村瀬	伊織君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林	宏優君	副市長	宇野	邦朗君
教育長	伊藤	正夫君	総務課長	太田	智倫君
企画財政課長	久保田	裕司君	税務課長	石神	彰君
市民環境課長	奥田	英彦君	福祉課長	江口	弘幸君
健康介護課長	藤田	弘子君	産業課長	山田	和哉君
建設課長	長野	裕君	水道課長	大西	敏彦君
まちづくり・企業支援課長	鷺見	秀夫君	会計管理者	遠山	治彦君
消防長	藤根	好君	学校教育課長	渡辺	千俊君

生涯学習課 梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 宇 野 照 泰
書 記 鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（上野欣也君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 山崎 通君。

○4番（山崎 通君） それでは、一般質問をさせていただきます。

都市ガスの導管埋設が進められていることについて質問いたします。

エネルギーの選択の自由は当然ありますけれども、十分な配慮がなされているか不安要件があるのでお尋ねをいたします。

1つ目に、埋設工事はいつごろから始まったのか。それから、現在の進捗状況は。3番目に、利用者はどのくらいか。4番目に、軟弱地盤での安全については担保されているかを建設課長に御質問いたします。

○議長（上野欣也君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の、工事はいつごろから始まったのかという御質問でございますが、高富地区及び富岡地区の一部地域におきましては、東邦ガスによる都市ガスの供給エリアとして平成3年8月から工事が開始されております。現在もなお、新たな供給エリアの拡張に向けたガス管の埋設工事が平成26年度から新たにまた実施されております。

2点目及び3点目でございますが、まず、2点目の進捗状況についてでございます。

本年度におきましても、高木阿原地区から東深瀬鴻ヶ池地区の一部におきまして工事が実施されております。平成27年3月時点におきまして、ガス管埋設の総延長につきましては約1万800メートルとなっております。その内訳につきましては、本管であります導管、これ、管径200ミリでございますが、約2,300メートル、受給施設への引き込み管、これは管径が50ミリと75ミリでございますが、約8,500メートルとなっております。

また3点目の引き込みの戸数につきましては、27年3月時点におきまして262件との情報を施行者のほうからいただいております。

4点目の議員御指摘の軟弱地盤のある地域へのガス管の埋設に係る安全性につきましてでございますが、施行者でございます東邦ガスは、ガス供給事業者として十分な実績、

施工技術及び管理体制を有しておりまして、組織全体としての安全の確保と対策、対応が確立されていると思われまます。軟弱地盤の地域に限らず全ての地域において、安全な施工となることを見込まれると考えております。

また、埋設される管につきましてですが、不等沈下や地盤の変移に強く、阪神・淡路大震災の際におきましても被害が見られなかった実績などから、耐震への信頼が高く、さらに耐アルカリ、耐酸性であることから腐食にもすぐれており、管の接続についても加熱融着処理によりまして接合部が管と一体化となるなどの優位性を複数保持する、JIS規格のガス用中密度ポリエチレン管が使用されております。

本市といたしましても、軟弱地盤へのガス管理設に関しましては、地域の方々の不安を十分に認識した上で、市道の占用基準、及び施工上、管理上の安全確保につきまして、施行者との協議を十分に行っております。今後におきましても、施工状況の把握及び施行者との連絡調整を緊密に行うことで、地域の方々の不安解消に努めたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 山崎 通君。

○4番（山崎 通君） それでは、再質問をさせていただきますが、いろいろ私なりに調査しておりますと、この件については、これには市長というふうをお願いしてありましたが、副市長のほうが詳しいということを知りましたので、副市長に御質問する、簡単なことなんですよ、ですから、副市長に答弁してもらおう、答弁は共通しておられるだろうと思いますので、副市長をお願いしたいと思います。

今の再質問でいろいろ疑問な点がたくさんあるんです。それで、この埋設についてのプロセスをいろいろ踏んだのかということも、私なりに首をかしげるところがたくさんあるんですが、協議はしっかりなされたのかと、議決は要らないかもしれませんが。それから、ガス供給事業者は実績、技術、管理体制を有しているから安全だというような答弁もありましたが、本当に大丈夫なのかなということをおもっております。それから、契約書なんかはあるのか。LPガスと都市ガスの違いは御存じなのか。

たくさんあるので、挙げたら話し切れないくらいあるんですが、例えば寸断をされたときのガスの漏えいについて、あるいは、避難場所の確保はしてあるのかとか、供給停止の代替措置があるのか、ガス会社は私業、私企業ですが、こういうところの所在は明確にしてあるか、都市ガスとLPガスでは使用する器具が違うこと、そういうことは御存じだと思いますけれども、利用者はそういうことを本当に知っておられるのかなということをお不安に思うわけですが。

それから、道路の掘削基準と占用許可は必ずクリアされているか、あるいは役所からの監督はきちんとされているか。現在の答弁の中にある阿原地区なんかは、御存じのように根尾断層が走っておりまして、あそこは何とかという大学の先生が調べられたときには真っ赤になるほど危険地域ということは御存じかと思いますが、御存じないかわかりませんが、そういう不安もあります。

それから、特に副市長、企業支援ということ、あるんですが、今、山口市の中でLPガスを販売しておられる企業が農協を初め結構あるんですよ。それで、そういう人たちは今までずっと貢献していらっしゃったわけです。それで、新たに何か岐阜のほうからやってきて、そして埋設をして、さあ、どうぞというのは、何か企業支援とは全く逆の話ではないかということを思います。

それから、LPガスの場合、これも調べたんですが、300キロ、300キロですから私の背ぐらいのタンクを五、六本、備えると、これは消防署へ届け出をするんです。それで、私は消防署へ届け出するのかということで、消防署へ聞きに行ったら、どこに埋設をされているかということは消防署には連絡が行っていないんですよ。それで、どこかで漏れいしたといっても、山県消防はどこへ行って走ったらいいかわからないんです。そうでしょう。ただ、ここら辺、水道管と一緒にですから、漏れたらどうしよう。これまた最近の話なんですけど、それで、いろいろたくさん申し上げましたが、1つだけ、都市ガスによる私らの町に対するメリットとは何か教えていただけませんか。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） お答えします。

まず、メインの都市ガスのメリットでございまして、やはり今のインフラとしましては非常に信頼性の置けるエネルギーであると、このように考えております。議員御指摘のように、LPガスが、当市の場合、非常に普及はしておりますが、やはり都市ガスという形で供給されますと、安全上の問題、そして使用量、少々大きくても対応ができるというような点におきましても、都市ガスなりにメリットがあると思います。

ただ、LPガスにおきましても、管等が敷設されなくても各個人に設置できるというようなメリットもございまして、市としましてはLPガス及び都市ガスのさらなる普及を願っているところでございます。

そのほか、いろいろと御質問をいただきましたが、まずLPガスと都市ガスの違いというのは、先生も御承知のように、LPガスのほうが倍ほど熱量があります。これは都市ガスがメタンガスであり、LPガスの場合はプロパンということで、炭素の結合が1つと4つというような差がそのまま熱量の差になってくると考えております。

それで、当然使用器具にいたしましても、L P ガスの場合は都市ガスの半分の吐出口、穴でつくられておりまして、L P ガスの器具がそのまま都市ガスに利用できるというようなことはございません。

そして、あと。

〔「メリットだけを言ってもらえんですか」と呼ぶ者あり〕

○副市長（宇野邦朗君） それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副市長（宇野邦朗君） 以上でございます。

○議長（上野欣也君） 山崎 通君。

○4番（山崎 通君） 今、安全と使用量のことをおっしゃいましたが、安全というのはさっきも言いましたけど、例えば漏れたときにわからないんですよ、みんな。フランスのパリでも大災害があったでしょ。福島震災のときも全てL P なんです、応援するのは。ですから、さっきも企業のことやらいろいろたくさん言いましたけど、まだあるんですよ、たくさんあるんですけど、今、副市長から答弁いただいた2点だけ、仮に取り上げたとしても、安全ということは安全ではないんですよ。目視ができないということは、地下に埋まっているということは目視ができないんですから、当然危ない。見えないので、どこを探したらいいかわからないという状況なんですよ。ですから、安全ということは絶対に言い切れない。

それから、使用量についてですけど、使用量はそんなどんどんどでも変わらないんですよ、私が調べたところによると。それで、なおかつ、また私企業、企業の応援をしないで、おたくら、商工会へ行かれると、地元業者育成で頑張ろうと言ってやってらっしゃるでしょう。いつも言ってみえるがね。それは言っていることとやっていることが、もう全く逆の話にはなりませんか。恐らく私が思うには逆の話やと思うんですが、これは私がまた質問をすると時間がたつばかりですので、これを進める限りは心して進めてほしいということを切にお願いしておきまして質問はこれで変えます。よろしいかね。

2番目の耕作放棄地の有効利用の試みについてという質問をしますが、圃場整備事業の各種事業を国を挙げて取り組み、農業の振興や活性化をもくろんだのですが、期待されたほどの成果もなく、市内のあちらこちらで耕作放棄地が多く見られます。

この放棄地をこのままにすれば日本の農業は衰退し、やがて食料の自給が困難になります。現在日本の食料自給率は40%を切り、先進国では極めて低いのは周知の事実です。ロシアで小麦生産の干ばつがあったり、中国では国際市場で大量の買い付けをされたり、そうした変動の影響でシカゴでは小麦の価格が急騰したのは最近の話ですが、こうした

食料事情が不安定な例はほかにもたくさんあります。

この耕作放棄地をすぐにでも活用できるよう、ふだんから耕作を行い、必要なときにすぐにでも利用可能な環境を維持していくべきと思っています。この農地に四季を通じて花を咲かせ、百花繚乱のまちづくりをして、さらには蜂蜜の採取を手がけ、蜜による山県市の特産づくりを進めてはどうかと思っています。

農地の保全是日本の将来において喫緊の課題と思っております。これこそ官民が一体となって進める重要課題と思います。課長に御意見を伺います。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

食料の自給率、自給力の向上を図るために、水田活用直接支払交付金事業で田において麦、大豆、米粉米、加工用米、飼料用米、飼料用作物、ソバ、菜種、蜜源レンゲ、野菜の作物を作付するよう事業を行っております。

そこで、水田活用作物として比較的作業性のよい蜜源レンゲや菜種を、ミツバチ愛好家が担い手となって蜜源の確保を図ることにより、耕作放棄地の解消につなげるということも考えられますので、体制を整えば可能な事業となるのではないかと考えます。

また、現在香り会館に勤務する地域おこし協力隊員が花農家の経験があることから、山県市を花いっぱいのにしようと努力をしております。今年度は3,000株以上を育て、最初は小学校や公共施設から進めていく予定でございますので、来年度以降、この事業と関連させながら進めていくことも検討してまいります。

養蜂のまちなすることにつきましては、現在、山県市内においてミツバチの飼育者として届け出をしておられる方は、個人が8名、企業が2社となっております。趣味で飼ってみえる方も含めれば、この倍以上になるのではないかと思います。そのうち、多数の方が日本ミツバチを生産してみえます。

私ごとで申しわけございませんが、最近になって日本ミツバチの蜂蜜摂取による効果を知り、毎日摂取をしております。なかなか希少なものでスーパーなどではほとんど販売されておらず西洋ミツバチの蜂蜜の数倍以上の価格であります。たまたま市内在住の知り合いから購入し、趣味で多くの方が飼育されているのを知りました。需要がどれだけあるのかは調査しておりませんが、市の施設で販売できないかと考えておりました。

生産された蜂蜜の品質が担保されることにより、香り会館や市内農産物直売所などに特設コーナーを設け、山県市の新たな特産品として販売することは可能であると考えております。あとは商品として提供できる方をふやしていければ、先ほどの花の栽培も含

め広がりが出てくるものと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 山崎 通君。

○4番（山崎 通君） 課長を初め市長も御存じのことと思いますので、鋭意努力して官民一体となって進めていくといいかなと、こんなふうに思っていますので、よろしくお願い致します。

3番目の質問に入らせていただきます。これは副市長に伺いますが、山縣市消防を岐阜市に委託要望するという話が出てからかなり時が流れておりますが、現在の進捗状況についてを御質問します。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 御質問にお答えいたします。

山縣市消防を岐阜市へ委託要望する案件につきまして、これまで定例会の一般質問等で皆様方に御説明をしております。消防広域化の必要性は、近年の災害や事故が複雑多様化及び大規模化し、これまで経験をしたことのない災害が発生しております。消防はこのような環境の変化に的確に対応し、市民の生命、身体、財産を守る責任を全うする必要がございます。しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、財政運営面でも厳しさがあるなど、消防体制としては必ずしも十分ではございません。

そこで、これらを克服するためには、行財政上のさまざまなスケールメリットを実現することが有効とされ、消防の広域化により、住民のサービスの向上及び消防体制の効率化、消防体制の基盤強化といったメリットがございます。この点を踏まえ、本市における消防広域化の最大のメリットは2つあると思います。

1点目につきましては、災害時における消防力の充実強化でございます。一般的な建物火災を例に挙げますと、現状の初動出動は消防車3台となっており、応援隊の必要となる場合には、勤務者以外の非番者や公休者を昼夜を問わず招集し対応しているところでございます。広域化後の出動体制につきましては、岐阜市の出動計画により消防車6台と指揮車、救助工作車、救急車の合計9台が初動で出動をいたします。これは、消防車が2倍、消防能力は3倍となり、初動体制の充実強化が図られるほか、勤務者以外の招集が減ることで職員の負担が軽減されます。

また、特殊事案への対応も充実強化されます。例えば、数年先に開通が予定されます東海環状自動車道西回りにおける多重事故により負傷者が多数発生した場合には、救急車や救助工作車の増隊が迅速に行われます。さらには、中高層建物火災でははしご車が

初動から出場し消火活動及び人命救助活動を行うほか、林野火災における消防車の増隊も可能となります。

このような中で懸念されますことが、出場件数の多い救急事案への対応でございます。出場車両につきましては、救急が発生した最寄りの署所から現場に向かうため、発生件数の多い岐阜市北部地域で活動する機会がふえると思われま。

〔「もう少し簡単にやってよ。時間がなくなる。そんなこと聞いとらんよ、別に。これはもう前に聞いたんやで」と呼ぶ者あり〕

○副市長（宇野邦朗君） このような状態から消防の広域化等に向かって、現在協議に入っているところでございます。

それで、去る12月2日に山県市長が岐阜市長に本格的な協議を進めてまいりたい考えを伝えたところでございます。

また、消防広域化は市民生活や地域防災の担い手である消防団とのかかわりが深いことから、先月に行われた市自治会連合会長の会議の場で、広域化における消防力の強化等について説明させていただきました。また、消防職員と消防団幹部等にも同様の説明を行ったところでございます。今後も進捗状況等につきましては、岐阜市と足並みをそろえて説明をしてまいりたいと思っております。

なお、消防広域化の実現時期は、指令システムの整備を勘案し、平成29年4月を目標としたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 山崎 通君。

○4番（山崎 通君） あのね、副市長、あなた自分から6月も9月も答弁をしていると言っているんですよ。この内容なんか、もうどちらでもいいんですよ。もうわかっているんですよ。だけど、今せっかくそういう答弁していただいたので、これに対して私の所見を申し上げますと、この答弁も本当、首をかしげることばかりなんですよ。5月1日の全員協議会で説明をしたら、報道にすっぱ抜かれた。あんまり細かいことはわからんというような、そういうお話でした。6月の定例会ではほとんど決定しているがごとの答弁だと、こう思っていますが、そのときの新聞には、岐阜市長はことしの秋までに結論を出すということを言っておられました。9月の一般質問でも同じように精力的に進める、もうほとんど決まったがごとのような答弁でした。

それで、私も今副市長がおっしゃったことをいろいろ調べたんですよ。それで、中高層建築というのは、これは厚生連の方に尋ねたんですけど、今のところまだ何をつくるか、どんなものをするかという設計のいわゆる図面も何もできていないんですよ。それ

から、高速道路の災害のこともおっしゃいましたけど、岐阜市からこっちの岐阜市に抜けるまでの間はわずかな距離なんですよ。そして、走っていくときは西回りで、インターから走っていくときは東へ行く分しかできませんから、逆走するわけにはいきませんから。そういうことを思うとこれもおかしな話です。

国交省の方に尋ねたんですよ。そしたら、今までに打ち合わせは一度もないと言っているんですよ。NEXCOに、それから消防、警察、行政、これは事前に打ち合わせすべきなんですよ。それから、こういう問題を提起していくというのが一般的なルールなんですよ。

それから、財政面で経費のことを以前のときは言われましたが、これは瑞穂がもうやっているんです。それで驚くべき膨大な費用になることはもう明らかなんですよ。だから、安くできるなんていうことは絶対ありません。私、瑞穂の人に聞いたんですよから、間違いないですよ。

それから、過去に5市3町で協議をされ、5市3町というのは、この周辺の関とか美濃とか、あるいは本巣とか、この5市3町で協議をされて、5市3町の広域化でないとメリットがないという結論がもう既に出ているんですよ。それなのになぜ山口市だけが岐阜市にそうも統合されなければならないかということは本当に不思議な話なんですよ。

それから、平成24年の第2回定例会で杉山議員が今の消防広域化のことについて質問されているんです。そのとき市長は、現在検討中と思われるが、山口市としては一区切りつけたということで検討中ということではございませんので、ひとつよろしくお願ひしますと答えているんですよ。やらないと言っているんだ、そのときに。

それでさっきの話に、くどいようですが、戻りますが、広域化は5市3町でないとメリットがないと言っているんです、そのときに。うちだけ、山口市だけがひつついたって何のメリットがあるわけがないんですよ。そうでしょう。

それから、26年の9月に前の横山消防長が9月に広域化について進めると発言したということをおっしゃいましたね。そういうことになると市長の答弁とそのときまでの答弁はわずか2年しかないんですよ。2年たったら何か議会で答弁したと今度やろうとしていることは覆す答弁になるということにはなりませんか。それで2年でくるくる変わるということは全く我々では考えられませんし、何のために質問しておるかということになるんですよ。

それから、さっきの話の中に自治会連合会長に説明会をやったと言われましたけど、私も連合会長に尋ねてみたんですよ。何かさっぱりわからんと言われるんですよ。それはそうですよ。みんなで話し合った結果を報告しておるわけじゃありませんからね。

これはきちんとそういう協議会をつくって、そして、こんなふうに進めたらいいという方向性を出してやるべきだと私は思うんですが、こんな一方的なトップダウン的なやり方というのは断固として許されるものではありません。

長々と私がいろいろ言いましたけれども、ここに副市長に再質問ですが、どうしても今、29年の4月までにやるとおっしゃるのなら、その前に1回、住民投票でも実施して信を問うというのはどうですか。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） いろいろと御指摘をいただきました。これについてはお答えは要らないということで。それとも少し答えさせていただいてよろしいですか。

〔「時間はありますから、御自由にどうぞ」と呼ぶ者あり〕

○副市長（宇野邦朗君） よろしいですか。

それでは、まず最初に、5市3町で協議をした結果メリットがないというような御意見でございましたが、これは、岐阜市が委託でないと受けないよというようなところから話が頓挫したと私は理解をしております。

そして、メリットでございますが、先ほどもお話ししたように、非常に大きなメリットがあると私は確信をしておりますし、数字的にもそのようなメリットが出ております。

そして、委託の場合、瑞穂の場合、非常に高いと。高いことは事実でございます。瑞穂の場合、70名の職員体制で本部の機能を委託と、そして署、分署につきましては、70名が担当しているということでございまして、幾分、特に郡、前の、今ですと北方と本巢の組合からすれば高い金額になっていると思います。

山県市の場合は。

〔「何を答えておるかさっぱりわからん。今の答弁ではわからんよ、僕のメモのしようすがないがね。メモのしようすがないて。何を答えておるかわからん」と呼ぶ者あり〕

○副市長（宇野邦朗君） 瑞穂の場合と。

〔「まあ、いいわ。住民投票のことだけ答えて」と呼ぶ者あり〕

○副市長（宇野邦朗君） 住民投票につきましても、一度、今御指摘を受けましたので、市長等とも十分協議をしまいたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（上野欣也君） 山崎 通君。

○4番（山崎 通君） ちょっと声を荒げなんような状況になって大変恐縮ですけど、何を答弁していらっしゃるのか、私の理解力がないのかわかりませんが、さっぱりわかり

ません。

数字的なメリットがあるって、どういう数字的なメリットがあるのかもさっぱりわかりませんが、とにかく私が皆さんに問いかけたら、皆さんは、岐阜市と一緒にになると、細部に血液のように、先のほうにはそういう支援が回らないから心配だと言っていらっしやるんですよ。

だから、先にみんなで協議をしてから、それから発表をしないと、この間ずっと皆さんは不安なんです。こんなことでいいかしらいいかしらって。特に山県市の消防署の職員は大変不安に思っておるわけ、どうなるかしらんって。

だから、そういう不安を与えることよりもまず、私は、そういう協議をして、それから、こういうことが外へ漏れるようにするというのが、これが大原則であって、これが我々の議会と皆さんとの一緒に行政をやっていく、そういう仲間なんです。

だから、副市長1人で独走してもこれは大してまちのためにはなりませんから、そんな点をお願いしまして、まだ時間はありますので、私の一言に答弁があれば伺いますし、もしなければこれで終わります。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 議員御指摘のように、消防職員の不安、これは当然あろうかと思えます。それで、先にも申しましたように、職員への説明、そして、自治会等への説明等も順次していく予定でございます。

そして、協議会的なもの、これも岐阜市との間でこれからつくっていききたいと。何せ相手のあることですので、岐阜市と山県市で協議会的なものをつくりまして、今後進めていきたいというような計画は持っております。

なお、不安等につきましては、極力解消するために、我々どのような場へでも出まして御説明をしていききたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○4番（山崎 通君） 議長、質問を終わります。

○議長（上野欣也君） 以上で山崎 通君の一般質問を終わります。

通告順位2番 影山春男君。

○13番（影山春男君） それでは、議長のお許しを得ましたので、2問ほど質問をさせていただきます。

まず最初に、企画財政課長にお伺いを。

人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございますが、平成27年10月26日、山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略を有識者による5回の審議を重ね、人口ビジョン、総合戦略をまとめ、林市長に答申をされました。

初めに人口ビジョンについて、まち・ひと・しごと創生法に基づき、2060年、平成72年に1億人程度の総人口を確保する中長期展望を示した国の長期ビジョン及び2100年、平成112年になりますが、の人口130万人を維持すると掲げた岐阜県の岐阜県人口ビジョンを勘案しつつ、本市における目指すべき将来の方向と将来展望を示すものとして位置づけられております。

この将来展望は2060年までの長期ビジョンを求められているようですが、今回示された人口ビジョンにおける人口予測の根拠と認定された目標人口についてお伺いをいたします。

1点目、まず、総合戦略の目標設置と具体的政策が掲げてありますが、これを実施計画にするまでにどのような検討が重ねられるのでしょうか。

2点目、人口ビジョン2060年を見据えて行うわけですが、そのもととなる総合戦略の5カ年、2015年から2019年をどのような視点を持って施策を進めていくのでしょうか。

3点目、P D C Aサイクルを通じても、地方版総合戦略について客観的な効果検証を実施すべきとされていますが、その進捗状況の把握と管理方法はのでしょうか。

4点目、近隣市との間で激しい争いが巻き起こり、互いに波及するまでサービス合戦が起こってしまつては、元も子もないと思います。そこで近隣市町との連携調整はできるのでしょうか。

5点目、総合戦略の目標設定と具体的施策、すなわち行財政改革を進め新たな投資を図つてまちづくりを進めたいと市長が述べられておられるのですが、この目標を実現するための予算確保はできるのでしょうか。

以上、5点についてお伺いをいたします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の具体的施策の実施計画についてでございますが、この総合戦略がいわば実施計画の要素も兼ね備えておりますので、改めて別な計画を策定するということは、今のところ考えておりません。今後、国の交付金等を視野に入れながら、適宜、各種施策を実施するのに必要な金額を当初予算案または補正予算案を本議会のほうへ上程させていただきます。個別に御審議いただく予定でございます。

なお、総合戦略に掲げております施策の一部につきましては、既に本年第1回定例会及び第3回定例会におきまして議決いただいているところでもございます。

2点目の2060年を見据えた総合戦略5カ年の進め方についてでございますが、基本的には、基本目標ごとに定めた数値目標と、施策ごとに定めたいわゆるK P Iの目標値を

重要な業績評価指標として進めてまいりたいと考えております。そうした評価の際には、国から求められてもおります、産業・官庁・学校・金融・労働・マスコミ、いわゆる産官学金労言によって構成いたします、本市のまち・ひと・しごと創生会議において、客観的な視点での検討、御意見を踏まえつつ、効果的な施策を優先的かつ重点的に推進してまいりたいと考えております。

3点目の進捗状況の把握と管理方法についてでございますが、事業の実施状況となりますアウトプットの把握と管理につきましては、基本的には予算及び決算により行いまして、その成果として市民等へいかに還元されたことになるかというアウトカムにつきましては、総合戦略に定めてあります基本目標ごとの数値目標及び各種施策ごとの重要業績評価指標の目標値によって管理してまいります。

なお、これらは客観的な評価ができるようにするために定めたものでございますし、本市の創生会議は、客観的に評価するために設置いたしましたものでもございます。

4点目の近隣市町との連携調整についてでございますが、議員御発言のように、行政サービス合戦によって人口を奪い合うというようなことは望ましいこととは言えません。国でも言うておりますように、人口の奪い合いではなく、すなわちゼロサムではなく、プラスサムを目指すべきであり、そのためには人口の自然増を目指した施策が本丸であることを認識しておかなければならないと私どもも考えております。

このことは、本市の人口ビジョンの中で、2040年の人口を推計したシミュレーションにおいて、自然増減の影響度が社会増減の影響度よりも大きいことを示していることからわかるところでございます。結局、中長期的には各個人の希望をかなえ、安心して結婚し、出産できる地域社会の創出に力を注いでいく必要があるということでございます。

他方で、近隣市町との連携調整も欠かせませんが、時間的な制約もあり、今般の本市の総合戦略においては、そうした記述をすることができてはおりません。しかし、岐阜県人口ビジョンにおいては、本市は岐阜市を想定したダム機能都市通勤圏型として位置づけられてもおり、特に岐阜市との関係は欠かせないものであります。

こうした中で、岐阜市においては、総務省の新たな広域連携促進事業における事業の採択を受けられまして、連携中枢都市圏形成を目指す都市として、岐阜圏域全体の活性化につながるような周辺自治体との連携について研究をされております。この調査には、本市も含め、岐阜圏域内の自治体が協力をしております。今後、こうした岐阜市の事業も活用しつつ、近隣市町との連携調整を進め、スケールメリット等が期待できる広域的な視点も大切にしながら、各種施策を推進してまいり、場合によっては現在ある総合戦

略も適宜改定してまいりたいと考えております。

最後に5点目の総合戦略の各種施策に係る予算の確保についてでございますが、本市は本年度起債許可団体を脱出したとはいえ、依然厳しい財政状況でございます。今後の地方交付税の減少等を鑑みますと、むしろ今後のほうがより厳しいとの認識を私どもは持っているところでもございます。

しかし、中長期的な視点では、なすべき時に施策を実施していかないと、そうした後悔を将来の世代に送ってしまうことにもなりかねません。そこで、そうした必要な施策につきましても、国や県の補助金を有効に活用しながら、合併後に積み増しをした基金の取り崩しも視野に入れ、機を逸することなく推進していかねばならないものと考えております。

なお、そのためには、時には効果の薄い既存の施策等につきましても、縮小廃止も視野に入れていく必要があるかとも考えておりますので、引き続き議員各位の御理解と御支援をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 影山春男君。

○13番（影山春男君） それでは、非常によくわかる解説をいただきましたが、再質問を私なりに幾つかさせていただきます。

まず1点目、人口ビジョンについて、将来展望は2060年までの長期ビジョンを求められているようですが、今回示された人口ビジョンにおける人口予測の根拠と設定された目標の人口についてお伺いいたします。

2点目、人口ができるだけ減らないという目標は当然のことだと思います。単に人口目標ではなくて、どのような社会を目指すのか、また、どのような人口構成を目指すのか、どのような産業構造を目指すのでしょうか。右肩下がりの中で推移していく社会の中で、まちの機能を再配置し、適正化していく見通しは絞られているのでしょうか。それが具体的に示されることによって初めて事業が計画できると思います。そこで、5年間の事業が計画できる、そのように思いますが、いかがでしょうか。

3点目です。12月の広報に掲載してある人口ダム機能という言葉を使っていますが、東京一極集中に対して名古屋圏は一定のダムになっている、名古屋圏への流れに対して岐阜市がダムになり、山崎市は高富がダムになる、そうしたふうに人口の集中を少しずつとめていくことが大事と考えると言ってみえますが、このことについてどのように思いますか。

以上、質問いたします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目の人口予測の根拠と設定した目標人口についてでございますが、人口予測はそのベースは国勢調査のデータをもととしております。自然増減について本市における直近の合計特殊出生率や、階級別の女性人口等を勘案し、さらに転入、転出等の社会増減につきましては住民基本台帳をもととした住民移動をもとにして予測をいたしております。

こうした方法は、消滅可能性都市発言として大きく注目されました元総務大臣の増田寛也氏らの日本創成会議も、また国の社会保障・人口問題研究所が国の政策立案の基礎資料をつくる上で推計してみえます人口につきましても、基本的にはほぼ同じ方法で算出をされております。

ちなみにこうした方法により計算いたしますと、本市の平成72年、西暦2060年には1万5,000人余りの人口になるということでございます。

他方、今般設定いたしました目標人口につきましては、平成35年、西暦2023年になりますが、の人口を本市の総合計画に掲げてございます2万7,800人と同一とし、平成72年、2060年の人口を先ほどの1万5,000に対し2万1,000人程度といたしております。つまりこのときに6,000人弱の人口減少を抑制しようとするものでございます。

すなわち、そうした人口構造変化に対する積極的な措置、ポジティブ・アクションを起こすことにより、これを達成しようと考えているものでございます。

そのため、1つの考え方としまして、平成42年、西暦2030年になりますが、このときの合計特殊出生率が国民希望出生率と言われる1.80となり、平成52年、2040年以降の合計特殊出生率が人口置換水準と言われる2.07となった上で、平成52年、2040年までに転入と転出が均衡し、今後5年間で一定の世帯を、200世帯が移住、定住すれば、一定の世帯が移住、定住すれば、大変ややこしいんですが、平成72年、2060年以降の人口が2万1,000人程度で維持していくものという考え方でございます。

2点目の人口構成と産業構造についてでございますが、国立社会保障・人口問題研究所の試算では、平成72年、西暦2060年における本市の老年人口割合は約42%、後期高齢者の人口割合は約26%になるのに対し、年少人口の割合は約8%となっております。

他方、本市が今般設定いたしました目標人口の場合ですと、平成72年、西暦2060年における老年人口割合は42に対して31%、後期高齢人口の割合、先ほど申し上げました26に対して20%で、年少人口の割合は先ほどの8%に対し16%となる見込みでございます。

なお、平成72年、西暦2060年における本市の生産年齢人口割合は、国立社会保障・人

口問題研究所の試算は約50%ですが、これは53%となる見込みでございます。

ところで、総務省では産業別従事者数について、本市と他市と比較した特化係数を稼ぐ力と定義しております。これによりますと、本市の場合は家具等の製造業、林業、プラスチック製品製造業が特化しているということが言えます。他方、雇用創造力が高いというのは、保健・福祉事業ですとか、プラスチック製品製造業、金属製品製造業などが特化しております。現時点で2060年の本市の産業構造までの予測はいたしておりませんが、こうした特性を生かすような政策を推進していく必要があるものと考えております。

また、先ほど、再配置ということで、公共施設につきましては、現在策定を目指しております公共施設等総合管理計画の中で十分検討してまいりたいと考えております。

3点目の人口のダム機能に関しましては、結論から申し上げますと全く同感の思いでございます。すなわち、特に岐阜地域の広域での連携政策を推進することにより、岐阜市を中心としますが、岐阜広域の地域経済の活性化、住宅、子育て等の福祉、教育、医療環境、交通、観光、余興等の充実を図り、生まれ育った土地から大都会への転出を抑制し、場合によってはUターンできるようにしていくことが大切であると考えております。

また、こうした環境が現在ある程度の水準に達していても、達していると私は思っているんですが、漠然と大都会のほうがよいといった幻想があり得る場合もございます。そうしたことから、この地域のよさを改めて整理し、正しい情報を発信し、住民の方にも理解していってもらうことが大切であるとも考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 久保田課長に申し上げます。もう少し簡潔に。時間がかかり過ぎております。

影山春男君。

○13番（影山春男君） いろいろ長い答弁をいただきましたが、そこで、再質問を市長にいたします。

何の重要視ということですが、最後に市長に、先日新聞に掲載された日本創成会議の提言である東京圏の高齢者の移住を促すに政府や自治体に求めた提言がありましたけど、この中で移住先が幾つか挙げられてコメントされておりました。賛否がいろいろあるようですが、どの部分を重要視するかという観点から見たとき、都会創成の柱となるかどうか、その点、考えをお聞かせください。

また、12月広報に掲載の、まちの活性化を取り戻すために地域のブランド化が必要で

しょうと言ってみえますが、このことについてどのような考えがあるのかお伺いをいたします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

まず、2つあったと思いますが、まず1つは、何を重視していくかということでございますが、私は山口市の子育て環境というのは日本でも大変トップクラスの今の子育て環境だということを考えております。まち・ひと創生会議の会長を務めていただきました岐阜経済の竹内副学長さんがこういったことを言われました。子育てするなら山口市、新居を構えるなら山口市といったことをもう少し発信したらどうかということでございます。そういったことを思いますと、これからも竹内さんのおっしゃられるように、非常に山口市のインフラとしての子育て環境等のスペックは非常に高いものがございまして、そういったことをしっかり発信していくということが大切だということを考えております。そしてまた、もう一つは、割と市民の皆さんが山口市に対する、本市を悲観的に捉えられておる市民の方が多い気がするということも言われました。そんなことを思いますと、歴史的にも非常にしっかりとした文化が根づいておりますし、大変すばらしい自然環境でもありますので、山口市のブランド力をこれからもっと積極的に高めていくということが必要かと思っております。

ちょうど今、ブランド力向上のための予算の、国からの交付金等の確保も行いましたし、また、ブランド力を高めるために、ここ1カ月ほどもそうでございますけれども、新しい事業に対してそれぞれの課が補助金を出したりといったときに、ただ本人の方にお渡しするというだけではなしに、やはりマスコミを通じて、例えば市外から美山に本市の補助金を使われて1世帯の方が来ていただきましたけれども、そういったことも機会を捉えて発信していくことが大切だと思っておりますし、また、私も積極的にそういった、前の議会でも御指摘いただいたこともございますが、そういったことも積極的に進めていきたいということを考えております。

そして、もう一点の東京圏の方の高齢者の移住につきましては、国におきましては日本版のCCRCといった、生涯活躍のまちという言葉で推進されております。本市におきましても、本市の魅力を発信し、現在の市民と移住希望者双方にメリットのある施策を、そうした適地を探し、見込みがあれば積極的に推進していきたいと考えております。

また、前回の予算の中にも空き家対策、そしてそれにかかわります国の交付金が認められました。そういったしっかりとした数値を確保しながら、場所も確保しながら、そういった利用にも努めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 影山春男君、質問をかえてください。

○13番（影山春男君） ありがとうございます。

それでは、次の質問をさせていただきます。

建設課長に法定外公共物についてお伺いをいたします。道路、河川、公園、水路などの公共物のうち、道路法、河川法、下水道法などの適用、また準用されていない里道、水路など、いわゆる法定外公共物については、一般に国の所有とされていたのですが、平成12年4月施行の地方分権推進を図るための関係法令の整備に伴い、平成17年3月31日までに市が国から譲与を受け、占用許可や明示などの財産管理及び機能管理は市が行っていると思うのですが、そこで、3問ほどお伺いをいたします。

1点目、まず、本市では道路法、河川法などの適用、または準用されていない里道、水路などの法定外公共物はどのくらいあるのでしょうか。

2点目、過去3年間の払い下げ件数はどのくらいであったでしょうか。

3点目、災害で被害を受けた法定外公共物への対応はどのようになっているのか、3点についてお伺いをいたします。

○議長（上野欣也君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の本市における道路及び水路の法定外公共物の数量についてでございますが、現在本市が財産及び機能の管理を行っている法定外公共物の道路及び水路につきましては、議員の御質問の中にもございましたが、国の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第113条による国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づきまして、平成15年に旧高富町地域、平成16年に旧伊自良村と旧美山町の地域について国から財産の譲与を受けております。

その数量につきましては、市全体において、道路につきましては約2,200路線、河川、水路につきましては約4,600となっております。現在、山県市法定外公共物の管理条例に基づきまして、占用、使用及び用途廃止などの管理事務を行っております。

なお、法定外公共物の特定が、譲与時におきましても公図上への着色によるもので行われていますことから、各路線の延長、幅員などにつきましては公図からの読み取り数値を参考としております。

2点目につきましては、過去3年間の法定外公共物の払い下げの件数でございますが、過去3年間において、法定外公共物である道路、河川を用途廃止とした後に売り払い契約となった件数でございますが、平成24年度は0件、平成25年度が2件、平成26年度が

5件でございますが、本年度においても現在までに1件が契約されております。平成24年度から現在におきましては計8件となっております。

3点目の法定外公共物が災害を受けた場合の対応についてでございますが、法定外公共物、道路でございますが、古くから周辺の家々を行き来する里道や、山林、田畑への通行に利用されておまして、水路につきましても同様に、地域の身近な生活に必要な施設であることから、日ごろの管理や軽微な補修などにつきましては、地域や利用される方々によりまして自主的に行っているのが現状でございますが、災害に限らずその機能などに支障が生じた場合には状況を確認した上で対応したいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 影山春男君。

○13番（影山春男君） それでは、御答弁いただきましたが、建設課長に再質問で2つほどさせていただきます。

1問目は、過去3年間の払い下げ件数が2,200路線と4,600河川ということですが、収入の推移はどのようになっているのでしょうか。

2問目、管理を行っている法定外公共物の中で公的機能を喪失しているものについて、積極的に払い下げをすべきではないかと思うのですが、いかがですか。

御答弁をお願いいたします。

○議長（上野欣也君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 再質問にお答えいたします。

1点目の法定外公共物、道路、水路を売り払った収入の推移でございますが、先ほどの答弁の中で売り払いした件数につきましては8件と御報告をいたしておりますが、うち2件につきましては、道路、水路のつけかえに伴いまして、金銭を伴わない土地の交換であることから、残りの6件について売り払いした面積及び金額を御報告いたします。

平成25年度から現在までに売り払いとなった面積は、道路が278.28平方メートル、水路が555.75平方メートルで、合計834.03平方メートルとなっております。売り払い金額につきましては、道路、水路合計で478万9,095円となっております。

2点目の機能を喪失している法定外公共物は積極的に売り払いをすべきではないかとの御提案でございますが、議員御指摘のとおり、その機能を失った法定外公共物は市としても財産管理の面からも売り払いを進めたいところでございますが、売り払いに向けては、まずは当該法定外公共物が代替施設などによりその用途をなしていないということが重要でございます。事前に隣接の土地所有者、地元自治会及び水利組合などの関係

者の方々から、用途廃止に係る同意を得る必要がございます。その後、関係者などによる立ち会い、測量等を行いまして、管理者である市への用途廃止申請の提出、売り払い契約書の締結を行いました後に当該財産の所有権移転登記ということになります。なお、申請に係る書類作成及び登記手続などの費用につきましては、当然のことながら、申請者の負担となります。

本市といたしましても、用途廃止に関する御相談及び事務手続等につきましては積極的に対応しているところでございますが、最終的には手続に要する費用等の面から最終的な申請に至らないのが現状ではないかと考えております。

本市といたしましても、費用的な問題については立ち入れないということから、現時点におきましては法定外の財産に係る取り扱いについての周知等を図りたいと考えておりますので、御理解を願いたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 影山春男君。

○13番（影山春男君） いろいろ答弁いただきましたが、なかなか現状どの程度あるかを把握するのも、昔の公図に基づいての部分があって、面積どうこうというのはすぐには難しい部分もあると思いますが、払い下げの申し出があった場合には積極的に手続のほうを速やかに進めていただいて、処理のほうをお願いしていただきたいと思い、要望をいたして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

それでは、暫時休憩をいたします。再開はこの時計で11時25分といたします。

午前11時11分休憩

午前11時25分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 石神 真君。

○7番（石神 真君） それでは、通告に従い、本日は3問ほどございますが、まず1問目の質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

国民健康保険の今後の運営についてということでございますが、市民環境課長のほうにお答えをいただきたいと思っております。

平成30年度には新制度として都道府県による財政運営が行われていくということで、本年5月でしたか、国のほうで施行が決まりました。それによって新制度になった場合、

山県市の基金や事業費としての山県市の負担はどのようになっていくか、また、新制度により被保険者への効果はどのように変わっていくか、まず、2点をお伺いいたします。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成27年5月27日に可決され、29日に公布、施行されております。昭和36年の皆保険成立以降、最大の改革と言われており、議員御発言のように、平成30年度からは、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保の中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すこととなります。

新制度に移行した場合でございますが、県が医療給付費の見込みを立て、市町村ごとの標準保険料を算定し、各町村の所得水準、徴収率などを考慮の上、国保事業納付金の額を決定します。市町村は、ほぼ現在と同じような資格管理、保険料の決定、賦課、徴収、保険給付の事務を行うこととなります。ただし、保険料につきましては県が公表した標準保険料率を参考に保険料率を決定することとなります。

現在、県と県内市町村で国民健康保険改革対策検討会が開催されております。保険料率の算定方法などを検討しており、詳細についてはまだ何も決定しておりませんが、現在と同じような事業規模になるものと思われまます。本市の負担につきましても、変わらないものと思われまます。

なお、基金につきましては、県は全額国費で財政安定化基金を設置する予定でございますので、各市町村の基金は各市町村で運営することとなります。被保険者への効果につきましても、財政運営が県に変わっても、大きく変わることはないものと思われまます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○7番（石神 真君） なぜこれを私が今回質問したかといいますと、国会で決定されても、普通の一般の方は国保の運営が今までと変わらないと思っている、どこが運営しているかわからないという方もみえるかと思いますが、そのように変わっていくということを皆さんに周知したいということでお伺いしましたが、今の答弁に対して、市町村に対しては余り大きく変わらんのではないかと、課長は言われましたが、でも、これは正直な話、僕も国保連合の山県市にある委員をやっておりまして、課長と一緒に多治見に行ってきました。そのときに私なりにもちよっとこれはこれでいいのかな、他市と山県市とは比較してどうなのかなというものがありましたので、市は市でいろんなことをやっていくものだと考えておりますので、移譲しても市のやり方というのは変わらないの

かもわかりませんが、そこでもう一度課長に再質問をさせていただきます。

市町村によっては、資産割、所得割、人数割、それと世帯割というような4方式をとっております。これは今現在、山田市がそうではないかと思っておりますが、もし、これが他市との流れを見て変更することがあるのか、また、今ある基金、大分、市民の方に還元しているとは思っておりますが、もう少し取り崩すなり何かをして市民の方に還元ができないか、市民環境課長に再度お尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 再質問にお答えします。

国民健康保険の算定方式は、所得割、人数割の2方式、所得割、人数割、世帯割の3方式、所得割、資産割、人数割、世帯割の4方式があり、どの方式を採用するかは条例で定めることになっております。山田市の場合、4方式を、議員御発言のとおり、4方式で行っております。

この状況ですが、県内42町村では、2方式をとっているのが神戸町と輪之内町の2町、3方式が5市町で、岐阜市、可児市、本巣市、大野町、御嵩町が3方式でございます。そのほか4方式が35町村ございます。新制度に移行した場合、どの方式になるかはまだ検討会で検討中でございますので、決定はいたしておりません。どの方式に決定されることになりましても、各町村が統一するというのはなかなかすぐにはできないということで、当分の間は各町村の判断にお任せするというような形で検討が進められております。

続きまして、基金ですが、26年度末でございますが、約6億3,800万円の基金がございます。26年度に国民健康保険税を10%程度お下げしましたので、27年度の当初予算ではございますが、1億9,800万円を取り崩す予算となっております。29年度末には基金の残高も大幅に減少するのではないかと推測されます。これ以上国民健康保険税を引き下げるとは、基金がなくなり、不足する財源を賄えなくなりますので、当分の間は現行の税率でお願いしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○7番（石神 真君） 基金などについては、担当課長1人ではなかなかお答えがしにくいかなと思っております。算定方式につきましては、今後、国民健康保険改革対策検討会というところで決定していくと言われましたので、この辺については触れませんが、基金についても取り崩して苦しいと、大分、市民に還元をしているんだと言われておりますので、この後、基金、またその後の負担金でもありますが、運営を委託したという

ことで、できるだけ山口市から安易な負担金を持ち出さないような、そんな方向で今後進めていただくよう、これはお願いをして、答弁は結構です、お願いをして進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

続いて、次の質問に移ります。

続いては、健康介護課長にお尋ねをいたします。特別養護老人ホームの公募についてということですが、先日少し説明をいただいたものもございしますが、本題に入ります。

公平性や透明性を図るために特別養護老人ホームの事業者の公募が行われようとしております。現在も進んでいるかと思いますが。その中で利用者に、安定した質の高いサービスの提供、明るく清楚で市民に親しみやすく地域に開かれた施設になるように、さまざまな条件がついているように思われます。

そこで、公平性や透明性を図るために公募を行うようですが、選定の段階で公平性や透明性はどうするのか、詳しい選定過程や選定理由を公開していくのか、担当課長にお伺いをいたします。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

現在、第6期の高齢者福祉計画の中にある広域型特別養護老人ホームについて、平成29年度の開設に向けて公募をいたしております。本市が同ホームに対して、建設補助を予定しているわけではありませんが、本市内に整備されることから、当該事業者の選定は本市が行うこととなっております。そこで、その選定に当たっては、議員御発言のように、公平性や透明性についても重要な要素の1つと考えております。そうした中で、今般の選考に当たっては、専門性と客観性を重視するために外部委員による意見を求めたいと考えております。

その1つには、今般の特別養護老人ホームは広域型でありまして、必ずしも本市民の需要だけの把握にとどめるわけにはいかず、広域的な高齢福祉に関する学識経験を有する方や保健医療関係の方が必要と考えられます。また、今般の特別養護老人ホームの入所定員は、一般的に採算がとりやすいと言われる規模よりも少な目の50床としており、同ホームによる公共的サービスの持続可能性について、会計財務に識見を有する方の視点により検証していただく必要もございします。

そうしたことを踏まえ、今般は山口市介護老人福祉施設等整備事業者選定委員会を設置したいと考えております。なお、当課におきましては、整備に伴い、関係する所管課の意見を十分に聞いて、それを同委員会に報告することといたしております。このよう

に、同委員会においてさまざまな分野の方々から意見を広く聞き、広域的な視点での利用者ニーズに合った施設として、安心して運営を任せられる業者を選定したいと考えているところでございます。

なお、詳細な選定方法につきましては、同選定委員会での御意見も踏まえて決定したいと考えております。一般的には、事業計画、資金計画、土地の状況、利用者への配慮、人員の確保、地域との連携などの基準を設け、各委員が各提案内容を評価して点数化し、一定の基準に満たない提案については排除し、多数意見または合計点の高い応募者に決定するという方法をとっており、今般もこれを基本として選考したいと考えております。

また、詳しい選定過程や選定理由の公開についてでございますが、本事業の性質上、その詳細な公開が応募事業者の信頼を損なわないよう配慮する必要がございます。そこで、どの程度までの内容を公開するかについても、現段階では決めておらず、同委員会での御意見を踏まえて決定したいと考えております。

本市の場合、選定理由を公開するというのは一般的ではございません。決定後は、被選定業者とその点数、事業予定地、施設整備内容などと、他業者の数と各点数を公開するというを基本に考えております。ただし、選定されなかった事業者に対しては、請求に応じて、その点数をお知らせすることにより、公平性と透明性を確保したいと考えております。なお、選定が終わるまでの間は、特定の接触を避けるためにも当該委員の名簿を公表することはいたしません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○7番（石神 真君） 細かく御説明をいただきましたが、まだちょっと納得できないところがありますので、再質問に移らせていただきます。

1点目の答弁で、選定委員会を設定することで公平性や透明性が保たれるかのように言われましたが、もとをただせば、責任を委員の方に押しつけて職員は何もしないというようにしか、私は捉えなかったというところでございます。なぜかといいますと公務員は守秘義務があります。そういう観点から、私はこれを言いたかったというところでございますが、委員会を設けるのはいいと思います。でも、副市長をトップとして各課の課長さんクラスで行えば経費もかからず、それときちっとした守秘義務にも通じる。特に山県市の課長クラスの皆さんは優秀な方ばかりでありますので、今課長席に座られていると思っております。特に副市長をトップとしていろんな事業に携わっているのではないかと思っております。

次に百歩譲って委員会を設定した場合のためにお伺いいたしますが、今のところ公開

する予定はないと申しましたが、これは先ほども言いましたように公開をしたらどうかと。

3点目で言えば、これはあくまでも決まった場合、業者名や事業予定地、内容という、市のホームページに公開すると、そのような意味合いのことを言いましたが、課長が。決まってからでは遅いのではないか。もし公募で決まったときに、後からあそこに決まったのはどうもおかしいんじゃないかというようなうわさ話でも出た場合に誰が責任をとって誰が解決をしていくのか、最終的に。別に市の補助金でやるわけではないですけど、選定をするという以上、山口市に最終的に責任はあるのではないかというところがありますので、行政的にも責任は徹底的に調べるものではないかと思っておりますが、その点について課長の所見をお伺いいたします。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

副市長をトップとして各課の課長クラスで選定を行えばいいのではとの御質問ですが、先ほども申しましたように、今般の選考に当たりましては広域型の特別養護老人ホームの建設であり、市内に建設されますが、市民の皆様のみが入所できる施設ではございませんので、専門性と客観性を重視し、確実なる運営ができる業者を選定し、その後は県にお任せすることになります。私ども、そのような専門知識を持っておらず、年度内という限られた時間で選定を行うことはできません。

今回の選定に関しましては、各所管課で書類の審査をし、担当の意見を十分いただくようになっており、その意見をしっかりと報告してまいります。さまざまな分野の御意見が必要と考えますので、委員会の設置をお願いいたします。

審査結果につきましては、市のホームページで報告いたしますが、今回の選定はあくまでも特別養護老人ホーム整備予定業者の選定でありますので、決定後、県と業者との協議で確定することとなります。近隣の市町でも委員会を設置し、外部委員の専門家をお願いをされておりますし、本市の指定管理者候補者の選定につきましても、選定委員会が設けられております。そうすることで、公平性や透明性が確保されますので、疑惑があったかのようなうわさが立つことはないと考えます。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○7番（石神 真君） 初めにお答えをいただいたような再質問の答弁で、余り内容的には変わらず、とりあえず自分たちではやらない、外部でやるからお願いしたい、そういうただ一点張りの答弁のように聞こえます。

そこで再々質問をさせていただきます。課長が他市と比較しながらも、山口市も外に合わせるんだと、そのような御答弁で外部委員ということで念を押されました。私が言いたいのは先ほども言いましたように、市の職員、きちっとした、いいメンバーがそろっているじゃないですか。ねえ、市長、副市長も。違いますか。自分たちでやろうと思えばできんことはないですよ。逆に外部からの意見を聞いて選定をすればいいのに。

これについて、大体、選定委員会だと副市長がトップになられると思いますが、そこで、副市長、これは再々質問ですので、副市長に、所管の課長に聞いても同じ答えしか返ってこんどと思います。課長は言われましたが、自分たちでやろう、切りかえてやろうという気持ちには今なりませんか。一応粛々と進めていくと、今回は。どちらか、その1点だけお答えください。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再々質問にお答えします。

先ほども課長が申しましたように、今回、広域性の問題、そして専門性、また県への具申というような形でいろいろ協議をした結果、外部の委員さんにお任せするというところで決定しましたので、申しわけありません、粛々とやらせていただけたらと、このように思います。

以上です。

○議長（上野欣也君） 石神 真君、質問をかえてください。

○7番（石神 真君） 再々質問までしましたので、余計なことは申しませんが、次、移ります。

次、また健康介護課長ですが、健康寿命の延伸についてということでございます。この春2期目となる市長選で、公約の中に林市長がうたわれました。11月26日の中日新聞にも出ておりましたし。そこで、山口市の健康寿命は何年ぐらいで、全国的に及び岐阜県においてはどのぐらいの順位であるか、また市の健康寿命を延伸するためにどのような施策を考えておられるのか、具体的な施策をお示しいただきたい。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

日本は世界有数の長寿国であり、心豊かな人生を送るためには、できるだけ長く健康であり続けることが大切であり、誰もが幾つになっても健康で自立した生活を送りたいと願っています。

急速な高齢化により生活習慣病がふえ、認知症や寝たきりなどの要介護状態になってしまう人が増加傾向にあり、平均寿命と健康で自立した生活を送れる健康寿命との格差

を縮小することが課題となっています。

厚生労働省の発表では、平成22年の数値ではありますが、平均寿命は、男性が79.55歳、女性が86.3歳であり、健康寿命は、男性が70.42歳、女性が73.62歳となっており、その差は、男性で9.13歳、女性で12.68歳であります。健康寿命の都道府県別順位では、岐阜県の男性が70.89歳で13位、女性が74.15歳で15位となっています。市町村別の数字は発表されておりませんが、国の健康寿命算定プログラムにより平成25年数字を用いて算出した結果、山県市の健康寿命は、男性68.16歳、女性74.15歳となりました。男性は県平均より2歳ほど低く、女性は県平均と同じになりました。

健康寿命の延伸をするためには、生活習慣病予防と重症化予防を徹底することが重要であるため、市の健康増進計画に基づき、生活習慣病予防に向けた健康づくり対策を進めております。

具体的な施策といたしましては、健康管理、食生活、運動、心をテーマに、自分の身体状況を知るための健診受診勧奨、メタボリックシンドロームの改善や予防を目的とした減量教育プログラムによるスマートダイエット教室、生活にプラス10分運動を取り入れるアクティブプラス10事業やウォーキング講座、保健師や栄養士による地区保健活動など、関係機関との連携を図りながら事業を実施しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○7番（石神 真君） 平均値もきちっとお答えいただきました。

ただいま答弁いただきましたが、男性は68歳、女性は70歳と。25年度の県平均より男性は2歳ほど低く、女性は同じだということでございます。男性が2歳下がり、女性が同等でおさまっている、具体的な説明をまず、なぜこう差がついているのか。

それと、延伸することにより、山県市がどのように変わっていくのか。子育て支援、また定住政策もいろいろしております。人口減少、先ほども他の議員が質問しました人口ビジョンのこともございます。その中で全体的にどのように変わっていくかの説明をお伺いしたいと思います。

インターネットで調べてみますと、静岡県が健康寿命日本一をうたい、大分県や神奈川県、市では松本市などが健康寿命の日本一を目指しております。そこで、山県市としても、子育て支援だけでなく、健康寿命を延ばす、日本一にするというような考えの中で、健康寿命を何歳まで上げていこうとしているのか、その目標到達点はどこか。これは市長が掲げた4本柱の1つでもあります。先ほど課長が具体的な施策と答弁しましたが、これはあくまでも今まで行っているものであって、新たな取り組みとしては今後

どのような取り組みをしていくのか、また、どのように皆さんにその取り組みを行っていただくようにPRしていくのか、PRの仕方にも問題がないか、その点を検証して、今後、健康介護課としてはどのように再度独自の取り組みをしていくのか、担当課長に御答弁をお願いいたします。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

御質問1点目の、男性が2歳低く、女性が同等である点につきましては、男性の方のほうが自分自身が健康だと思っている方が少ないと考えられ、健康意識の向上が課題であると考えております。先ほど申しあげました施策の実施により、健康で自立した生活が送れる期間が長くなり、自分が健康であると思っただけだと考えております。

健康寿命が延伸することは、市民の皆さんが心豊かに生活が送れることであり、医療費の抑制や介護予防にもつながるものと考えております。

2点目につきましては、健康寿命は平均寿命に近づけることが望ましいものであり、健康で長生きが誰しもの願いであります。あえて申し上げれば平均寿命が到達点であります。平均寿命の伸びよりも延伸できることを目標にして努めてまいりたいと考えております。

3点目につきましては、先ほど申しあげましたとおり、市の健康増進計画に基づき、健康管理、食生活、運動、心を視点に、健康介護課が独自に取り組んでいる事業であり、中でもスマートダイエット教室やアクティブプラス10事業、ウォーキング講座は、平成27年度に新たに取り入れた事業です。

スマートダイエット事業では、講演会に157人の参加を得て、3カ月間の食生活改善教室では33名が参加され、体重が平均でマイナス6キロ、最大の人でマイナス14.5キロの減量に成功し、BMI、体重と身長の関係から肥満度を示す体格指数のことでございますが、平均でマイナス2.4、腹囲もメタボ診断基準あたりまで下げることができ、メタボ脱出の一助となりました。

健康寿命は特効薬的に延びるものではなく、地道な活動により成果があらわれるものと考えております。既存事業も継続することが大切であり、ぜひとも市が実施する健康診査を毎年継続して受診していただきたいと思っておりますし、そのほかの事業にも多数御参加いただきたいと思っておりますので、今後わかりやすいお知らせをしてまいりたいと考えております。

また、健康介護課の事業だけではなく、例えば、生涯学習課の取り組みであるラジオ体操会やはじかみ林道ウォーキング、ジョギング大会なども、運動を生活に取り入れる

きっかけとなる事業であり、老人クラブに参加したり、シルバー人材センターで働くことも、高齢者が生きがいを持って生活が送れる、心の健康につながるものと考えております。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○7番（石神 真君） いろいろと御答弁をいただきました。何歳までが目標到達点かと聞いたら、寿命がと言われました。確かに寿命が到達点だと、当然思いますが、何歳までを一応目標にしていきたいか、今まで極端な話、75までだったけど、山口市はあと3歳延ばして、せめて78歳まで3年間延ばすように努力していくんだというような、そういう具体的な目標でも到達点をと、課長にお伺いいたしましたが、寿命がと言われました。極端な話、若くても病気であって早く亡くなればそれは寿命ですけど、あくまでもこれは寿命の延伸ということですので、課長にお答えいただきたかった。

再々質問になりますが、27年度まではわかりました。28年度までも各担当課といろいろな協力をしながら進めていくんだということで、これはやるんだという答えが1点欲しかったですけど、それについて課長、何かお答えできるものがあれば、28年度はこれやるんだと、1つあればお答え願います。なければ結構です。

それと最後に、これは市長の公約でもありますので、市長は、今私言いましたように、到達点、どのぐらいまで延ばしたい。そうすると、健康であれば保険料も余りかかりませんが、健康でないと保険料も高くなります。その加減からしまして、こういう政策を、子供の政策だけじゃなし、お年寄りにも優しい山口市だということを市長はアピールしたかったのではないかと考えておりますが、その点について市長の答弁もお伺いをいたしまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再々質問にお答えします。

今年度、先ほど説明しました新しい事業につきましては、できることなら来年度以降も継続をしたいと考えておりますし、何より健診の受診率を上げるための事業を、今、新年度予算として要望いたしているところでございます。何よりそういったことを進めるには、まだ予算もありますので、今後ゆっくり検討したいと思います。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えいたします。

健康寿命を何歳までとの目標でございますが、先ほど説明させていただいた中に、岐阜県では13と15位ということでございましたので、1歳上がりますと順位がどのくらい

変わるか承知いたしておりませんが、健康寿命岐阜県一、日本一ではなしに岐阜県一を目標に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は議場の時計で13時といたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位4番 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、今回の質問は2つです。それぞれが、過疎地域の減少が人口増につながる可能性のある課題ですので、どうか的確かつ希望が抱けるような答弁をお願いしたいと思います。

最初に、公共下水と合併浄化槽の今後についてを質問いたします。

汚水処理の方法は、都市計画地域は公共下水、農振地域は集落排水、都市計画地域以外は合併浄化槽と基本的にはなっているようです。本市もそれに倣っております。

最近、公共下水道事業は多額の資金を要し、財政を圧迫するため、合併浄化槽で整備すべきであるという意見もあります。公共下水道事業は、建設の段階では自治体の負担は少ないが、その後の起債の元利償還が重荷になっていると思います。本市も、今後については一般財源をつぎ込まなくてはならないかと思えます。

しかしながら、設備の維持管理、放流水質の管理面などの面では、分散型処理施設である合併浄化槽より集中管理ができる公共下水に一定の優位性はあると思います。

そこで、次の点について、市民環境課長と水道課長に所見をお尋ねしたいと思います。

1つ目は、本市の汚水施設の割合と水洗の普及率ですね。

2点目は、平成25年と平成26年の合併浄化槽の設置数。

3点目は、合併浄化槽の人槽ごとの補助金額とその補助金の算定の根拠、そして他市との比較。

そして、4点目に、公共下水道料金の算出根拠をお尋ねしたいと思います。

それぞれ、所管の課長にお尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 御質問にお答えいたします。

1点目の本市の汚水施設の割合と水洗の普及率でございますが、平成27年度浄化槽等

処理人口調査によりますと、公共下水道施設利用人口は3,482人、割合は12.2%、農業集落排水施設利用人口は6,305人、22.1%、合併処理浄化槽の設置基数は1,702基で、使用人口は4,937人、17.3%、単独処理浄化槽は2,700基、8,758人、30.7%、その他くみ取りによる使用人口は5,010人、17.6%となっております。

2点目でございますが、25年度、26年度の合併処理浄化槽の設置数でございますが、25年度は合計27基、内訳は、5人槽が10基、7人槽が14基、10人槽が2基、14人槽が1基でございます。26年度は合計22基で、内訳は、5人槽が10基、7人槽が8基、10人槽4基ございました。

3点目の合併処理浄化槽の人槽ごとの補助金額とその根拠及び他市との比較でございますが、最近設置されております人槽では、5人槽で33万2,000円、6から7人槽で41万4,000円、8から10人槽で54万8,000円となっております。

美山地区は、豪雪地帯対策特別措置法の規定により豪雪地帯に指定されておりますので、若干上乘せがあり、5人槽で35万2,000円、6から7人槽で44万1,000円、8から10人槽で58万8,000円となっております。11人槽以上についても同様に上乘せがございます。

補助金額の根拠でございますが、国の循環型社会形成推進交付金取扱要綱に定められております。この基準額どおり、浄化槽の設置者に対して補助しております。補助した金額のうち、国から3分の1、県から3分の1の補助があり、残りの3分の1を市が負担することとなっております。

他市の状況でございますが、県内42市町村のうち20市町村は国が定める基準額と同額の補助、その他19市町村が基準額以上の補助金を定めております。残りの3町村につきましては補助がないようでございます。

しかし、他市では、補助対象が自己の居住の用に供する建物と条件がつけられておりますが、本市では、店舗、事務所等についても補助対象としております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 御質問にお答えします。

4点目の公共下水道の算出根拠につきましては、平成19年第3回定例議会で答弁しておりますように、国の下水道経営に関する留意事項の中に、能率的な経営のもとで必要となる事業の管理運営費用の全てを回収できる水準に下水道料金を設定するよう努めなければならないと通知をされております。このことを十分考慮した上、農業集落排水施設の料金及び合併浄化槽の維持管理費を目安として設定しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 再質問をさせていただきます。

まだ単独浄化槽が約3割あるということなんですけれども、これは、当然合併浄化槽に改修した場合でも同じ補助率ということですね。

それをまず1点ということと、特に私は、合併浄化槽というのは、旧美山地区も当初は公共下水の計画等も南部のほうではあったようなんですけれども、今の人口状態を見ると、多分今後とも合併浄化槽でやられると思うんですけれども、今、過疎地域ということでも若干補助率が高いということを聞きましたけれども、全国的に見ても、私ども、かつて他市を見に行ったときに、当然公共下水をやる場合、浄化槽の維持管理から何かを、それをもとにした維持費だからということで、合併浄化槽も公でつくっているということも、市町村型合併浄化槽ということであったわけなんですけれども、今後一般財源等をつぎ込むような形になると、やっぱりそこら辺の公平性を考えても、もう少し美山地区への浄化槽等の補助率をアップするべきじゃないかなということを常に思っているわけなんですけれども、そのことがやはり南部地区への新しい住宅がふえるという可能性もあるわけですから、それだけ2点についてちょっとお尋ねをいたします。

市民環境課長、お願いします。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 再質問にお答えいたします。

1点目の単独浄化槽から合併浄化槽に改修したときの補助金額につきましても、単独槽から合併浄化槽に切りかえをされても、山縣市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付しております。金額は、先ほど答弁いたしました人槽ごとの補助額をお支払いしております。

2点目でございますが、合併浄化槽の旧美山地区の人口増を図るための補助率のアップにつきましては、補助金交付要綱の趣旨に、生活系排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図ることとありますので、環境面からは、より多くの方にくみ取りや単独浄化槽から合併浄化槽に切りかえをお願いしたいと考えております。今後は、財政状況などを考慮しながら補助金額の増額についても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） ぜひ増額といたしますか、そういう点を配慮していただきたいと思っております。

再々質問になりますけれども、特に今、公共下水においては、なかなか本管は接続できても利用しない、加入はしているけど利用しないというようなことで、なかなか大変だということは聞いておりますが、そのことに関して課題とそのことに対する問題点がありましたら、そのことを水道課長にお尋ねしたいと思っておりますのでお願いします。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 再々質問にお答えします。

課題と問題点ということでございますが、現在、下水道の接続率、27年11月末で38.4%と低い接続率であるというのが課題となっております。下水道工事はまだ29年度末まで続きますが、引き続き、公共下水道区域の皆様には接続への御協力をお願いしたいと思っております。

また、問題点と申しますか、課題と問題点両方兼ねると思っておりますが、維持管理費への財政的な負担が大変多ございますので、これを軽減することも考え、接続率の向上を図ってまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 質問をかえます。

2番目に公有施設のあり方について、これは、平成26年第1回定例会でも、公有財産の利活用についての施策ということで既に副市長にお尋ねしておりますけれども、その後の状況、また何か進展があったか、その方針が決まっておりますら、その件についてお尋ねをします。

1点目、旧校舎、廃校、旧保育園舎、公有地等。

2点目、公民館の利活用、公民館より幅広い機能を持つ建物へ転用することは。

3点目、旧庁舎の空きスペースの利用等。

こういった点についてのPR、周知方法はどのような形をとっているのかということ、総務課長と生涯学習課長にお尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 御質問にお答えします。

公有財産利活用の検討については、平成26年度中に、関係各課主幹級または課長補佐級及び総務課職員から成るプロジェクトチームを適宜、副市長を議長に関係各課長から成る山県市公共施設見直し検討会議を計3回開催いたしました。当該検討会議において山県市公共施設見直し指針を決定し、各担当課に公共施設分析シートの記入作成を依頼、集約しているところです。

本年度においては、対象施設の見直しの実施に当たって各課が対応することを前提に、検討会議及びプロジェクトチームにおいて当該公共施設分析シートに基づいた対象施設のあり方を検討し、山口市公共施設等総合管理計画を策定するための作業に入るところです。

したがいまして、御質問のうち1点目及び3点目については、個別施設等の今後の方針について現時点では答弁を控えさせていただきたいと思います。なお、それぞれの施設の現在の状況ですが、平成26年第1回定例会で宇野副市長が答弁した状況から特別進展はございませんので、基本的に何も変わっておりません。3点目の質問にありました旧庁舎の空きスペース等につきましても、美山支所や伊自良支所等は2階部分を資材倉庫、旧町村時代の公文書の保管等に使用しております。

4点目の宣伝方法につきましては、対象施設の見直しの実施に当たりまして各課が対応していくこととなりますが、市民の皆様が不安に思われることのないよう、また、遊休施設の利活用につながるような効果的な宣伝方法を工夫して実施されるよう依頼したいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 梅田生涯学習課長。

○生涯学習課長（梅田義孝君） 御質問にお答えします。

私のお答えさせていただく質問事項は、旧校舎と廃校と公民館の利活用についての2点で、現状及び今後の方針等について述べさせていただきます。

1点目の旧校舎と廃校施設につきましては、現在16施設ございまして、順次状況を申し上げます。

旧葛原小学校の校舎は、葛原郷土研修室として主に資料の収蔵を担っております。同体育館は利用者が極めて少なく、床の破損もあるため、現在休止の状態にあります。

旧美山北中学校校舎は、谷合郷土研修室として使用しておりますが、老朽化が著しく、今後の有効な活用は望めない状況にあります。

旧北山小学校の関係の校舎、体育館につきましては、北山交流センターとして活用しておりまして、校舎1階部分には地元の主婦らによる農家レストラン「舟伏の里へおんせえよお〜」が開設されるとともに、宿泊も可能となっていることから、都市と山村との交流拠点となっています。しかし、この施設も耐震性がなく、安全面等から宿泊などには制限を余儀なくされています。

旧北武芸小学校校舎は、みやまジョイフル倶楽部として図書室、民俗資料展示室を設けているほか、福祉活動や地域住民の交流の場として多目的ルームの有効活用を図って

おります。現在、多目的ルームの利用が多くなっておりますので、トイレの改修について検討を進めております。体育館はたかとみスポーツクラブの指定管理のもとに利用が図られております。

旧柿野小学校の体育館として利用されておりました僻地集会場は、地域の方の室内ゲートボール場などとして利用されております。

旧乾小学校校舎は企業に貸し出しを行っており、体育館はたかとみスポーツクラブの指定管理のもと、利用が図られています。

旧富波小学校校舎は教育センターとして活用し、体育館はたかとみスポーツクラブの管理のもとに利用が図られています。

旧高富中学校体育館につきましても、たかとみスポーツクラブが管理しており、卓球を中心に利用度が高い施設となっておりますが、施設の老朽化と耐震性が問題となっております。

プールにおきましては、いずれも現段階では活用されておらず、また、有効な活用の見通しは立っておりません。

以上、現状を述べてまいりましたが、平成26年第1回定例会の副市長答弁後において、目に見えた進展はございません。今後も、費用対効果、地域的な役割等を勘案しながら、施設のあり方を模索してまいりたいと考えております。

次に、公民館の利活用についてお答えします。

公民館より幅広い機能を持つ建物への転用をすることはという質問でございますが、公民館は、あくまでも社会教育法に基づく公民館の目的を基本として運用を図っていくものでございます。

しかし、今日の公民館、特に地区公民館の利活用を見ますと、人口の多い市の中心部と過疎化が進む北部地域とは利用度に随分と差があるように思われ、また、活動内容につきましても、若者の利用や新規の受講生、サークルの新規加入者も少なく、利用者が固定化している状況にあると言えます。

今回は、こうした状況を踏まえての議員の御質問ではないかと捉えておりますが、私どもも、時代の潮流並びに地域の実情に合った公民館運営を行っていかねばならないと考え、公民館運営審議会などでも意見を聞きながら検討を進めているところでございます。

この公民館の運営につきましては、平成25年3月に文部科学省生涯学習政策局長より、社会教育法第23条第1項第1号、公民館が専ら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること、このことを禁止する

条項の解釈についての通知が出され、公民館が営利事業にかかわることを全面的に禁止するものではないという内容となっております。

この通知は、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営され、その活動が一層活性化されることを願ってのことであり、当市においても、生涯学習を中心として福祉、地域づくりなども包含した、子供から高齢者の方まで誰もが親しみを持ち活動できる地域の拠点施設となるよう、柔軟な運営が図られることが望まれています。そして、この実現こそが市が掲げる公民館のコミュニティー化につながることでありと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） それでは、2点ばかり再質問をさせていただきます。

耐震補強がされずに現実的に現在多くの人たちが出入りしているという建物、あるいはそのまま放ってある建物、一応建築基準法においては、現在のところ耐震補強していない建物というのは不適合建物という呼び方をいたします。その使用されていない建物の撤去解体についての国の補助金制度はないのかということがまず1点目ですね。

そして2点目、北山小学校については、私ども、時たま利用しておるんですけども、1階で農家レストランがやられて、結構な人の出入りがあるということなんですけれども、そういう状況ですから耐震補強をすべきだと思いますけれども、耐震調査は済んでいるのか、それを含めてのお尋ねをいたします。

以上、2点です。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 再質問のうち1点目についてお答えいたします。

1点目については、耐震補強措置がなされていない建物も含めまして、先ほど答弁いたしました山県市公共施設等総合管理計画に含めて判断いたします。その中で撤去解体と判断される場合もあり得ます。

なお、計画に基づく公共施設等の除却については、地方債の特例措置、これは地方債の充足率が75%というふうにされておりますが、これが創設されておりますので、国の補助制度としてはありますが、公共施設の除却、撤去解体にもまとまった資金が必要になります。具体的に撤去費用の何%ということで補助されるというものではございませんので、十分御留意いただきたいと思います。

○議長（上野欣也君） 梅田生涯学習課長。

○生涯学習課長（梅田義孝君） 再質問にお答えします。

私からは、2つ目の旧北山小学校北山交流センターに係る再質問についてお答えさせ

ていただきます。

北山交流センターにつきましては昭和55年に建築されたもので、I S値は一番低いところの2階部分で0.38となっております。当課ではこれを踏まえ、平成26年度に耐震補強工事の実施設計を完了しております。

しかし、工事は耐震補強のみで約5,000万円必要となっており、国の補助が3分の1ございますが、市の負担分は大変高額となります。さらに、今後長期的な利用を考えますと、屋根の防水を初め、トイレや壁面改修等負担増が予想されます。

現在この北山交流センターで行っております農家レストラン等地域の活性化につながる事業展開は大変重要なものだと認識しておりますが、現段階では、費用対効果を考えますと、耐震補強等施設改修への投資は判断に苦しむところでございます。

今後は、費用対効果を考慮しながら、空き家や他の施設を活用した事業展開なども含めて、長期的な視点に立って北山交流センターのあり方を検討していくことが必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 山県市公共施設等総合管理計画というのをできるだけ早くつくっていただきまして、この公有施設のあり方についての検討を十分されますことを要望いたしまして、私の質問は終わります。

○議長（上野欣也君） 以上で藤根圓六君の一般質問を終わります。

通告順位5番 村瀬誠三君。

○2番（村瀬誠三君） 議長からお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

1番目、イベント、観光、物産のPR戦略についてお尋ねします。

山県市を知っていただくには、イベント、観光、物産などがあるわけですが、これらの振興は山県市全体のイメージアップにつながると思います。そのほか、業界のイメージアップにも大きくかかわってきます。

他県で言えば、長野県の諏訪市なんかは昔から水が豊富できれいだということで、時計のセイコー社を初め、精密機械の会社がたくさんあります。同じように、兵庫県の灘なども水がきれいということでお酒の会社がたくさんあるわけですが、同じように、岐阜県内でも、日光東照宮の猿の彫刻に代表されるように左甚五郎の出身地であるということから、飛騨の木工が非常に有名になってきているわけですが、そう考えますと、自然環境豊かな山県市であれば、農産物がおいしいだろうとか、空気がきれいで爽やか

だというような印象からこのまちに住んでみたいというように、市内全体のイメージアップになってきていると思います。そうすると、あのきれいな水を使った農産物だとか木工業など、ほかの産業にも必ずよい波及効果が出てくると考えられます。

よって、イベント、観光、物産の広報は、市内の人はもちろん、市外の人たちにも周知することは大変大事になってきます。

そこで、お尋ねします。

昨年度の実績で結構ですが、イベント、観光、物産別に、1番目が新聞各紙の県内版、地域版別の掲載件数、2番目が旅行・レジャー雑誌の掲載件数、3番目がテレビ、ラジオへの登場回数、4番目、インターネットなどその他の広報媒体についてどのような結果が出たか、産業課長の回答を求めます。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

1点目の新聞各紙の掲載件数でございますが、こちらは各紙ごとではございませんので、市のほうで把握しているということでその数のほうを合わせて答えさせていただきます。イベント関連の件数は35件、観光関連については17件、物産関連で19件でございます。

2点目の旅行・レジャー雑誌の掲載については、掲載実績はございません。

3点目のテレビ出演については、NHKに3回、こちらはイベントと物産の紹介で出演しております。また、CBCの報道番組「イッポウ」、CBCのお出かけ情報番組の「花咲かタイムズ」で農家レストラン「舟伏の里へおんせえよお〜」が取り上げられました。朝の情報番組、メ〜テレの「ドデスカ!」ではふるさと栗まつりのPRをいたしました。ほかに、CCNではイベントのPRに出演しております。ラジオ番組については3回出演し、観光地、イベントの紹介をいたしました。

このほか、県内各コンビニエンスストアや公共施設、各種店舗に設置されております無料雑誌の『月刊ぷらざ』に2回、山縣市特集として観光スポット、イベントについて掲載いたしました。また、各戸配布されております『ぎふ咲楽』につきましても、毎月、イベント情報やお勧めの観光スポットについて掲載しております。

4点目のその他の広報媒体といたしまして、山縣市公式情報発信サイト「みんなのやまがたし」及び同フェイスブックページ、岐阜県観光連盟公式サイト「ぎふの旅ガイド」や「岐阜県の観光地まる分かり」フェイスブックページのほか、民間が経営するイベント情報掲載サイトに観光地及びイベント情報を掲載しております。また、異業種交流展示会メッセナゴヤ2014やF C岐阜ホームタウンデー、近隣市町のイベント等に6回、岐

岐阜県が主催する観光展に3回、物産展に1回出展し、PRを実施いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○2番（村瀬誠三君） ただいまの報告、ありがとうございます。

ただ、新聞各社の掲載件数がわかりましたが、質問の中に県内版、地方版という区分はしてあったんでしょうかね。そこら辺がちょっと知りたかったなというふうに思っています。

新聞に掲載される内容は、いわゆる1面、ほかの新聞ですと1面とか16面があるわけですが、に載るのか、県内版に載るのか、地方版に載るのかは読者数に大きな違いがあるわけですね。そういうことを考えますと、そのような区分はこれからはされて統計をとられたほうがいいのではないかと思います。

また、本日、先ほどまで新聞記者の方がおみえになったので余り詳しい話はできませんが、担当課として承知しておみえだと思えますけれども、各新聞社の県内での発行部数、それから東海地区での発行部数の把握もこれも大事なことであります。多分、新聞広告ということで有料の広告はそれほど出されることはないと思えますけれども、いかに効果的に広告宣伝をやるかは発行部数にも大きく影響すると私は思います。

それから、次に、テレビ、ラジオにおける取材件数は正直言って大変少なく思えます。このことについては、広報するネタ、いわゆる山県市がこういうことをやりますよという情報が少ないという考え方ではなくて、PRする戦略の練り直しをしていただいて、マスコミが今何にヒットする、何に耳をそばだてているかということをもう少し情報把握していただいて、今後それにマッチした情報の提供をしていただくとありがたいと思います。

インターネットに代表される電子媒体の紹介は、私はちょっと苦手なところがありますが、今後ますますふえていくと思われます。参考に、私の知人は新聞をとるのをやめまして、インターネットからニュースやテレビ番組を検索しているようです。そういうことで、これからはインターネットが主流になってくるのかなというふうにも思います。

さて、問題は旅行・レジャー雑誌の掲載がないことです。産業課の皆さんは一度、旅行・レジャー雑誌がどれくらい発行されているのか、また、旅行に出かける人がどのくらい参考にしているのかを調べていただくのが大事だと思います。

最後に、その他に異業種交流展示会などの参加もあるようですが、私はこれが非常に大事な要素を持っていると思います。PR戦略はあらゆるチャンネルを駆使していくべきだと思っていますので、ここをもう少し大事にいただければと思います。

さて、再質問になりますが、1点目は、事前通告していませんので詳しい件数は結構ですが、取材ではなくみずから、市がみずからマスコミへ持ち込んでいった、こういうことを載せてください、こういうことをテレビでやってください、こういうことをレジャー雑誌に載せてくださいというような件数、おおよそどのくらいあるのでしょうか。

1番は新聞社、2番はテレビ、ラジオ、3番は旅行・レジャー雑誌等です。

2点目、これは、宿泊施設が少ない山県市はどうしても、もちろん山県市で宿泊して旅行に行くとかいろんなイベントに参加するということは少ないわけですが、そうすると、市内へお客様を誘客するには、長良河畔を中心にした岐阜市の宿泊施設とのコラボレーションも必要だと僕は思うんですね。そうすると、岐阜市内の宿泊施設にパンフレットの設置ですとか、宿泊施設、その旅館の方々、ホテルの方々が山県にこんないいところがあるよ、こんなおもしろいイベントをやりますよというような口添えをしていただくように、そういうPRをやっているのかどうか。

以上、2点についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 再質問にお答えします。

まず、1点目の新聞社、テレビ、ラジオ、旅行・レジャー雑誌等へのこちらから持ちかけた件数についてでございますが、新聞社3社とテレビ2社に285件の情報を提供しておりますし、その他おんぱくへは4件が参加しております。あと、ラジオ、旅行・レジャー雑誌等についてはないものと理解しております。

2点目の岐阜市の施設へのパンフレット設置等の働きかけでございますが、こちらも私の知る限りゼロであるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○2番（村瀬誠三君） 正直言って、今結果を聞いて、非常に残念に思われてならないんですが、やっぱり山県市をPRするにはみずから動かないと僕はだめだと思いますね。

そういう意味からして、ある程度一歩下がって、マンパワーが足りないということはわかります。しかし、山県市の売りというのは絶対あるはずですよ。それを向こうが取材に来るまで待っているなんていう手法は、僕はないと思います。これは売りに行くべきだと思います。そこで、これは大きなイベントだけではなく、小さなイベント、隠れがちな観光資源、ささいな物産、これも相手方のニーズに合わせた売り込みが僕はできると思うんですね。

そこで、参考までに、東京の青山ハッピー研究所というところが行ったアンケートに

準備して今進めていますよということであれば、その状況を説明していただければ結構ですが、まだ何もなければ答弁までは求めません。あくまでも提案ですので、そこはお答えいただいてもお答えしていただかずでも結構です。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 再々質問にお答えします。

今御指摘いただきました山県ファンクラブというものに関しましては、今うちのほうでやっております名山めぐり、こちらは全体で百数十人という方が登ってみえますので、これらもそういったファンクラブになり得るものかと思えますし、先ほど言われた香り会館、こちらで体験される方もそうであろうと思えますし、伊自良湖へ見える方、そういった方全て、小さなくくりでファンクラブをつくってPRということの御提案なんです。これも予算的なこともございますし、あと人的なこともございますので、できる限り今以上のPRができるように検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君、質問をかえて。

○2番（村瀬誠三君） はい、質問をかえさせていただきます。

先ほど先輩議員も質問されましたので、私は個別の質問を避けて基本姿勢だけをお尋ねしたいと思います。

質問内容は、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてです。

2014年5月に、元総務大臣、現在の東京大学客員教授、増田寛也氏が通称「増田レポート」なるものを発表され、全国に衝撃が走りました。皆さんは御存じだろうと思いますが、その一部に、2040年には全国の896の市区町村が消滅可能性都市となるということで報告されています。

それに合わせるがごとく、国レベルでまち・ひと・しごと創生会議なるものが今年度立ち上がって、新聞紙上をにぎわせております。

最新の報告によりますと、地方創生における主な取り組みとして、1番目、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする。2番目、地方への新しい人の流れをつくる。3番目、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。4番目、時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。この4点については、情報支援、人材支援、財政支援をするというように伺っています。

これについて、山県市もいち早く、きょうも持ってきましたけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略なるものをつくられたと。その対応は正直言って迅速であって、感心するべきところはあると思います。

そこで、それは国との整合性、例えば、第4の時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するの項目の中に、これは国のほうですが、コンパクトな拠点とネットワーク、それから、小さな拠点づくりがあります。この2つは、私自身の解釈が多少間違っているかもしれませんが、総じて、病院、金融機関、学校、スーパー、市の出先機関の集約化などをイメージしていると思うんです。もちろん、この集約化の範囲の設定には議論の余地がありますし、いわゆるコンパクトシティー化だろうと思います。

これと、もちろん山田市がつくられたこの冊子、それから、ここにも持ってきていますが、増田レポート、これだけのボリュームがあります。それから、もう一点は三菱総研が発表しています、地方から変える日本の未来という、かなりいろんなところが、シンクタンクが出しております。それを読ませていただいて、私の頭の中はもうごちゃごちゃになってしまったというのが本音です。よくわからないですし、先ほども言いましたように、これは多分、企画財政課を中心に急いでつくられた部分もあると思います。今後予算がつき次第、中身の修正も必要だろうと思います。

最初に申しましたように、個別案件についてお伺いするつもりはありませんが、基本的な考えを教えていただきたい。

そこで、まず、企画財政課長にお尋ねします。

今回出されている山田市まち・ひと・しごと創生総合戦略は国に沿って作成されたものだろうと思うんですが、その確認をしたいと思います。

それから、あらゆるところで地域活動、地域活性化という、地域という言葉があらゆるところで出てくるわけなんですけれども、その地域の設定とといいますか、どういうものを地域として考えているかということをお尋ねしたいと思います。

続きまして、市長にも同じく将来像についてお尋ねしたいと思います。

過疎化の進んでいる美山地区や伊自良地区に工場などの誘致や開発を考えておられているのかどうか。また、過疎化の進んだ地域について、さきの9月の定例会で先輩議員が質問されました。先ほどの市長の回答の中にもありましたC C R C、いわゆる生涯活躍のまち構想、これとコンパクトシティー化、非常に私の頭の中でぐちゃぐちゃしているので、もしわかればお教えいただきたいんですが、これを進めていく方向なのか。また、今後修正が必要でしょうけれども、現時点での考え方を教えていただきたいというふうに思います。

なお、答弁に関しては、企画財政課長の答弁は専門家会議では結構なんですけど、非常に市民にわかりにくい回答が多いので、できれば市民にわかりやすいように、注釈をつ

けたような回答にいただければありがたいなというふうに思います。よろしく願います。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

まず、国に沿ってということですが、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たりまして、当然のことながらであります、国が昨年末12月26日に策定しましたまち・ひと・しごと創生総合戦略を考慮いたしておりますし、本県におきましては、本市と同時期に策定された「清流の国ぎふ」創生総合戦略というのが同時につくられております。これも県の策定前の情報入手に努めまして、それをもとに十分考慮いたしております。

そこで、国に沿って策定されておるかということをお私十分理解していないかもしれませんが、まず、他の自治体と比較をするためにも、国がその時期に地方版総合戦略策定の手引きというものを用意されました。当然ここにはK P Iとかいろんなづくり方が載っております、当然私どももそれに沿った形でつくるようにいたしております。また、新聞報道等でもありましたビッグデータというものも大分報道されまして、私どもはそれなるべく活用するようにいたしておるところでございます。

なるべく易しくということでしたが、国は、またこういう言葉を使うとだめなので、全国を捉えてつくっておられまして、私のところは地域特性を生かしてということで、必ずしも区分が一致していないわけでありまして。国では、議員も御発言がありました4つの基本目標を掲げておりますが、本市では5つの基本目標を掲げておいて、そごが、違いがあるのではないかとということがございます。たまたま岐阜県のほうも5つの基本目標を定めておりますが、その項目が必ずしも県とか国と一致していることはありません。その辺は、今お持ちの山県市の総合戦略の冊子の38ページに記載させていただいておりますので、比較できるようにしておりますので、ごらんいただければと思います。

次に、本市の総合戦略の中にある地域の規模についてのお尋ねがございました。この言葉は大変私は重要なキーワードだと思っております。ただ、この地域という言葉は多義的でございます、山県市の総合戦略の中で、実は150カ所以上使用しております。結論から申し上げますと、その地域、それぞれで指す地域という言葉は、使っておる場所によって異なるということが結論でございます。

場合によっては市全域を指す場合に使っておることもありますし、場合によってはそれよりもさらに広い、岐阜地域みたいな場合に使っておる場合もあります。逆に言いますと、自治会よりもさらに狭い地域で使用しているような場合もございます。その場合、

例えば同じ地域ということで、特定の箇所では自治会を指していたとしても、ほかの地域は自治会じゃなくてももう少し広域、連合自治会のようなところを指したりとか、地域によって使い方は異なったり方をされても、同じ性質によって一定のまとまった生活の区域であれば、これは読む人がどのように捉えても構わないという捉え方をしておるところでございます。ちょっと抽象的な説明になっちゃってわかりにくいかと存じますが、要は、記述箇所とその特定者、そこを読まれる人によってその範囲は異なるということございまして、それがどういうところを想定しているのかということにつきましては、前後の文面等においてその範囲がなるべくわかりやすくなるように心がけて記述しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、工場等の誘致に当たりましては、基本的には、市内の特定の地域に対して積極的に誘致しようとするものではなく、相手方の業種等を踏まえながら、本市内のそれぞれの特性に応じて、相手方が望ましいと考えられる場所を紹介したい。現在もそういった案件がございますけれども、過去にも紹介しているところでございます。つまり、美山や伊自良への工場誘致等につきましても、この地域へ積極的に誘致しようとするものではありませんが、逆に誘致を排除しようとする考えもなく、ニュートラルでございます。

次に、日本版のC C R Cと言われる生涯活躍のまちにつきましては、本年8月25日に有識者会議による中間報告がなされましたが、本年度末には最終報告がなされ、本年度中には第1次のモデル事業が選定される見込みとなっております。当山県市におきましても、この生涯活躍のまちに関しましては一考の余地が十分あると考えております。そこで、もしこの事業に着手するものであれば、このモデル事業に応募することが望ましいものとは考えております。

しかし、一般的に都市住民等が移住を希望するような条件にかなった適地の選定は現在できておりませんし、国が求める候補地の検討組織での検討や取り組みが進んでいて一定の熟度があるというレベルではございませんので、現時点で応募することは困難であると考えております。ただし、今後につきましては、今後の国の動向等を注視し、現在住んでいらっしゃる市民の方、そして移住を検討してくださる方の双方のメリットがあるような適地、施策につきましては模索し、場合によっては積極的に推進してまいりたいと考えております。なお、そうした際には、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦

略に追記等の修正をしていくことは当然のことであると考えております。

また、お尋ねのコンパクトシティー化につきましては、効率のよい行政運営を目指す上では理想的だと考えられます。しかし、地域の住民の皆さんの感情ですとか利便性等を考慮に入れますと、総論では賛成されても、それぞれ各論では困難となることも予想されます。過疎地域におきましては、むしろコンパクトビレッジ、小さな拠点と申しますか、コンパクトビレッジの発想が適合するかと思われませんが、考え方は同じことになるのではないのでしょうか。本年度には公共施設等総合管理計画の策定に着手いたしております。その際には、こうした視点も視野に入れながら計画策定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○2番（村瀬誠三君） 正直言いまして、私は、このまち・ひと・しごと創生戦略を練るときに地域の区分はやっぱり大事ではないかな。言葉は悪いですけども、あるときはこんなに広いよ、あるときはこんなに小さいよ、あるときはこのくらいにしようかな、それは計画を立てる段階で、先ほど言いましたように、これ、急いでつくられたことはわかりますけれども、やっぱり市民の方々が地域ってどれを言うんやというのは必ず出てくると思いますね。

市長の答弁にもありましたように、僕もちょっと似通っているんですが、その地域、地域によってコンパクトシティー化というか地域化というのは特性に合わせなきゃしようがないと思うんですね。

1つ言えるのは、ちょっと安心したのは、次の話にも行ってしまいうんですけども、先般発行されました広報やまがた、皆さんごらんになったと思いますけれども、この中に、先ほどの午前中の質問にもありましたけれども、岐阜経済大学の副学長さんがおっしゃってみえます。

その中で、また後で質問しますが、それと同時に12月9日に、これは皆さん仕事してみえて見られていないかもしれませんが、12月9日にNHK「クローズアップ現代」、あの知的な国谷さんが「“移住1%戦略”は地方を救えるか」というタイトルで呼びかけているんですね。そこで大きな人口増を掲げて満塁ホームランを打つのではなくて、各市町村、特に山県市のようなところは、これは非常に参考になるのではないかなと思うんですが、移住1%戦略というのもまた一考する余地があるのではないかなと思います。

その中で、「地方暮らしはおトク？ 移住の実際を分析」ということがありまして、

鳥取県に移住された若い夫婦の話が出てきます。テレビですから全部上手に聞き取ったわけではないんですが、御主人はIT関係の仕事で、東京から移住されておられます。鳥取に来たときに、何よりも家賃の安さには驚いたと。それから、食事にかかる経費も非常に安く済んだということで、総合的に考えたときに、実際に数字を出さなきゃいけないので、2人のファイナンシャルプランナーに65歳までの生涯貯蓄額ということで、東京と鳥取県、65歳になるまでにどのくらいの差が出るのか、その方は30歳前後だったと思います。30歳になるかならないかから65歳までで、生涯貯蓄額が東京と鳥取、どう違うんでしようということプロに試算をしていただいた結果、東京では1,461万円貯蓄できると。鳥取では1,831万円貯蓄できると。もちろん、実は人により条件が違いますし、いろいろあると思いますけれども、一步譲っても、東京暮らしと鳥取暮らしで生涯貯蓄にはそれほど差がないよということテレビでやっているわけですね。

そういう話と同時に、そのインタビューに答えられた方が言われたのは、自然環境を含めた暮らしやすさと心の安らぎということをおっしゃってみえました。非常に山県市も参考になるのではないかなというふうに思います。

そこで、先ほどに話をちょっと戻します。

広報やまがた12月号に載りました山県市まち・ひと・しごと創生会議のほうからお尋ねします。

この会長さんが申してみえますね。もう一応市民の方は知ってみえるはずなのでお尋ねしますが、ここの中に、先ほど午前中の質問にもありました、例えば、高富がダムになる、そうしたふうに人口の集中を少しずつとめていくことが大事ですよというコメントがあります。これは先ほどから何遍も述べておりますように、山県市全体を見た場合は、高富をダムにしちゃいましょうよという考え方というのは、そこに集約しますよという、言葉は大変悪いんですが、これがいわゆるコンパクトシティーの拡大化かなというふうに認識をしています。

それでいいのかどうか、企画財政課長のお答えを願いたいと思いますし、2つ目が地域ブランド化、先ほども市長でしたか、お答えいただいたんですが、地域ブランド化のコメントがございます。子育てするなら山県市であるとか、新居を構えるなら山県市というメッセージが載っております。

実は、もちろんこれを否定するつもりはさらさらありませんが、私、1つ肝心なのを忘れていると思うんですね。それは何かというと、住んでよかった山県市がないんですよ。誰もここに住んでいてよかったねと言っていないんですね。これは僕は必要な要件だと思います。ちょっと俗な言い方をしますが、私が仮に最期を迎えるときに、ああ、

この山県市に住んでおってよかったなという一言がもらえるのが一番大事ではないかなというふうに思っています。そういうことを考えますと、何か1つ抜けているのではないかと、これはやっぱり外部の人から見るとそうかもしれませんが、山県市に住んでいる私にとっては違うんですね。

3つ目の質問は、最後のところで、美しい景観や利平栗のような特産品がありますよというコメントがあります。私もそのように思います。何遍も言いますが、特に伏流水で有名な円原地区の景観は、高富で育ってきた私には正直言って衝撃的だったんですね。あのきれいさが。もちろんほかにもきれいなところがたくさんありますが、そのようなところを守っていく、いわゆる景観条例というもの、余り質問時間がなくなってしまうので、景観条例、岐阜県、結構つくっております。これ、調べましたらあります、たくさん。景観条例、僕、山県市を誇れる部分はやっぱり残していくべきだろうというふうに思っていますので、景観条例も一度考えていただきたい。特に、先般ある視察のときにある課長から聞きましたら、私のところはまだ灯籠に灯をつけていますよと言われたんですね。すごい文化が残っているわけですよ。これは美山のほうだったんですが、そういう灯籠がまだ残っていることもすごいですし、そこにまだ明かりをつけているよと、夕方になると。そんなすばらしい文化なんてそうないですよ、これは。ぜひこういうのを守れるような条例などをつくっていただくといいと思います。

基本的に、法とか条例というのは必要でなければつくる必要がないんですよ。ちょっと嫌みになりますけれども、僕は、何でも法律をつくれればいいというものではない、ただ、地域の人が住みやすいようにするにはこのような条例があってもいいのではないかなと、一度検討していただければと思いますので、1番目の質問に対しては企画財政課長、2つ目と3つ目は総合的な判断ですので、一つ市長にお答え願えればというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

頭の中をちょっと整理できていないので、ちょっと踏み込んだお話をしてしまうかもしれませんが、まず1点目で、自治会の規模については、議員御発言のように私も重要なキーワードだと思っております。誤解のないように、読むところによって勝手に、時には、時にはということでも都合よく解釈できるという意味じゃなくて、例えば市内に156自治会ありますが、中には2世帯、3世帯という自治会もあれば、300世帯を超える自治会もあって、これを一言で自治会という表現ができないものですから、その地域性に応じてその場面が特定できるような使い方をしているのであって、都合よく使うという意

図はないということだけ、誤解のないように御理解いただきたいと思います。ちょっと踏み込んじゃうかもしれません。

あと、移住に関しましてはちょっと蛇足になりますが、今おっしゃられました生活設計、地方は安い生計費で済むということで、実はこの総合戦略をつくる上でも、岐阜大学の家計の貯蓄学の先生を交えて何とかできないかと思ったんですが、ちょっと期間が足らずにできませんでした。今おっしゃられること、十分わかりますので、今後改めて28年度以降について検討したい内容だと思っております。

あと、済みません、余分ですが、ダムのお話ですけれども、先ほども別の議員さんでありますが、実は、私どもは、ダム機能都市通勤圏型というふうに整理されておるんですが、これは岐阜県が整理したものです。私のところは他方で、通勤するかもしれませんが、やっぱり特に山県市の北部のほうの自然豊かなところについては、休日には訪問していただける、これは思いつきですが、例えばダム機能山里訪問型のような位置づけをしていくことも必要かなと考えておりますので、来年度以降に向けまして、また政策を考えてまいりたいと思います。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えします。

まず、課長が今ダム機能……。

〔「ダム機能はいいです。その後の地域ブランド化の中で、子育てをするなら山県市とか新居を構えるなら山県市の中に、住んでよかった山県市というようなコメントを入れてはどうか」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） そうですか。ただ、一つ、ダム機能につきまして、前から検討していることがございまして、足かけ二、三年前ですけれども、この政策調整会議の中で、ちょうど岩崎からこちらと比較しますと、ちょうど岐阜市との境ですね、非常に多くの家が建設されていますけれども、建て売り住宅が多く見られるんですが、あの条件と山県市の条件を比較しますと、山県市の都市開発計画基準といいますか、道路幅員を非常に厳しく設定しておりまして、それを外したらどうかという話を政策調整の中で私が提案しましたけれども、比較、全体にまだ秩序ある開発ということで、余り受け入れられませんでした。その岐阜市よりも厳しい状況を、開発要件が厳しくなっておりますので、その点につきまして、特に旧高富につきましては、もう一度その点について検討をしたいということを思っております。

それから、2つ目の住んでよかったということです。安らぎとか暮らしやすさ、これはもう大切なことですので、そういったメッセージも取り入れていきたい、発

信していきたいということを思いますし、それにプラス、もう一つ、それは、住んでみえた方皆さんがここに住んでよかったと認めていただけることと、もう一つは、今の若い人が、自分が大きくなったらお父さんやお母さんやおじいさんやおばあさんと同じようにこのまちに住んでみたいと、そんな若い人たちに認めていただけるようなメッセージも積極的に発信していきたいということを考えております。

以上でございます。

〔「もう一つ、景観条例」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 景観条例につきましては、3年ほど前に建設課で景観条例を設置するという計画がありましたが、以来そのままになっておりますけれども、どんな条例にするのかは検討させていただきたいと思います。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○2番（村瀬誠三君） 以上で私の質問を終わります。

ぜひ景観条例を含めて検討していただきたいと思います。

○議長（上野欣也君） 以上で村瀬誠三君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後2時13分休憩

午後2時30分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位6番 杉山正樹君。

○8番（杉山正樹君） それでは、通告してございます2点についてお尋ねをいたします。簡単なわかりやすい質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1点目の農業施策についてでございますが、農業を取り巻く環境は大変厳しさを増してきております。内容は皆さんとともに共有するところですので多くは語りませんが、担い手の高齢化、それに加えて、その担い手の跡継ぎが農業離れをいたします。また、米づくりを中心に作業をしていただいております機械化組合におきましても、同様の心配が広がっております。

さて、TPPの大筋合意以降、その後、国も農業政策に大変力を入れようとしておりますが、今、どのような政策を打ち出そうとしておるのか、米の値下がり以外にさっぱり見えてきません。何か国の農業政策、または支援等があれば説明をいただきたいというふうに思います。

そこで、市単独の、独自としても本市に合った生産を上げるべく農業政策が打ち出さ

れねばならないと考えますが、その考えがあるのなら、よりよい内容にするためにも早目早目の資料の提供をいただきますようお願いをいたしますが、いかがですか。産業課長にお尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、近年の農業を取り巻く環境は日増しに厳しさを増してきております。国においても、TPPの大筋合意を受けて、安倍晋三首相は11月10日の衆議院予算委員会で、不安に寄り添いながら政府全体で万全な対策を取りまとめ、実行していく、農業を成長産業化させると約束いたしました。具体的な対策は打ち出されておられません。今後、攻めの農林水産業への転換、若い人が夢を持てる農業が行える対策実現に向けた国際競争力の強化や、畜産・酪農収益力強化などの具体的政策が打ち出されると見込んでおります。

県におきましても、徹底した担い手対策、海外への販路拡大、中山間地域対策、特に有害鳥獣対策に取り組むとされており、今後の具体的な対策を注視していきたいと思っております。

市におきましても、生産者の維持拡大に向け、農の振興プランを策定し、もうかる農業を実現するため、消費者から支持される高品質な農産物の生産や生産コストの低減技術の確立などを、JAぎふや県と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

米価の低迷を受け、経営所得安定対策の一環として、畜産農家から出る堆肥を耕種農家が使い、これにより生産される飼料用米をJAを通じて配合飼料として畜産農家に戻す地域内循環システムの構築を進めてまいりたいと考えております。これにより、米作農家はより補助率のよい補助を安定的に受けることができ、畜産農家は堆肥の処理がスムーズに行えるようになります。

また、農産物の生産拡大と生産者の確保に向けた取り組みとして、ビニールハウスの設置、種苗、肥料、農業用資材の購入及び果樹等の作業委託に対する支援を検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 杉山正樹君。

○8番（杉山正樹君） ただいま御答弁をいただきました。

5点に分けてお答えをいただいたかなと思っておりますが、そこで、引き続き産業課長と市長にお尋ねをいたします。

国では、農業の新時代、あるいは攻めの農業と言っており、政策に期待するところで

ありますが、ただいまいただきました答弁では、国と県につきましても対策に注視をしていこう、具体的な対策についてはお聞きをすることができませんでした。また、あとの残りの3点につきましても、検討し進めてまいりたいと考えておりますと、こういう具体的な対策は何もないというような感じがいたしますが、いかがでしょうか。

農業問題は過去からずっとお尋ねをしております、28年度予算設定が目の前にある今の時期であります、来年度以降も余り期待が持てないのかなという感じをいたしておりますが、今思い切った農業支援策を市としても打ち出さないと大変なことになるのではないかと危惧するところでございますが、お二人それぞれの御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 再質問にお答えします。

まず、3点というふうに言われまして、全て検討するというようなことで、実際にやるかどうかというようにことが明確でないという御趣旨かと思っておりますが、予算のこともございますので、ただ、うちとしては市の農の振興プラン、これについては、これから農業を振興していくための計画のほうをうちの課で独自に今作成しておりますので、今年度中にでき上がるというふうに考えております。その中で、それに基づいたいろいろな農業施策というか、補助も含めて検討していくということで、前向きな対策でございます。

次の地域内循環システム、これについても、今年度中にそういった協定を結んで、畜産農家のほうに少しでもお金が入ってくるような対策になるのかなというふうに考えております。協定を結ぶことによって、畜産農家のほうへ別途入るお金のほうがふえてまいりますので、先ほど申し上げた、よりよい補助金を安定的に受けることができというのがその部分に当たると思っております。

あと、最後に、いろんなビニールハウス等の設置、これもうちのほうの先ほど申し上げた農業の振興計画、これの中でこういったものにも補助を出せるように検討できないかなということで今検討しておりますので、これはちょっとまたお金のこともありますので、検討という言葉を使わせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 農業政策につきましては非常に難しい問題が多々ございますし、過去の国ですとか県の政策を見ましても、なかなか実効性が上がらないのが現実でございます。

います。そしてまた、今回のTPPのように日本の国のあり方を、工業ですとか商業ですとか、そして農業のあり方を国が大きな1つの政策として示してきたわけがございます。そういった中で、農業は国際競争力をつけることが非常に難しい、これは私だけではなく皆さんもそう実感してみえると思います。

そうした中で、当市としましては、先ほど課長が答弁させていただきましたが、本当に具体的に、例えば中核農家の方を育成するような施策としてどんなあり方がいいのかということが一番大切ではないかと思います。補助金を出すといたしましても、例えばビニールハウスをつくる、それぞれの農家の方がちょっとビニールハウスをつくってみようかということでの補助金ではなくして、具体的に中核農家として、農業としてなりわいを進めていかれるような農家に対しては、そういった計画をお持ちの農家に対してはそういったことも十分検討する必要があると思います。

ちょうど三、四年前から、国の補助も入っていると思いますが、県におきまして、年間1人当たり150万円ぐらいのそういった農家を目指す方への補助制度がございます。

私は、1週間ほど前もこの答弁書をつくる時に、そういったことをもう少し市民の皆さんにアピールしたらどうかと、ちょうど今、海津では、県の施設でイチゴの栽培の研修施設で、そこへ150万円補助金をもらいながらそういった研修ができるわけですので、やはり国とか県のそういった政策が発表されたら、それをいち早く市民の皆さんに伝えることが大切だということを前から思っておりまして、そういった思いを抱きながら、ばらまきではなくして、本当に地域の中核農家の皆さんに手を挙げていただけるような、そういった条件が整えば、山縣市単独といたしましてもそういった施策を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 杉山正樹君。

○8番（杉山正樹君） 今おっしゃったようなことに対しまして、私たちも期待をいたしておりますので、ぜひともしっかりと農業支援を支えていただきたいと思います。

農地を一度荒らしますと、これはもう復元をするのは不可能と思われるわけですね。先ほども同僚議員のほうから、耕作放棄地に対して蜜源レンゲのお話ございましたんですが、そうした環境面からもぜひ農地保全ができるよう、農業支援ということについて、継続してぜひとも取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、答弁は結構ですので、次の質問に入らせていただきます。

2点目は、山林でございます。

山林についてでございますが、これもただいまの農業と同じように大変厄介な分野で

ございます。2年前に私はこの質問をさせていただきました。また、同僚議員からも前定例会におきまして御質問がありました山林の整備、そして森林の育成問題ですが、この問題も、先ほど申し上げましたように農業問題と同じように大変深刻な状況になっております。

間伐事業においては少しずつ進めていただいておりますが、広範囲で大変な作業ではございますが、どうか休むことなく続けていっていただきたいと思っております。

質問のまず1点目でございますが、2年前の質問におきまして、木を切って利用することについてお尋ねをいたしました。そのときに御答弁をいただきましたのは、どこかに場所を定めて、そして木を集積し、買い取り制度を考えますという御答弁をいただきまして、いまだにそのことが全く実現をされておられませんし、その状況が一体どういうふうになっておるのか、教えていただきたいと思っております。

さて、そのときに御質問いたしましたように、山に手を入れても何の楽しみもない山仕事、これは誰もやらないのは共有する考え方だと思っております。しかも、その荒れた山に、用途のない山に固定資産税をかけるというのは、全く変な話だと思っております。むしろ、山の価値というものは、温室効果ガスの削減、地球温暖化対策等の環境面からもそうした役割を、山としての環境面での役割を担っておるわけですね。私はむしろ、固定資産税よりも維持費を払ってほしいと言うべきであるのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

そこで、育林事業には国や県も大変やる気があるように見えますが、どんな制度があるのか、制度内容をお聞かせいただきたい。同時に、市単独事業の計画を考えておられるのかどうか、この点についてもお尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の木を利用することにつきましては、地域住民等が一体となり、間伐事業に伴い生じる木材等未利用材を搬出することにより、木質バイオマス資源としての利用促進を図り、木質バイオマスによる環境に優しい低炭素循環型社会の構築を目指すために必要なことだと考えております。

昨年、森林組合、市内で森林資源を活用した体験学習、森づくりを行っている4団体に対して事業説明し、状況を確認したところ、山から木を持ち出すことが困難であるということがわかりました。

よって、今後の事業実施につきましては、地域住民の考えを事業に反映させる地域に密着した里山づくりを行いながら、事業で発生する木材の有効利用として官民で考えて

いきたいと思っております。

2点目の荒れた山に固定資産税をかけることと山林への管理料支払いについてでございますが、森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつくなど、山口市が有する貴重な再生可能資源でございます。その恩恵を市民が将来にわたって享受するには、森林を適正に整備・保全することが重要であることはもっともなことでございます。

ただし、森林が有する多面的機能を発揮するには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が必要になります。そのために、特に公益上機能が低い森林につきましては保安林に指定され、固定資産税が免除されておりますし、管理料ではございませんが、森林の恩恵を享受する県民にその費用負担を幅広く求める目的で平成24年度から導入された森林環境税がございますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

3点目の国や県の育林事業制度についてでございますが、国補助事業は、森林環境保全直接支援事業、環境林整備事業がございます。事業内容としましては、人工造林、樹下植栽、保育、間伐、更新伐、被害森林整備などがございます。県補助事業は、環境保全林整備事業、里山林整備事業、森林管理路緊急整備事業がございます。事業内容としましては、森林の整備・保全を推進するための間伐、各種森林整備事業の支援、作業路の整備でございます。

4点目の市単独事業についてでございますが、市としましては、国県補助金を活用し、森林整備を行っていきたくと考えております。現在、国の育林事業に上乘せ補助を行っておりますが、今後、適正・適切な森林整備を進めるためには、補助の見直しも検討していかなければならないと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 杉山正樹君。

○8番（杉山正樹君） 今、産業課長からいろいろとお答えをいただきましたが、特に3点目の国や県の補助事業でございますが、本市は、ただいま説明いただきました補助事業の中で、各事業でそれぞれ幾らぐらい利用されておるのか教えていただきたいと思っております。

また、市全体で森林環境税の利用額は幾らぐらいあるのか、これもあわせてお尋ねをいたします。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、山口市の85%が山であります。ただいまの産業課長の御答弁を要約いたしますと、要するに、山には手のつけようがないということ

をおっしゃっておるんだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それで、木を利用するということを考えますと、木の燃焼エネルギーをどう利用するかということだと思います。私は、木を利用して、山県木のぬくもりの湯というような木質を燃料としたような、市民に開放し、そして憩いの場となるような、そんなことは考えられないかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 再質問にお答えします。

まず、国県の補助事業のお金を幾らもらっているかというようなことでございますが、これは、森林環境直接支援事業ということで2,650万円ほどいただいております。ただ、これは、うちのほうで作業道の整備に関する補助のほうを把握しておりませんので、それを含めれば1億6,200万円ではないかと考えられます。

次に、森林環境税でございますが、こちらは山県市のほうで全部で7事業行いまして、7事業の合計が約8,000万円で、そのうち4,800万円を森林環境税としていただいております。

以上でございます。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩をいたします。

午後2時54分休憩

午後2時54分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

先ほどの農業と同じように、非常に難しい御質問をいただいておりますけれども、木材の利用につきましては、ちょうど今から戦後、六、七十年前に植林をされまして、今の状況は、植えて育てられたその木材を活用していただくという時期に来ておりますが、この間、関税が20年ほど前に撤廃されまして、国外からの非常に安い木材が入ってきておりますし、そして、その利活用につきましても、かなり前は名古屋港ですとか、あいった貯木場がございまして、そういったところに木材の原木を持ってきて国内で加工していた。そして、今は外国で賃金の安いところで加工して、加工したものを輸入して、そして木材を利用しているということが背景にございまして、そうしたことから、木材の単価というのが、従来と比較しますと非常に安くなっていることが、数十年前に植林

をして育てて利用するときにはそれなりの対価が生まれるという試算で森林の整備をされてきたわけでございますし、ちょうど去年だったと思いますが、これは県の公社が市民の方から1軒当たり、1人当たり三十数万円の基金を集めまして、それが40年ぐらい前ですけれども、集めまして、そして、それを今回切り出す時期になりまして、結果的には、当時三十数万円集めた皆さんにお返しできたのは数万円ということで、非常に、単価を前の計画した当時と比較しますと、大きく背景が変わっております。

そういったことを思いますと、本当に、非常に難しいことはございますが、ただ、考え方としては2点あると思います。それは、育てられた杉やヒノキをどう利活用していくか、それをどう守っていくかということと、そして、この地域にありますような、美山、奥のほうとこの地域にありますような里山の松の木とか雑木林をどう環境的な配慮から守っていくのか、2つだと思いますが、先ほど申し上げましたように、森林環境税とか補助金とかで年間1億以上の間伐のための、利活用のための補助を出しておりますし、そしてまた、今、来年度に向けまして、そういった守っていただく皆さんにどんな形で今まで以上に支援をするかということで、いろんな要望もいただいております。

今、ちょうど来年の予算の時期でございますが、そういったことを踏まえながら、非常に難しい、森林、木材に対する値段ですとか、環境にありますけれども、少しでも支援をさせていただきながら、山を守っていただく皆さんに守り続けていただくために、そういった場所で働いていただく皆さんが廃業されるようなことではいけませんので、そういったことも含めながら予算措置を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

〔「今の木のぬくもりの湯はどうやね」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） ぬくもりの湯、初めて聞きまして、何ともどう対応していいのかわかりませんが……。

〔「私も初めて言いました」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 要は、温泉のようなものをつくって……。温泉じゃないですね。

〔「スーパー銭湯ですな」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 具体的には、ぬくもりの湯というのはどういった施設をというかわかりませんが……。木で温めた……。

〔「そんな難しいことやないと思う」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） また具体的にいい御提案がございましたら、いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（上野欣也君） 杉山正樹君。

○8番（杉山正樹君） 市長、木でお風呂を沸かしてね、そしてそこに皆さんが入っていただき、健康寿命を延ばしていただくと、こういうことを木の利用としてされるお考えはないかとお尋ねしておるんですね。ただそれだけのことです。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午後3時00分休憩

午後3時02分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えさせていただきます。

杉山議員の趣旨はよくわかりましたので、今後、内容をじっくり検討させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○8番（杉山正樹君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

通告順位7番 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 議長から御指名いただきましたので、質問をさせていただきます。

質問番号1番、質問項目ですが、（仮称）高富インター開通に向けた山県市の公共交通再編の計画についてお尋ねをします。

質問の要旨ですが、本議会のまちづくり特別委員会、現在私もそこに所属をしておりますが、当時、ことしの3月9日に市長に対して提言書を出しております。4つ、その項目の提言がありまして、その中について、山県快適なまちづくりの以下の内容を受けとめての山県市の検討状況について、7点にわたり市長にお尋ねをいたします。具体的な中身を正確に確認したいということで7つに区分しておりますので、それぞれの項目についてお答えをいただきたいと思います。

提言書では、計画的な都市機能の充実と生活環境の向上により定住化を促進すること。具体的には、高齢者の生活移動手段の1つであるデマンド交通の実現、そして、もう一つは、バスターミナル構想の具現化と東海環状自動車道高架下の有効活用、このようなことを具体的に提言書として出しております。

そこで、お尋ねをします。

1点目、1年早まって2019年の東海環状自動車道、（仮称）高富インターの完成と供

用開始時点までには地域公共交通の整備を進めるというこの間の議会の答弁があります。実証実験等を考えると、2018年度中には計画ができ上がり、運営に関する事業者の確定も終えるという必要があるのではないかと思います。そうしたことも踏まえて、開通時点では新たな交通網がスタートするという認識でよろしいでしょうか。

2点目、上記にかかわって、この間の説明では、都市再生整備計画を国に提出し、新たな公共交通網計画を策定するということでした。そのための調査費もついたらと伺っております。この調査の内容及び実施時期と調査結果のまとめに関するスケジュール、それを受けての新たな公共交通網計画策定について、公共交通会議の開催等を含めた2019年までのスケジュールについて、大枠をお尋ねいたします。

3点目、新たに策定をされる公共交通網計画には、この間策定された山口市地域公共交通総合連携計画の内容が踏襲されるのか、全く別のものを策定されるのか、お尋ねをしたい。つまり、従前の計画策定に当たっての市民アンケート調査など、有益な情報も盛り込んで新たな計画を策定することになるかどうかをお尋ねしたいと思います。

4点目、都市再生整備計画に盛り込まれているパーク・アンド・ライド構想の詳細についてお尋ねします。他市への視察等をこの間行いまして、高速道路高架下の駐車場活用のイメージは非常にわかりました。この構想については、前回も具体的にまだ進んでいないというような中身でしたが、そもそもこの構想という内容及び想定される利用者とか高齢者や交通弱者の利用というのは、パーク・アンド・ライド構想の中ではどのように想定されているのかをお聞きしたい。

5点目です。市内交通網の再編を基軸としたバスターミナルを中核施設とするまちづくりの拠点整備に関して、山口市の地域公共交通総合連携計画で構想されている再編計画のうちに、長期的な視点での路線の再編案、これはインター開通時点では完成しているということになるのでしょうか。その認識でよろしいのでしょうか。

6点目、これも重要な点ですが、市長が答弁されている持続可能な地域公共交通は言うまでもないと思います。デマンドバスの実施に関して、運行できる既存事業者が存在しない場合、ないしは国の補助金が出ない場合は、市が想定されているデマンドバス運行等については断念をされるのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

7点目、現状の自主運行バスは、実際ほとんど多くの人に乗ってなくて、空気バスと称されて長きにわたります。私がデマンドバス問題を取り上げてきた2012年、それから丸3年になっていますが、年間の運行にかかるお金が数千万、私たちの試算では5,000万余とこの間お話をしていますが、これは税金です。路線やバス停の見直し等をいろいろ検討されて、集落を回るとかささまざまな努力をされていることは私も存じていますし、

その中で、部分的に市民の利便性を図るというようなことの努力はされていることは評価をしています。しかし、誰が見ても現状の状況はなかなか抜本的に変わらない。これを継続して運行していくということについては納得がいかない市民も多いと思います。市長、これは改善したい要旨はこの間ずっと議会で答弁されています。何でこういう空気バス状態、市民が利用できないような状態が続いているか、その原因はどこにあるかということについて、率直にお聞きをしたいと思います。

以上7点、よろしく申し上げます。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の新たな交通網のスタート時期につきましては、インター開通時と同時期が望ましいものと考えております。国は、現時点でインターの開通時期を2019年度の見通しと言っておられますので、本市といたしましても、このときを想定して地域公共交通の整備を進めたいと考えております。そうしたことを踏まえれば、遅くとも2018年度には、そうした計画ができ上がっている必要があるものと考えております。

次に、2点目の都市再生整備計画につきましては、平成28年度の国の採択を目指し、同年を起点とする5カ年計画を今月初めに提出いたしましたところでございます。この事業全体のイメージとしましては、ターミナルの整備費や周辺道路の整備として9億円規模の事業を想定し、そのうち4割ほどの補助金の確保を目指しているものでございます。当面、来年度につきましては、この計画をより具体的なものとするための基本構想の策定や調査費といたしまして、1,000万円程度を見込んでおります。そうした基本構想の策定を踏まえ、用地買収や工事等に取りかけられるのは平成29年度以降になると、現時点では考えております。

他方、新たな公共交通網の整備計画につきましては、今年度、そのための調査費を全額、国からいただけることになっております。国においては、必ずしも都市再生整備計画と直接的に関連した位置づけがなされているわけではございませんが、本市においては、国の補助金を有効に活用するため、有機的に関連づけているものでございます。そうしたことを踏まえ、新たな公共交通網形成計画につきましては、都市再生整備計画を視野に入れつつ、来年度、なるべく早い時期に策定したいと考えております。

次に、3点目の新たな公共交通網形成計画につきましては、既存の地域公共交通総合連携計画はまだ2年ほど前に策定したばかりのものでございまして、新たな視点として都市再生整備計画を視野に入れつつも、お見込みのとおり、基本的にはこれを踏襲することになるものと考えております。

次に、4点目のパーク・アンド・バスライド構想の詳細につきましては、現時点では定めてはおりません。イメージといたしましては、現在、自家用車により岐阜市以南に通勤されておられる方がより多く利用されることが理想的だと考えております。すなわち、当該地までは自家用車で来ていただいて、そこから公共交通を利用していただければ、利用者の増加による公共交通の発展が見込めるとともに、渋滞の緩和や交通事故の減少、CO₂の削減等が期待できるからでございます。無論、市内へ訪れられる方においては、ここまでは自家用車でお越しをいただき、ここからは公共交通を利用していただいて、帰りには市内の店舗で買い物をしてお帰りいただければこしたことはございません。

他方、こうした自家用車の利用が困難な高齢者等につきましては、そもそもパーク・アンド・ライドといった発想には当てはまらないものと考えております。こうした方々においては、パーク・アンド・バスライドという発想ではなく、ここを公共交通のハブ機能の拠点とし、公共交通によってここへ訪れやすく、ここから市内の公共施設等、または岐阜市以南へお出かけされる際に便利となるようなコンセプトで整備することが必要かと考えております。

次に、5点目の地域公共交通総合連携計画における長期的な視点での路線の再編案につきましては、当面、インター開通時を想定してまいりたいと考えております。ただ、この計画策定時には、必ずしも今回のターミナル構想を想定したわけではありませんので、新たな公共交通網形成計画を策定する段階で、その見直しを含めて検討したいと考えております。また、具体的な実施に向けましては、これを1つの案として、地域での合意形成、事業者との調整等も並行して進めてまいり所存でございます。

次に、6点目のデマンド型交通につきましては、国の補助金を確保できることが理想ではありますが、取り入れるだけの効果が見込めるのであれば取り組む必要があるものと考えておりますし、運行できる事業者につきましては、何としてでも確保する必要があるものと考えております。ただ、デマンド型交通は必ずしもサービスが向上するだけでなく、利用者にとっては新たな予約が必要となるといったデメリットもございます。

次に、7点目の空気バスの原因につきましては、端的に申し上げれば、需要に対する供給過剰であると言えます。これは全国的に言えることではありますが、国内の乗り合いバス輸送人員は、ピーク時の昭和43年には100億人を超えていましたが、モータリゼーションの進展によりまして、現在では40億人余りと半減している中、総走行は30億キロメートルで、余り変わっていないことからわかります。

こうしたことを解消するためには、まず、利用の少ない路線を減らすことが考えられ

ますが、そのことがかえってバスの利用者数を減らし、利用者減のスパイラル構造に陥る可能性もございます。そこで、利用のない便のみを廃止するため、デマンド型交通の導入が考えられるわけですが、これも予約の煩わしさから利用が減少するおそれもございます。こうしたことから、現在、乗り合いバス利用者の減少を抑制するための最低限の運行をしております。時には乗車のない運行もかいま見られるものでございます。

中には、たまたま乗車しておられない区間を見かけたり、回送等を見て空気バスと勘違いされている場合もございますが、平成24年に実施をいたしました調査では、1便当たりの利用者が1人未満の路線はハーバスの乾線のみでございました。そこで、この路線につきましては地元や事業者とも調整を行いまして、本年10月からデマンド型運行を実施しているところでございます。

今後におきましては、市全域につきましては、新たな公共交通網形成計画の策定に当たって検討し、より利用しやすく、経済的で持続可能な交通体系を目指していくとともに、バスの利用促進を啓発してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） ありがとうございます。

明らかになったのは、2019年度の東海環状の（仮称）高富インターが完成する折には公共交通網の再編計画がスタートするんだ。そのためには、2018年までに計画が完成していることが前提だということでした。それから、ターミナル全体には9億円ほどの事業費がかかる、そのうちの4割は国の補助金を得たいということで今進めていると、国に出したというお話をされたと思います。この間の交通網計画を策定するに当たっては、従来のいろんな市民のアンケート調査等について有益な情報も盛り込んで具体的に進めていくということでした。

ここから先、ちょっと具体的にかかわって、企画財政課長にお尋ねをしたいと思うんですが、1つは、今市長がお話しになったデマンドバスについて、新たな予約のデメリットがあるんだというようなことを再三お話しされました。これは、今、全国でデマンドというのは200市ぐらいで運営されていますが、国土交通省がこうした予約のデメリットを解消するという意味で、東大の大学院などが開発した新しい予約のシステム、30分前に予約をすれば来るというような仕組みが、今、全国で採用されていて、国もこれについて補助金を出すようにしているんですね。今、交通網計画をつくって、国からの事業をとるときに、当然これが対象になる。

デマンドの話で、私はちょっと認識が違うんじゃないかと思うのは、一般的に需要に対する供給過剰で利用者が少ないんだというのは、いわゆる漠とした数でいうとそうです。ただ、この高齢化が進んでいる山口市の中で、実際なぜ乗らないかということについていえば、具体的に市民の皆さんとお話をする中で、やっぱりバス停まで距離があって遠いとか、買い物して荷物を持っていくのが大変だとか、便が少ないという話は実際にされています。

私は、そういうことを解決するためのデマンドバスが必要じゃないか。デマンドという、まさに欲するところに事業を提供しようということですので、利用がないところには別に行く必要がないんですね。私たち、実現する会というもののイメージでずっと言っていたのは、例えば、美山の支所に3台置いて、1時間ごとに予約をとりながらそれで全部運行する。伊自良にも拠点で2台置いて、支所に置いて、その地域をカバーする。これは実際に時間的な計測も含めてやっているんですが、結局は市民の皆さんが利用しやすい環境をどうつくるかということと、無駄なく効率的に展開するにはどうするか。その点でいうと、例えば乾地区で、これは私も交通会議に出て担当の方にも聞いたんですけども、そういう仕組みを大がかりに入れるほどの実験ではないのでということで、前日の夕方4時に予約になるんですね。午後の便は午前中に乗った人が予約できるというような仕組みになっているんですが、それを総じてデマンドのデメリットだということでは私はないというふうに思いますし、そこらあたりの改善はどんどん進んでいるんですね。この通信の中身については多分データが蓄積されていて、さらにそれを合理的に運用するようなことにもつながっています。

ですから、そこらあたりについて、このデマンドのデメリット、こういうふうに市長が言われたような中身、実践的に課長に、実際、今国土交通省が進めているような、そういうインフラの整備も含めた中身からデメリットはどんなのかということについて、1点お聞きをしたい。

それから、もう一点は、ことし、先ほど調査費を全額いただいて早い時期に策定をしたいというふうにおっしゃいました。この調査の具体的な中身、どんなものを調査するのかということについて、その中身について、2点目に課長にお聞きをしたいと思います。

お願いします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えをさせていただきます。

市長が、デマンドというのは文字どおり予約式のバスということなので、予約しなけ

ればならないということが余分に利用者にふえるのは、これは間違いない事実であります。ただ、それ以上に利用性が高まれば当然そのデメリットは打ち消されるということは、当然認識をいたしております。

ただ、具体的に、例えばいろいろ地域へ出かけたときに、北山において1回打診をしたところ、利用が少ないものですから、デマンド型を導入してもらえんやろうかと言ったときには、予約せずに、時間が一定の時間に合わせた運行のほうが私たちは生活体系がいいということがございました。ただ、今、議員御発言のように、実はいつのタイミングでということ、北山については前日予約ということをお話したものですから、余計だめやったと。だから、当日も指定30分前に予約してもいいのであれば、ひよっとすればまた考えが違ったかもしれません。

また、伊自良のほうでも、特定のある方に、有識者の方とか地域の有力な方にお話ししたところ、やはり一定の時間で、便数は少なくともやったほうがそれに合わせて生活体系をつくったほうがいいという、これは総意ではありませんが、そういった意見を聞いたことがありまして、なかなか予約型をやろうとしても、いざやろうとすると、その地域の方々、意外と反対される方があるんだなというのが実感として認識したところであります。

先ほど御紹介ありました東京大学と一緒にやられたシステムについては、私のところもその取り扱い業者に来ていただきまして、東京のほうから。東北のほうに営業所があるんですけども、実際にお話も聞きましたし、現場で導入されているところも担当とともに私、伺いまして、大変便利なものだというふうには認識をしております。

ただ、ちょっと違いますのが、私のところは長い路線で直線型が多いのに対して、あのシステムがすぐれているなと思ったのは、面的な利用においてはなかなかすぐれた機能を持っているなということをおもひまして、果たして山県市の谷合いで川沿いに長い地域において、あのシステムがいいのかどうかは必ずしも言えないなという認識をしております。

利用が、議員おっしゃいましたように、やはり便数が少ない、それからバス停まで行くのが困難やということによって利用が減っているというのは、私も十分認識しております。細々ながら月曜日にはバスヘルパーさん、ボランティアによりまして荷物運びをしていただいて、出会われた方からは本当にありがたかったというような御意見をいただいておりますし、今ちょっと苦労しておりますけれども、バス停で何とか警察署の反対にはシェルターを設けたいというのは、細々とではありますが努力はしております。

2点目の調査計画につきまして、市長のほうから答弁させていただいたんですが、ちょっと正しく伝わっているかどうかわかりませんが、1つには、都市再生整備計画とは必ずしも関連している話ではございません。そこは御理解いただけておるかと思いますが、今、既に地域公共交通総合連携計画を策定しておりますけれども、これが法的に外されたものですから、今のようなデマンド型交通や何かで補助を受け取るために苦労してつくった計画なのに、法律で旗が外されましたので、今回、またデマンド型地域に応じた多様な交通体系でも補助が受けられるように、改めて新たな公共交通網の形成計画をつくりたいと思っているところであります。

基本的には、またアンケートをとということはないんですけれども、既にとられたアンケート、それから地域の方々との意見交換、ワークショップもやりたいと思っています。期間が実は今年度末ということで、あと4カ月もない期間でございますが、全額国から補助をいただいて、来年度の繰り越しも想定しておりませんので、何とか年明け早々には地域の方々との意見、それと、議員さんを初めとして御提案いただいておりますデマンドのあり方については、私どもも十分、一考の余地はあると思っています。市長も十分検討しようという。ただ、前お話ししましたように、事業者はなかなか乗り気ではない。ただ、これは専門家の意見を交えながら、より現実的に、もっといい方法は、実現する方法はないのかということも、この中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 今の課長の御答弁の中で、必ずしもこのデマンドの予約のシステムが非常に面倒とかそういうことではなくて、実際に利用が進んでいけばメリットも出てくるというようなお話でした。ここらあたりは、実際に全国で進めている事例等々を含めて十分議論をしていけば、埋まる中身ではないかなというふうに思っています。

それから、時間がありませんので再々質問にはなりません、この間、私、非常に2012年からデマンドの取り組みについてこだわってきました。これは、議会の中でも6月、そして9月の議会でも質問させていただきました。私は、高富インターの開設が1年早まったということは非常にいいことだな。これに向けて具体的な公共交通網のきちっと面展開を整理しようという議論ですので、積極的に加わっていきたいというふうに思っていますし、それから、もう一つは、国土交通省がデマンドバスへの事業、30分前のこうした予約のシステムへの補助を出したり、それから、いわゆる社協が使っているようなワゴン車の購入への補助金、これは2012年当時はなかったんですね。今、全国でこういうようなところに力を入れようとしてきている。

それから、市長も改めてこういう空気バスの解消については議会の中でも答弁されていますし、高齢者を初め市民の利便性をいかに向上するかという点でぜひ取り組みたいというお話をされました。

それから、もう一つ、事業者の問題は何としても確保したいというふうにおっしゃっていましたが、実は、輪之内町でデマンドバスの運行が始まりましたというのがあるんですね。デマンド、いろんなどころでやっているんですが、ここは名阪近鉄バスが全部やっているんですね。多分、課長御存じだと思います。事業者が、朝晩については定時定路線バスを動かす。昼の時間帯については、ワゴンタイプでデマンドバスを運行する。そういう事業者が実際あらわれているということは、非常に今後にとって大きな意味があるのではないかというふうに思っていますし、議会の中で、私は同僚議員からもいつも、福井さん、デマンド聞くねという話があるんですが、やっぱりこれ、実現まで積極的にこだわってかかわっていきたいというふうに思っていますので、きょうのスケジュールも後が確定したということですので、そこに向けて、さらに具体的な提案等も含めて、この点では努力をしていきたいという決意を含めて質問を終わりたいと思います。

続いて、議長、よろしいでしょうか。

質問番号2番です。

これは、市内企業を支援し、雇用増進など商工業の振興を図る施策について。

質問の要旨ですが、これも本議会のまちづくり特別委員会、2015年3月9日に市長に対して提言書を出しています。4項目の提言のうちの山県元気なまちづくり、以下の内容に関してお尋ねをしたい。

東海環状自動車道全線開通及びインター設置を控えて、企業誘致を一層促進するとともに、市内企業を支援し、雇用増進など商工業の振興を図ることという提言がされております。

先般作成をされました山県市のまち・ひと・しごと創生総合戦略、人口ビジョンと総合戦略、この2つで構成されています。この中身を見せていただくと、10年後の人口構成を見ると、65歳以上の高齢人口は3人に1人、75歳以上の人口は5人に1人になりますという数字が出ています。そして、単独の世帯数は1割を超えて増加をたどっていると。いわゆる世帯数の小規模化が進んでいるというのがこの中に出てきます。

このことは、美山地域の製造業の地場産業の衰退の危機にもつながってくるというふうに思っているんですね。製造業の多くが就業者20人以下の小規模事業所が非常に多い。夫婦で営む事業所も少なくありません。実際に廃業になれば下請がなくなって地場産業の基盤が崩壊しかねないということもあるかもしれません。

総務省が発表している2012年の経済センサス調査で、山縣市産業・雇用創造チャートというのによると、山口市の産業の雇用力という点から見ると、社会保険福祉介護事業、これは15年間はいいけどその後だめだよというように書いてあるんですが、15年間までよければ積極的に展開すればというふうに思うんですが、それとプラスチックの製品製造業、金属製品の製造業、その他の小売業、家具装備品製造業が貢献している。産業の中で稼ぐ力がどこにあるのかという中で、これは、家具装備品の製造業、プラスチック製品の製造業、金属製品の製造業、それから、林業と書いてありました。林業の事業の実態も知りたいところですけども、これが今の山口市の総合計画にある産業の実態だと。

企業誘致というのはかなりバラ色に見えるんですけども、必ずしも全国多くの市町村でうまくいっているわけでもないというのが実情だと思いますし、市長が市民座談会の中でも、この企業誘致については、山口市の地勢的な条件とか財政状況なんかを考えた企業誘致のあり方を十分山口市として検討することが重要なんだというふうにおっしゃっていました。

私は、企業誘致とともに、今ある地場産業、企業や事業所をいかに守るかだけでなく、いかに成長させるか、こういう10年先、20年先の長期戦略の支援というのが求められているんじゃないかなというふうに思っています。

そこで、3点お聞きをしたいと思います。

まず1点目、産業課長にお聞きをします。

美山地域を中心とした山口市のプラスチック製品製造業、金属製品製造業、家具装備品製造業など製造業の事業者数別の企業数、事業規模別の企業数の分布の実態はどのようでしょうか。また、その実態や今後の事業予測などについてどのように評価されているか、お尋ねをしたい。

2点目に、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをいたします。

11月5日に名古屋の金城ふ頭で開催されたメッセナゴヤ2015、これは議会の中でも紹介をされましたので、私、山口市のブースに出かけて、実際に見てきてお話もしてきました。1,000社ぐらいが出展されていました。名古屋だけじゃなくて東京にも行きたいというお話も聞きました。私も過去に、東京なんか興味があって、いろんな関係もあって産業展なんか見に行きました。やっぱり東京はスケールが全然違うので、山口市では、例えば東京の見本市への山口市ブースの出展だとか、財政的なサポートだとか、そういう積極的な展開も当然必要な支援策だというふうに思います。ですから、こういうことも含めて、今後どのような施策を具体的にお考えでしょうか。企業支援課長にお尋ねを

します。

3点目は市長にお伺いしたいと思います。

山県市の製造業の10年後、20年後を想像して、個々の事業所の問題だけでなく、山県市、特に美山北部地域の地場産業群、一定の範囲の地域においてある特定の業種の地元資本の中小企業群から成る企業群が集中して立地している産業というのが地場産業群だという規定があります。これをどのように守り、育成するか、長期的な施策をどのようにお考えでしょうか。

2点目には、また、10年後、20年後を見据えて、山県市としての長期的な施策を考える、例えば地場産業の育成講座とか地場産業育成シンポジウムだとか地場産業の経営者フォーラムなど、そうした開催をしながら山県市のまちづくり企業支援として具体化されるお考えはないでしょうか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

1点目の事業者別企業数についてでございますが、平成24年の経済センサスのデータでございます。市内全域のプラスチック製品製造業は53事業所ございます。これらのうちで従業員数が10名を超えているのは21事業所でございます。

金属製品製造業では、市内全域で39事業所ございます。これらのうちで従業員数が10名を超えているのは11事業所でございます。

家具装備製品製造業では、市内全域で33事業所ございます。これらのうちで従業員数が10名を超えているのは8事業所でございます。

次の事業規模別の企業分布実態でございますが、平成24年経済センサスのデータでございます。これも資本金で分類されておりますが、1点目でお答えした製造業以外にもその他製造業が含まれております。その数は155事業所で、資本金額3,000万円未満の事業所が139事業所でございます。全体の約90%ということになります。

最後に、製造業の実態と今後の予測でございますが、こちらも平成24年経済センサスのデータでございますが、山県市には1,391の事業所がございます。しかし、従業員が10人未満の事業所は全体の約82%の1,143事業所でございます。小規模事業所が多いと言えます。また、総製造業375事業所のうち、先ほど申し上げた155事業所を除く220事業所は、家族や個人経営の事業所と考えられます。

美山地域を考えますと、水栓バルブ発祥の地ということもあり、製造業が集中しておりますが、やはり小規模事業所、議員の言われるように大手下請関係の事業所、こうい

ったところが多いと言えるのではないかと思います。

以前に企業訪問をした際に、これらの小規模事業主から、正社員を募集しても立地の不利から応募がない、生活環境が十分でないため子供が美山から出ていき、後継者がいない、景気がよくなっていると耳にするが、下請では実感できないなどのお話を聞いております。美山地域の小規模事業所の厳しさを実感した次第でございます。

現在は、工場の拡張などを計画し業績が好調な事業所もありますので、商工会や関係課と連携をとりながら支援を進めております。今後においても、小規模事業所の経営は厳しいものと推測されますので、きめ細かな支援を継続させていければと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 鷲見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（鷲見秀夫君） それでは、2点目の御質問にお答えをいたします。

企業展等への出展に対します財政的な支援ということでございますが、現在、ポートメッセなごやで開催をいたしております、日本最大級の異業種交流展示会と言われておりますメッセナゴヤのほうへ出展支援をしております。

平成25年度におきましては、補助事業により山県市のブースを設置し、4企業に出展をしていただいております。また、26年、27年度につきましては、山県市と商工会の共同事業ということでブースを設け、公募によりまして4企業がそれぞれ出展をしていただいております。

市と商工会の共同ブースに企業が出展をするという形態でございますが、この支援は少なく、出展の事務手続等を市が行うため企業の負担が少なく、出展をためらわれているような企業が一步を踏み出すための機会になればと考えております。今までに出展いただいた企業の中には、出展による効果を実感されまして、東京などへ出展をされている企業もございます。

まちづくり・企業支援課といたしましても、東京・幕張で開催されている企業展等への補助要望というのをお聞きをしている経緯がございますので、そこで、現在予算編成中でございますので、具体的な金額等をお示しするということではできませんが、そのような要望に対しまして企業展への出展補助ができますように、メッセナゴヤなどを参考にいたしまして、補助額、補助要綱などを前向きに検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 3点目の御質問にお答えをいたします。

市では、平成25年度、現在の企画財政課内におきまして、起業しようとする方の支援や市内企業などの商工振興を推進するため、企業・起業、これは企業の「企業」と起きる「起業」、支援室を設置いたしました。また、今年度からは、室からまちづくり・企業支援課とし、担当職員もふやし、日本の水栓バルブ発祥の地であります山口市北部地域の企業者を初めとするさまざまな企業の方々へのさらなる支援を行っているところでもございます。

特に山口市北部地域の企業経営者の方々が抱えておられる問題の1つといたしまして、従業員の確保問題がございます。近年、企業の業績の向上によりまして、岐阜県の有効求人倍率も1.5を超える中、都市部から離れた山口市北部にある美山地域には、求人をして人もなかなか集まらない現状がございます。

そのような現状を踏まえまして、市では、企業経営者と高校、大学の就職担当者との懇談会の開催や、高校生を対象といたしました工場見学会、山口市の製造業のすばらしさを伝えることによりまして、人員確保の施策を実施しているところでございます。

また、質問にありますようなシンポジジムの開催は、現在山口市では考えておりませんが、山口市商工会では、経営計画作成セミナーやマイナンバー制度の説明会など実務講座を実施していただいております。岐阜県等で開催されます企業人を対象といたしました講座やセミナーにつきましては、市で運営をいたしております山県元気企業ナビで随時、紹介、案内をいたしているところでございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 今、お答えをいただきました。

実際の企業数等々を見ても、82%が10人未満というようなことがあって、これはテレビでも、こういうような地域の高齢化が進んで下請さんがなくなっていくので、元請が抜けていくとかいうようなことも起こったりしています。

再質問、時間がありませんので、私は、少し長期的な視点からいろんな施策をやっばり考えていく、手を打っていくということが非常に必要じゃないかなと、そのためのいろんな企業の整備ということについては、山口市としても積極的に展開するということ要望したいというふうに思います。

ホームページなんかを見ていると、例えば世界に挑む町工場というので、水栓バルブ発祥の地ということで、バルブの部品会社の起死回生というので、喜多村金属の製作所の創始者の話が出てくるんですね。たまたま私、北村静男さんの遺影をお伺いする機会があったんですけども、山口市にはそういう人材がある。

美山のものづくり職人というので、9社が合同のホームページをつくってみえるんですね。規格の設計から製造、溶接、メッキ、研磨、検査、こん包とかという一貫してもものづくりの企業集団ということで一生懸命アピールをされているとか、経済産業省の中部経済産業局の中中部発きり企業という中では、田中金属製作所、田中社長の思いが語られているんですね。ここは、マイクロナノバブル、これはバブル、泡のほうです、シャワーヘッドを開発されていて、いろいろなところで売っているというので、私、実際に見に行ってみました。そうしたら、市販のヘッドが大体二、三千円なんですけど、ここのヘッドは9,800円なんですね。そういう付加価値のある商品を開発されていて、田中社長はこの技術を医療分野にぜひ発展させたいということで研究もしている。

こういうすぐれた企業が実際に山口市の中にはいっぱいあるんですね。頑張ってみえる。私はこういう人たちのところを、まず今ある企業をしっかり支援をして、ここが頑張っ大きくなっていく、発展していくということの中で、山口市の雇用も確実に生まれていくのではないかといいふうに思いますので、こういう点をぜひ積極的に市としても展開をされて、この文章の中では、若者が流入しているのが3,858人、外へ仕事に行くのが8,505人とかという詳しいデータがいろいろ書いてあるんですね。

これを本当にやっていく上では、市長が子育て支援日本一、これは非常に長期的に成果に結びつくものだといふうに思いますし、一方で、そのことと雇用の増大ということがきちっと結びつくかどうかということが、非常に私は山口市のこれからの発展にとって重要だと思いますので、そういう点では、引き続きこれからもこの問題についてはかかわっていききたいという意見を述べて、発言を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

○議長（上野欣也君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

あす15日に予定をしております一般質問は、午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦勞さまでした。

午後3時48分散会

平成27年12月15日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

平成27年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 12月15日(火曜日)

○議事日程 第4号 平成27年12月15日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(14名)

1番	操	知子君	2番	村瀬	誠三君
3番	福井	一徳君	4番	山崎	通君
5番	吉田	茂広君	6番	上野	欣也君
7番	石神	真君	8番	杉山	正樹君
9番	寺町	知正君	10番	尾関	律子君
11番	武藤	孝成君	12番	藤根	圓六君
13番	影山	春男君	14番	村瀬	伊織君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林	宏優君	副市長	宇野	邦朗君
教育長	伊藤	正夫君	総務課長	太田	智倫君
企画財政課長	久保田	裕司君	税務課長	石神	彰君
市民環境課長	奥田	英彦君	福祉課長	江口	弘幸君
健康介護課長	藤田	弘子君	産業課長	山田	和哉君
建設課長	長野	裕君	水道課長	大西	敏彦君
まちづくり・企業支援課長	鷲見	秀夫君	会計管理者	遠山	治彦君
消防長	藤根	好君	学校教育課長	渡辺	千俊君

生涯学習課 梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 宇 野 照 泰
書 記 鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（上野欣也君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、昨日に引き続き、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位8番 操 知子君。

○1番（操 知子君） 質問番号1番、山県市の発展へ向けた、長期的な将来ビジョンについて。

東海環状自動車道インター完成までわずか4年、現在、鉄道のない山県市にとって、東海環状自動車道インターは市外からの入り口であるバス同様大変重要となります。山県市に唯一のインターチェンジ、全国から山県市への入り口であるインターチェンジ、そのインター周辺に関する位置づけはどのようにお考えでしょうか、まちづくり・企業支援課長にお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 鷺見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（鷺見秀夫君） 御質問にお答えをいたします。

東海環状自動車道、（仮称）高富インター周辺の位置づけとしてでございますが、総合計画におきまして、流通、サービス業や行政機能などの拠点として計画的な開発を促し、有効活用を図りますとされております。（仮称）高富インターまでの開通見通しが2019年度と発表されました。市は現在、この地域の施設整備や企業誘致のための用途地域の変更を進めております。

また、東海環状自動車道の高架下を駐車場として利用をし、バスターミナル整備やこの施設を中核施設とした物販、飲食、観光、市民活動、健康福祉、教育、防災などの分野も視野に入れた中で幅広いまちづくりの拠点として複合施設の整備を検討してまいります。

（仮称）高富インター開通後を見据え、企業誘致に対応できる道路整備などのインター周辺のインフラ整備も検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 操 知子君。

○1番（操 知子君） 中核施設である以上、人、物、車の集まるにぎやかな場所、商売

のにぎやかな場所、そして市内外の方が訪れたい場所、すなわち目的のある位置づけでなければなりません。

ところで、山口市では、本年9月に保育料が無料化となりました。若者にとって住み続けたいまち、実際に住みたいまちでなければなりません。もちろん、孫を持つ世代の方にとっても同様です。しかし、なぜ今若者は移住してこないのか、なぜ今若者は外へ行くのか、都会へ羽ばたくのは当然です。しかし、自然豊かなまち山口市が憧れのまちであってもおかしくありません。住めば住むほどよいまちです。田畑もあり山もあり、子供が伸び伸びと過ごせる場所なのです。山口市の発展のため、新たなものをつくることと同時に、変えられないもの、自然を活用した雇用創出は定住への一番の道でもあります。山口市に適した企業誘致や今ある産業育成に力を入れ、雇用創出へ向けた方向性をしっかりと確立し、定住への、そして交流人口拡大への玄関口である中核施設、すなわち山口市のシンボルをしっかりと活用していただきたい。

バスにおいても同様です。現状、市外からの入り口である以上、関市、本巢市、岐阜市からの乗客はどれほどでしょうか。現在、市外からバスで訪れる乗客の目的はどのようでしょうか。シンボルが完成した際の市内外の乗客の目的はどのようでしょうか。

山口市では、岐北厚生病院も8階建てとなります。医療、福祉の面でも変化があります。また、東海環状自動車道インター完成によって周辺に集まるお店もふえるでしょう、いえ、ふやさなければなりません。商売に興味を持った方々を集めなければなりません。

ところで、その山口市の発展へ向けた長期的な将来ビジョンの入り口である東海環状自動車道インター、山口市では全国的に知名度が低い自治体です。交流人口の拡大が最大課題の1つでもあります。冒頭でも申しましたが、現状、山口市に唯一のインターチェンジ、市内では文化、産業、食、人、体験などのさまざまなまちおこしイベントや取り組みがあります。山口市を知ってほしい、遊びに来てほしい、親しみと愛情を持って懸命に発信しております。

現在は仮称段階ではありますが、市内唯一のインターチェンジ、その名称、それこそ今後何をつくりたいのか、何を発信したいのか、何を求めているのか、目的を軸に長期的な将来ビジョンをしっかりと持ち、進めていかなければなりません。

そこで再度、まちづくり・企業支援課長にお尋ねいたします。

インター開通に向けた現段階から完成に向けたチャンスは始まっております。鉄道駅の名称と同様、インターの名称は大変重要となります。インター完成までわずか4年です。全市民が愛着を持ち、共通する言葉、それこそ山県インターほかないと考えますが、現段階では広報やまがたにおいても、その他インターに関する資料においても、(仮称)

高富インターと表記されております。山口市としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（上野欣也君） 鷺見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（鷺見秀夫君） 再質問にお答えをいたします。

インターチェンジの名称の決定につきましては、国ではなくNEXCO中日本で決定するということでございます。決定に当たりましては、一般的に開通1年前から関係自治体との十分な調整がされ、意見を踏まえた上での決定ということでございます。

NEXCO中日本のホームページでは、インターチェンジの名称はどのように決められるのかという質問に対して、インターチェンジの名称は高速道路を利用するお客様の利便性を考え、その所在地を簡潔でわかりやすく示す必要があります、インターが所在する市町村名を基本に、地元自治体などと十分な協議を行い、意見を踏まえた上で決定をいたしますということであります。このことから、山県インターという名称は有力な候補だということとは言えると思います。市として、名称についての意思を遅くとも1年前に決めておく必要があるかと思われまます。なお、名称の決定につきましては、大垣西インター、養老ジャンクションにつきましては、開通時期の公表時、開通の3カ月前になりますが、そのころに発表をされる、決定をされるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 操 知子君。

○1番（操 知子君） 山口市をPRする貴重な場として、（仮称）山県インターへの早急な表記変更をお願い申し上げます。こちらにおいては以上です。

次の質問へ移ります。

質問番号2番、山口市緑の朝市コンシェルジュ事業について。

現在、その事業に対する市の取り組み、目的、また市民との連携までの流れ、そして市民の取り組みはどのようでしょうか、以上の点において、まずは産業課長にお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

山口市緑の朝市コンシェルジュ事業は、市内の農家育成や新規就農者を確保することを目的として7月より実施いたしております。市の取り組みとしましては、みずからが売る、生産者が消費者の声を聞く場として、JA高富支店駐車場、香りドームなどで第3日曜日に朝市を開催し、来場者、出店者へのアンケート調査を行っております。また、毎月、集客のため宣伝を新聞紙面に掲載しております。ほかにイベントとして、市民の方が案内役となる山県の山村体験2回、市民の方の参加による地元食材の料理教室も1

回行っております。

市民との連携までの流れでございますが、担当者が農家等を回り、新たな出荷農家や販売作物について直接依頼、お願いをしております。

市民の取り組みでございますが、市民の方には開催場所ごとに調整を担っていただき、事業実施や山縣市産野菜等の販売に御協力をいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 操 知子君。

○1番（操 知子君） 現在、全国的に就農希望者、農業継承者が減少しております。どこも担い手を探しております。御存じのように、自分たちの身近にお米や野菜がある、食べ物があるということは、災害時などいざとなったときに安心できる要素の1つであります。

ところで、皆様が大切に育てたお野菜を販売する、これは農業継承者の育成へのきっかけとなるだけでなく、福祉においても大変重要なことです。自分のペースで無理なく栽培し、そして販売する喜びがある、皆様との会話もある、生きがいつくりの1つであり、地域との触れ合いのきっかけにもなります。せっかく国の補助金を活用するのであれば、より効果的な活用方法を日々考えていただきたい。定住対策を行っている今、農業継承者、新規就農希望者を探している今、どのように発信しどのように交流人口をふやすのか、若者と農業の結びつきをどのように行っていくのか。男女の出会いの場として、遊休農地の対策として、草刈り機を使った体験から始め、耕運機を使用し、みずから土を耕しコスモスやヒマワリなどの花の種まきや、野菜の種まき、また果樹の育樹などを行い、花見や収穫、そして販売までを体験していただく、育てた花卉や農産物を利用した加工品体験を行ってもよい。長期的な定住へのプランをしっかりと持ち、まずは若者に山州市のよさを伝えていただきたい。

山州市緑の朝市コンシェルジュ事業は恋人の聖地事業などと考慮しても、今の山州市にとって大変魅力的な事業であります。しかし、どんなに就農希望者を確保しても、今ある耕作地を守ることができなければ耕作者の意欲を減退させ、今ある山州市のおいしい野菜を守ることができなくなります。

ここで1つお尋ねいたします。山州市梅原地内において、毎年、大雨の時期、6月に八反田川が氾濫しているとお聞きします。八反田川は、県道79号線沿いを流れ、田んぼの中心を通り、しびり川へ合流の後、伊自良川へと合流します。県道79号線沿いでは、ひどいときには住宅まで水が押し寄せ、住民の不安は募ります。また、田の中心を流れるあたりでは、排水路への逆流により排水路の水があふれ、耕作田への被害が出ており

ます。地内のあちらこちらで早期解決を訴える声をお聞きします。

現在12月、約半年後の6月になれば耕作地では稲が穂をつけ、きらびやかな黄金色に輝きます。耕作者の汗のあかしなのです。農業は決して楽ではありません。決して収入が多いとは言えません。そんな中、必死で頑張っている耕作者を苦しめることはできません。山縣市としてはどのような対策を進めていらっしゃるのでしょうか。氾濫の原因、そして農地、農作物を守るためにどうすべきであるとお考えでしょうか。

○議長（上野欣也君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 再質問にお答えいたします。

議員御指摘の梅原地内、八反田川の水位上昇に伴う農地、住宅地への浸水及び道路への冠水などに係る対策につきましては、以前より自治会長さん及び市民座談会においても強く御要望をいただいております。本市としても不安解消については継続して検討を行ってきたところでございます。

しかしながら、水位上昇の大きな原因として考えられることは、伊自良川への合流時において、伊自良川本流の水勢が強く、八反田川からの排水が滞留することによるものと思われます。現在、伊自良川の合流部には中堤が構築されていることから、以前から合流に係る対策が行われてきたものと考えられます。

現在、県におきまして、伊自良川改修事業が下流部の岐阜市から順次進められておりますが、河川改修事業は作業期間と費用が大変要します。本市といたしましても、市内における伊自良川改修とあわせて岐阜市における改修事業についても早期の事業促進となるようお願いしているところでございます。

そうしてもう一点、水位上昇の原因ではないかと考えられることが藻の大量発生による河川断面の阻害、それによります河川の流速が下がることですが、この点につきましても、以前から地域の方々から御指摘を受けておりまして、今年度におきましては、1級河川しびり川合流部から八反田川上流に向けて、藻の除去について、今現在、予算の範囲内で実施するように準備を進めているところでございます。

また、下流部の県管理のしびり川につきましても、本市にあわせた藻の除去について管理者である県のほうへも依頼をしております。作業後の成果を検証した上で今後の対応をまた検討したいと考えております。

八反田川に限りませんが、河川は住民生活及び農地にとって防災、また水利用などの点で重要な施設であることは十分に認識しております。本市といたしましても、河川の適正な維持及び管理に今後も努めたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 操 知子君。

○1番（操 知子君） 農業は、天候、環境などさまざまな問題を抱えております。全国的に被害が増加している鳥獣被害もまた農業者の意欲を減退させます。日本の農業を守る上で森林の占める割合の多い日本では、特に継続的な対策、改革が必要です。山県市内の農業も同様です。鳥獣被害の多い中、なぜ柵やネットの設置が進まないのか、安価で設置できる方法や地域での協力体制への推進をしっかりと導くことが必要です。また、農地を集約して地域で取り組むことも可能です。世代を超えた農業への触れ合い、農業における喜び、地域での協力体制への推進、そして現在行われている農業イベントとの連携など、農業継承者、農地の発展へ向けた長期的な改善、対策、受け入れ体制を日々整えていただきたい、こちらに関しては以上です。

続きます、質問番号3番、小規模多機能自治による住民主体のまちづくり。

現在、梅原校区では、梅原地区青少年育成市民会議主催、次世代を担う子供たちにとって安心して暮らせる地域を図り、地区のきずなをさらに深めることを目的としたゆう・友・ふれあいフェスタが年に1度開催されております。地域の皆様が親、子、孫の家族となり、ウォークラリーをしたことから始まり、本年で9年目を無事終了いたしましたところです。支え合う自治会をつくるためにも、子供を守るためにも、高齢者の生活、生きがいを守るためにも世代を超えた地域の触れ合いは大変重要です。子供たちの登下校時、共働きが多いこの時代、農作業中の方による見守りも大切な役割です。

日ごろから、地域での挨拶を推進し、地域の交流を深めていかなければなりません。地域の交流は災害時、緊急時の助け合いとなります。一番身近な存在なのです。例えば、独居高齢者にとって一番の支えは御家族、そして隣人です。食事の差し入れや訪問や買い物などの手助けが生活の支えとなり、精神面での支えとなります。高齢になると心身における悩みがより深刻になります。それと同時に介護者の心身における悩みも増幅します。そこで、地域における活動、地域サロンは大変重要となります。

ここでお尋ねいたします。現在、山県市内の地域における交流の場の1つ、地域サロンの現状はどのようになっていますでしょうか。また、地域サロンと同様の事業はどのようなものがありますでしょうか、健康介護課長にお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

山県市の地域サロンの現状はどのようになっているのかとのことですが、まずは、地域における高齢者などの交流の場、ふれあいサロンについてお答えさせていただきます。

現在、山県市内には、49カ所のふれあいサロンがございます。地域別ですと、高富地域24カ所、伊自良地域11カ所、美山地域14カ所でございます。ふれあいサロンは、地域の高齢者などが気軽に集まり、楽しく過ごせる場所と内容を自分たちでつくっていく活動です。社会福祉法人山県市社会福祉協議会が立ち上げの支援を行っています。ふれあいサロンは地域の人たちみんなで自発的に運営するもので、今後、自治会や老人クラブなどの各団体、そのほかいろいろな方々がかかわり、発展すれば、議員御発言のような世代を超えた交流、助け合いのできる身近な存在となることができると思います。

また、高齢者のためのサロンと類似しましたものに、特定非営利活動法人どんぐり会に委託しておりますいこいの広場がございます。週1回、指定の曜日に集まっていただき、軽スポーツや筋トレ、脳トレ、作品づくり、音楽、調理実習、子供たちとの交流、健康相談など、いろいろと内容を変えて事業を行っておりますが、自主的なサロンとは違い、スタッフによって介護予防、閉じこもり予防事業が行われているものでございます。そのほか、どんぐり会では多世代交流事業も行っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 操 知子君。

○1番（操 知子君） 現在、山県市では、高齢者の足となるデマンドタクシーを望む声が強く出ております。しかし、山県市の財政状況からなかなか前に進めずしております。そこで、連合会単位である地域を中心とした住民主体のまちづくりを進めていくことが必要です。現在利用している公民館を交流センターへ移行し、地域自主組織として活動、地域づくりビジョンとして、防災、買い物、交通、産業、交流の5つを重点として掲げ、防災においては、防災体制の整備として暮らしの安心カード、災害時連絡網、防災メール、独自の要援護者ファイル、自治会一時避難所プレート、安否確認カード、避難経路、避難場所、連絡先パネルの設置を行い、緊急時、速やかな連携体制をつくること。買い物においては、近隣にスーパーがない場合は、交流センター内に併設し不便さの軽減を図ること。交通においては、地域発デマンドタクシーを運行し、交通手段の確保を図ること。車は財政に合わせて地域自主組織で購入したり、いこいの広場で使用していない時間帯に利用することも1つの案です。

産業においては、遊休農地を利用した地域での野菜栽培や、今ある地域産業の育成、交流センター内業務など、交流においては地域内外の方との楽しい交流の場をつくるため、現在同様、例えば300円を支払えば地域、年齢関係なく誰でも手づくりのお茶受けやコーヒーが飲食可能な地域サロン運営など、この5つを基点にそれぞれの地域の個性を生かした課題解決型の取り組みを行い、地域で支え合う組織づくりが必要です。

しかし、現状は新たなボランティアを探すにも大変時間がかかります。そこで、まずは、買い物とふれあいサロンの統合が必要となります。各地域内で行われている幾つかのふれあいサロンを交流センターへ統合し開催回数をふやすとともに、ボランティアスタッフをふやします。また、地域で活動しているさまざまな団体との交流も必要です。地域サロンにおいて、世代を超えた方々が交流することにより、地域のいきい場となります。

山口市では、以前行われていた介護サロンも利用者の減少とともになくなりました。ふだんと違う環境で介護者と御高齢の方々が触れ合う、また子供と御高齢の方々が触れ合う、そして地域を基準とした地域を越えた触れ合い、地域に活力を生み、山口市を活性化する、地域の触れ合い、人との触れ合いは大切なことです。高齢になると心身における悩みが深刻になります。しかし、どんなに年をとっても気づいてほしい、迷惑かけてもいいんだよということに、そして、介護者においても同様です。ふだんは気づけないことですが、介護を受ける方にとって介護者の笑顔が一番の幸せであることに。子育てにおいても同様です。地域という小規模だからこそ可能なこと、地域の触れ合いから支え合いへ、そして住民主体のまちづくりへ、小さな一歩から始まります。

ここで再質問いたします。

財政状況により、市民の声とは逆に進まぬデマンドタクシー、地域では少しずつ動き始めております。そこで、地域ではどうしても補えない部分を行政として背中を押すことが必要であります。行政としては、今後どのような方針をお考えでしょうか。地域サロン運営のため、地域を越えた交流が必要となりますが、市内全域の開かれたサロンへの方法はどのように進めていく予定でしょうか。

また、市内では、地域サロンのほかに介護予防サポーターなど幾つかのボランティアがあります。山口市内全体のボランティアとの交流促進はどのように進めていらっしゃいますでしょうか。

以上の3点において再質問いたします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問の1点目、デマンドタクシーについてお答えをいたします。

日常生活を営む上で交通手段の確保はとても重要な要素の1つとなります。特に御自身では移動が困難な方の移動手段となる公共交通においては、本市におけるとても重要な課題の1つであると認識をいたしております。

本市では、そうしたことを踏まえまして、平成25年度を起点とします5カ年の公共交

通連携計画等を策定いたしましたところでもございます。同計画では、基本理念をみんなで作って、守り、育てる生活交通としており、持続可能な生活交通の確保を目指しているものでございます。つまり、デマンドタクシーを導入しないのは、単に財政状況だけを要因としているわけではなく、持続可能性と市民の利便性を総合的に勘案して検討しているところなのでございます。そうした中、御家族や親族の方による自助により、または地域の方々による共助によって生活交通の確保をなされていることは、本市としては大変ありがたいことだと考えております。これを行政としてももう少し支援し、ボランティアによる生活交通確保の支援をしてはどうかといった発想もないわけではありません。しかしながら、本市の事業仕分けの際にも発言がありましたが、人の命を預かって運送する上で料金を徴収したり、行政が合法的に財政的な支援をする際には、さまざまな制約があるというのが実情でございます。

そこで、公共交通連携計画をもとに地域での合意形成、関係機関の調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。ただ、計画策定後に法律改正となりまして、現在は、国庫補助を受けながら新たな公共交通網形成計画の策定を目指しているところでございます。

デマンド型交通を待ち望んでおられる方からすれば、行政はずるずると先延ばしをしているだけのように映るかもしれませんが、新しい公共交通のあり方は、2019年度の見通しとされるインター開通時期に間に合わせなければなりません。今後、こうした計画策定の中で福祉的な移動手段のあり方も視野に入れつつ、デマンド型交通のあり方に関しましても、地域での合意形成、事業者との調整を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） では、2点目、3点目につきまして、再質問にお答えさせていただきます。

2点目の市内全域の開かれた地域サロンへどのように進めていくかということにつきましては、第2次山口市地域福祉計画におきまして、集いの場の確保、活用への取り組みとして、地域の施設を積極的に利用することを目的として掲載されております。サロンとは、地域の仲間と楽しく過ごすことができる場として、参加しやすい環境づくり、それと集いの場の整備も必要となってまいります。公民館あるいは空き家の利用などもその1つの方法でございますが、関係する関係機関と今後十分に協議する必要があると考えております。

次に、3点目の全体のボランティアとの交流促進はどのように進めているかということにつきましては、現在、介護予防サポーターや見守りボランティア等の主に高齢者を対象としたボランティア活動、それと子育て支援ボランティア等いろいろございます。このボランティアにつきましては、それぞれの目的に合わせて活動をしております。異分野のボランティア団体が交流する場が少ないというのが現状でございます。今後は関係する団体ボランティアが交流会等、交流できる場を、機会をつくるように今後努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（操 知子君） 私からの質問は以上です。

○議長（上野欣也君） 以上で操 知子君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。この時計で10時50分から再開いたします。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位9番 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） それでは、一般質問いたします。

今回は3つの質問の全てを市長にお願いしました。それで、後で考えたら、市長の答弁は長くなる傾向というのを経験的に身にしみていますので、きょうは用意されているであろう答弁に影響しない範囲で、私が通告した文書から事実関係とか重複した言葉だけ読み上げずに進めますので、そのように御了解ください。

まず、最初ですけれども、市の債権の管理と損害の回復について、市長にお尋ねいたします。

市は債権の管理をしっかりしなければならないのは当然のことです。市に損害が発生すれば、速やかに回復し、かつ再発防止のための責任の所在を確定し、場合によっては処分することも必要です。

役所は、市税や国保税などは厳しく取り立てるし、支払いが納期をおくれたら延滞金をどんどん加算するのがルールです。家や土地などの財産がない人にも厳格に取り立てるのが原則で、もし財産があれば差し押さえをしてでも取ります。そうなのに、山県市は、9月議会で一部の人の土地の使用料だけは放棄することを決めました。この放棄の議決をわかりやすく表現すると、10年ほど前に市が73万円を立てかえ払いした、しかし、立てかえ分をちっとも返してもらえないので、もう諦めたい、議会で放棄していいと決

めてくれということです。

私は、この債権、土地代の未収金の放棄は違法で無効だと判断しているので整理したいと思います。まず、事実関係として、9月議会に市長が提案、提出した決算書類の中に、財産貸付収入、不納欠損73万8,255円の数字がありました。平成13年から20年までの8年分の土地の使用料、これをもらうことは困難と判断して、26年度決算において、不納欠損としてもうないことにする、つまり放棄したというのです。私は、財産貸付収入の不納欠損は違法で放棄できないことを指摘しました。そしたら、2日後の11日の本会議冒頭で、市長は、土地使用料の未収金について権利放棄の議決を求めるという議案を提出してきました。

次に、議会での議論ですけれども、議会の常任委員会での担当者の答弁の要点は、公債権だと考えて不納欠損にしたが、指摘を受けて再検討したら法律上は私債権で不納欠損できないことだった、瑕疵、法律上の欠陥ですね、これがあるので議会の決定で放棄して瑕疵を治癒してくれという。放棄しようという債権の8年間、13年から20年ですが、この督促や面会などははっきりした記録がない。では、12年以前の分の債権はどう処理したのかと質問すると、不明、調査中ということです。さらに、今回の放棄の対象でない21年度以降はと聞くと、一部滞納が発生と言います。それから、結局今回と同じようにするのではないかと懸念を示しますと、どうするかは今後検討と対処方針は何もありませんでした。担当から経過や市の対応の説明を聞く限りあり得ないことだらけです。それでも議会は、9月定例会の最終日、28日に多数決で権利放棄を可決しました。このようなことは、市民、納税者は到底納得できない、不公平です。こんな解決をしたら、同じことが起きるのは間違いありません。

そこで、市長にお尋ねしますけれども、まず1番目として、充当の原則に従って再計算してみたらということです。常任委員会で、21、22年度は、滞納はない、23年度は滞納が発生したと答弁されています。最近の一部は支払われているわけです。

弁済というのは充当の原則、民法489条等で弁済期が先に来たものから充当するという充当の原則があります。9月議会に提案された本件債権は合理的理由がないままに充当の原則を適用せずに積算したものですから、債権の特定自体が違法です。本件債権につき、21年度以降今年度までの支払い分を充当の原則に従い再計算すると、当該債権はどのようなようになるのでしょうか。

2つ目ですけど、契約を解除すべきということです。

本件土地が、土地使用料として私法上の契約ですから、未払い分が時効に係るような恒常的な滞納者については、契約の解除をすべきことが社会の原則です。契約の解除を

通告しないとすれば怠慢は明らかです。市長は契約の解除を通告すべきであったし、今からでも通告すべきなのに、なぜしないのでしょうか。

3つ目ですけど、不納欠損、議会の権利放棄の議決の取り消しについてです。

不納欠損、議会の権利放棄の議決は、相手に到達して初めて効果があります。しかし、本件では、法律的にまだ相手方に効力は及んでいません。ですから、市の会計に未納を生じさせないために、市長は今からでも不納欠損、議会の権利放棄の議決を取り消すべきではないでしょうか。

4つ目ですけど、損害はあるのかないのかについてです。

私法上の債権の請求権は、時効が来てもずっと継続して存在し続けます。市長は、14日の委員会で損害であると答えたが、損害ではないとの旨に訂正しました。その損害ではないという答弁は、まだ請求することができるから損害ではないということなのか、それとも、ほかにどういう意味や根拠があるのでしょうか。

それでは、28日の議会の権利放棄の議決後の現在は、損害はあるのでしょうか、ないのでしょ

うか。最後に5つ目ですけれども、時効になってしまったことの損害の回復とか責任の問題ですね。本来なら利子をつけて返してくれという案件であります。既に損害の回復は市の内部の問題となっています。放棄したという73万8,255円相当、もしくは、先ほど1番目に聞いた再計算後の分ですね。これについて、誰が返すのか及び責任は誰がとるのかについて、市長の考えはどのようなのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目につきましては、平成21年、22年度に納付されておられます方は2名でございます。相手方には、過去滞納分全ての納付書を郵送及び持参した上で納付をしていただけるように対応を行ってございましたところ、相手方より、平成21年と22年度の使用料が納付されております。

議員御指摘の民法第489条、弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定により弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当することです。合理的な理由がないままに充当の原則を適用せずに行われたものであるため、債権の特定自体が違法であるとの見解ではございますが、民法第488条、弁済の充当の指定でございますけれども、第3項に、弁済の指定は相手方に対する意思表示によってするとあることから、過去の滞納全ての納付書を送付させていただ

ている中で、相手方が平成21年と22年度の納付書にて納付されていることは、意思表示があったものとみなして処理をしているところでございます。

次に、2点目につきましては、本案件は私法上の契約であることから、恒常的な滞納者については契約の解除をすべきであるとの御意見でございますが、この建物は、昭和35年、住宅に困窮する低所得者に対して低額な家賃で住まいを提供することにより、生活の安定と社会福祉に資するため町営住宅として建設されたものであります。その後、昭和51年に、当時の入居者へ建物を売却しておりますが、居住者の保護の観点から、途中契約の解除はなされず、現在まで本市と土地所有者との間にて、住宅用地賃貸借契約が締結され、また、本市と建物所有者との間で住宅用地賃貸借契約が締結されております。

なお、この契約につきましては、来年度において契約が満了となることから、本来の適正な権利契約としての賃貸借契約として真正な権利者間による契約に向けた調整を進めているところでございます。

また、滞納者については、納付していただけるよう折衝を重ねております。

次に、3点目につきましては、私債権として処理すべきところを、解釈を誤り公債権と処理したため、民法第169条、定期給付債権の短期消滅時効でございますが、これによる処理といたしまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、9月の第3回定例会において権利の放棄について議会の御承認をいただき、手続上の瑕疵を治癒していただいたものであります。

次に、4点目につきましては、不納欠損処理を行いますと、本市としては減収となることから、9月の14日の総務産業建設委員会の場におきましては、遺憾であります。損害であるとの答弁をしたところでございます。しかしながら、法の認められた不納欠損処理をルールに従って会計上の決算処理をさせていただいたものであることから、違法な行為により本市に損害を与えたものではなく、前回の発言が誤解を招く発言であったものであるため、改めて訂正をさせていただいたものでございます。

なお、第3回定例会において議決をいただきました債権の放棄につきましては、瑕疵のあった不納欠損処分の手続を事後的に治癒していただいたものでありますので、その前後におきましては、損害は生じておりません。

次に、5点目につきましては、今後におきましては、法令等を精査した上で適切に対応すべく周知徹底したいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 今、答弁いただきましたけど、民法の考え方とか幾つかの点の説明がありました。私と考えが違うところ、どこがというのも大分見えてきましたが、きょうはこれだけで議論しているわけにいかないんで、通告の中で、再質問でお尋ねするといった部分について入っていきたいと思いますけど。それについては、市の損害について再質問ということで、これを聞きますということです。それは、公共下水道に接続しないことによる市の損害ということでお伝えしてあります。

市の下水道の条例は、公共下水道の供用が開始された場合、3年以内に下水へ接続すると定め、市民にも3年以内の接続を要求しています。そうであるにもかかわらず、この市役所の建物などの合併浄化槽は4年以上接続していないことが2年前に明らかになりました。条例どおり3年以内に接続していれば、4年目以降の浄化槽の維持管理費の支出は必要ありませんでした。その金額は約1,500万円です。この損害は市長の責任ですから、市長は個人の財布から弁償するようにと、私は岐阜地裁に求めました。

訴訟の中で、被告の山県市は驚くべき主張をしました。市条例の3年とは、接続期間の目安としての努力義務、罰則規定はない。接続しなくても直ちに法の趣旨に反しない等々です。そして、12月3日の判決は、市の主張に沿って違法性はないと訴えを退けました。1,500万円の市の損害に関して、市長個人での弁償を回避するための市の主張、市長の主張、つまり接続しなくても違法ではないという主張は、今後の市全体の下水道接続率の向上を否定したわけですから。低い下水の接続率によって、公共下水道事業の多額の投資分を回収することはおろか、事業の維持の採算ライン、それすら確保できないかもしれない効率の悪い事業となるおそれが出てきたわけです。結果として、市は将来もっと大きな損害を受け続けることになるかと強く受けとめています。

そこで、市長に損害について質問いたしますけれども、市全体の下水道接続率の向上が望めないし、市も強く市民に求める根拠を失ってしまったことで、市に大きな損害が続くということについて、どのようにお考えでしょうか。もう一度繰り返しますが、市全体の下水道接続率の向上がもう望めなくなり、市も強く市民に求める根拠を失ってしまったという状況で、市に損害が続くことについて、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

議員の御発言は、今回の裁判所の判例が市民の接続率の向上、その根拠がないということでございますけれども、具体的には今回の判決が、市長の言ってみれば裁量権を判断されたものでありまして、市民の皆さんが、反対に接続をしなくてもいいという判決

ではございません。そうしたことから、根拠を失ったということにはならないと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 行政という市には裁量権がある、市長には裁量権があつて、条例で定めた3年を越してもいいんだって、市民はだめでしょうと相変わらずおっしゃることにはちょっと信じられない。それは改めて別の場で議論するとして、時間が既に過ぎてきていますので、次に行きますけど。市のマイナス、損害のことはこれぐらいにして、プラスの話に移りたいと思います。

2番目として通告してあるのは、児童館の指定管理や子育て事業の民営化ということですよ。

市長にお尋ねします。私は、前の平野市長の時代から、教育、子供関係や福祉関係などは民間委託等にすべきではないという立場で、議会で議論してきました。市側の答弁の基本的な方向も大きな違いはなく、ただし、一部の保育園などについては民間委託の可能性を検討するという程度の市の基本姿勢と受けとめていました。

しかし、さきの9月議会で、市長提案として、児童館の指定管理移行のための条例改正案が出てきて、市に著しい変化を感じました。9月11日の本会議質疑で、私の質問に対する答弁では、基本として、当面、高富児童館の施設管理はもちろん現在の各種事業や富岡の児童館で行っている子育て支援業務などもここに集約していく方向が示されました。高富及び富岡の両方の児童館について、施設管理や業務についての指定管理を可能とするための条例改正案は、最終日の本会議で賛成7、反対6で可決されました。この採決結果で議員の半数近くに異論、疑問があることが広く認識されました。条例改正したことから、市長は通常の指定管理移行のスケジュールに従って、この12月議会に指定管理者の同意の議案を出してくるものと思っておりましたが、同意案は出てきませんでした。

そこで、市長に確認いたします。1番目として、9月議会の28日、最終日の反対討論では、他の議員から児童館の指定管理を実施して、その後にげんきはうすも指定管理者におさめる。さらには保育園の民営化ももくろんでいと聞いておりますともありました。私はそのような話は聞いていませんが、保育園の民営化、高富児童館の指定管理化、子どもげんきはうすの指定管理化について、そして市の施設、事業全般の民間委託、民営化、指定管理等に関しての市長の真意はどのようでしょうか。

次に、9月11日の本会議で、市長は、放課後児童クラブは、今は4年生までだが5年

生、6年生と幅を広げていきたいとされました。その意向の主たる要因と具体的な方向や時期を示されたい。

3つ目として、この12月議会に児童館の指定管理業者の同意の議案は出てきませんでした。条例改正に反対した者としては慎重にすることには賛成であります。現在の検討状況と今後の予定はどのようでしょうか。受託事業者の見込みはあるのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の民間委託、民営化、指定管理等につきましては、メリットといたしましては、一般的には経費の削減も考えられますが、それ以上に民間事業者のノウハウを利用することによりまして市民サービスの向上を図ることができ、利用者の皆様の満足度、稼働率の向上等が図られると考えております。

デメリットといたしましては、短期間での指定管理者の交代によるノウハウの蓄積ができないことなどが考えられますが、全般的にはメリットのほうが大きいと考えております。

また、児童に関係する施設では、保育園は日々、保護者の委託を受けて保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とし、幼稚園は幼児の心身の発達を助長することを目的といたします。幼児教育に重きを置くことは学ぶ力を伸ばすことが期待でき、子供の心身の発達により大きな効果があると考えています。

最近では、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園と保育園という枠組みとは別に新たな教育、保育、いずれの希望者も受け入れることのできる認定こども園という枠組みもございます。幼保連携によりまして、子供や保護者によりよい環境を提供することが重要と考えております。

しかしながら、全ての民間委託、民営化、指定管理がよいかといえばそうとは限りません。その施設が真に民間委託、民営化、指定管理にすることでより住民サービスの、市民サービスの向上につながるかなど、多様な考えのもと、施設のあり方や運営について検討してまいります。

2点目の放課後児童クラブにつきましては、現在、地区公民館などで実施していますが、児童の下校時の安全性などを考慮して、学校の余裕教室等を利用して開設することを目指しております。10月からは、伊自良南小学校の余裕教室を利用して開設しております。現状では、1人当たりの面積の確保が困難であるところ及び専用区画となっていないところもあるため、順次学校施設内の施設を利用して開設できるよう施設整備を含

め受け入れ体制の整ったところから、小学校6年生まで受け入れられるよう幅を広げていきたいと考えております。

次に、3点目の指定管理業務への移行の進捗状況と今後につきましては、現在の高富児童館の業務とげんきはうすで行っている子育て支援センター事業及びファミリーサポートセンター事業を指定管理業務とすることを考えております。業務内容、業務手続上のスケジュール等を詳細に検討いたしましたところ、時間的に厳しい状況にあったことから、これは12月に今回の提案していただく期間に厳しい状況にありましたことから、今回は断念したものでございます。

今後におきましては、さらに内容等を精査いたしまして、利用者の方の利便性の向上を図るため、効率的な事業実施、施設運営が図られるよう検討し、平成29年度からの指定管理の実施を目指して事務を進めてまいります。

また、受託申込者の見込みにつきましては、市内外に広く一般公募をする予定をしております。社会福祉事業や子育て支援事業などに取り組む団体が応募されるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） それでは、市長に再質問いたしますけれども、民営化についての全体的な基本方針ということで、よりサービスの向上を目指し、多様な考えも含めて考えるということでした。そういう意味では、それほど前倒しの気持ちがあるのではないなという受けとめは、私はしたところですけど、全体論のことはまた改めて議論するとして、きょうは高富児童館の指定管理ということに、時間的に絞るしかないかなと思っています。

そこでお尋ねしますけれども、子育てのいろいろな政策の実行というのは、市長とか担当課だけでできることではないわけですね。例えば、山県市の次世代育成支援行動計画がありますが、この第5章では、めざす姿を実現するための活動ということで、地域での取り組みとか、子育てサポートグループを育成、子育て支援のための公的サービスを充実というふうになっています。しかし、保護者を含む子供、子育て支援の当事者などの意見を聞くための会議として、市が条例で設置している山県市子ども・子育て会議では、議事録などを見る限り民間委託や指定管理になるについて、市から提案されて議論された形跡はありません。何か市が非常に慌てているように映る、そんな印象を持っています。そこでお聞きしたいわけですけども、子育て支援や児童館の指定管理に関してということで、市内の人たちが業務を行えることが一番大事だというふうな観点で

お尋ねします。

市長は、市内外のほうから広く公募というような趣旨を答えられましたけれども、今、市の直営から外部に任せようとしている業務は、年間で800万円から900万円程度と聞きます。しかも、今回はいわゆる箱物ではないので、利用料や使用料などの収入はないという特殊なケースです。今の市の直営のときの予算と大差ないという業務です。市長は、過去の香り会館の指定管理者の公募で地元配慮の選考基準を設けたことを答弁されています。私も市内でシステムや人が循環する指定管理、民間との協調なら賛成であります。今回、山口市の子育てや児童館の指定管理ですから、市外の大手業者や団体に任せる必要はないと考えます。それは市のいろいろな業務を市民が担う、行政と市民がともに地域運営を進める、そんな意味でも重要ですし、市の公のお金、予算、業務を市内の人で循環させる、市内に仕事をつくるという意味でも大事なことだと考えます。

今回、議案にも出ているグリーンプラザみやまの指定管理のことも、地元の法人に任せたとすることで非常にうまく行って成功した例だと思います。これは収益がある事業なので、来年からは、一部市に指定管理料がバックされるというような状況でもあると聞きます。そういった意味で、今回の児童館や子育て支援について、市内の団体なのでこの業務を行えるように方法を考え直してはどうか、始めから市外も含めてではなく、市内でできるような方法ということを考えてはどうかという意味で、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 指定管理につきまして、従来からいろんな形で御指摘をさせていただいておまして、当初と大きく、この施設のみならず市内の管理を審査する段階での加算を審査の中に加えていただいている、そういった審査の方法を現在はどうしております。ただ、一番最初に行う指定管理の中で広く募集しますのは、やはり市内の方のそれなりに対象者、指定管理をする適切な方があるかということと、もう一つ、市内の方、広く募集しますと、市内の方にはない発想で、これは市内外問わずもう少し対象を広げることによって、受けられる市民の方のメリットとなるサービスがそんな提案がされることも否定はできません。そういったことからしますと、本来の少しでもそういった市内の方にそうした仕事をしていただくということを念頭に入れながら、審査基準の中で点数を加える、プラスにするという基準をつくりながら、全体的な指定管理の指定の審査を行っているところでございますので、そういった観点から、今後におきましても進めていきたいと考えております。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 今の市長の答弁ですと、市外も広く求めるということでいろいろな提案の範囲が広がるということの市民のメリットがあるのではないかということ。しかし、それは同時に、全国各地で問題になっている業者が、事情から撤退したり倒産したりという、いわば突然穴があくというデメリットというような、これが大きな問題が実際に指定管理にはつきまといっているわけですね。そういったことを考えれば、市長がおっしゃるメリットは、確かに広域に広く求めれば求めるほど集まる可能性はあるけれども、逆にどんな業者かわからないというデメリットも常に抱えているわけですね。そこで、私が先ほどお聞きした市内業者、受け入れることができる法人、そういったところを育成するという観点も含めて考えるべきではないかということで、再々質問いたしますけれども。

子育て支援というのは、国や法律などからも、あるいは保護者や当事者からも自主的に幅広い事業が求められてきている分野であります。先ほど、再質問で引用した次世代の育成支援行動計画においても、児童館は乳幼児、小中学生、高校生も含めた広い年齢の児童となっているとおり、幅広く視野を持っているわけです。自主的な子育てに求められる事業が広がっていて、私は、市としてはもう外に出してしまおう、指定管理で専門のところに委託すれば何とかしてくれるさ、そんな印象がどうしても拭えないのが現状です。現在、市内に一気にその業務を担うことの団体があるかどうか、そこに疑問がもしあるなら、私は団体を育てることも大事だと考えます。仮に1年で一気に全部任せることにちゅうちょがあるのなら、団体を育成しつつ2年で全部任せるように移行するとか、そういった方法もあるはずですよ。そういった意味で、先ほどの市外も含めて広く公募というところは、もう一歩引いて、1年2年ということに切り分けながら育成するという視点を検討していただく余地はないのか、いかがでしょうか。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

まず、自主的で幅広い事業の展開ということでございましたが、今回、担当課から要項が上がってまいりました。その中身を見ますと、今の事業を前提とした考え方でございましたので、そうではなしに、今の自主的で提案も求めるような、今の事業を踏まえながら、そしてもっと幅広い提案を求めるような募集要項にという指示をいたしております。

次に、育成ということでございますけれども、そういったことも市内にそういった団体も、私は存在すると考えておまして、そういったことも必要かなと思っておりますが、ただ、一、二年ということまでは、そこまでは考えておりませんでしたけれども、またよ

く検討させていただきます。

そして、突然、市外の事業者ですと穴があくということでございますけれども、そういった過去の経験ですとか実績ですとか、そして経営の資金力等々を踏まえながら、そういったことのないように選考に当たりましては進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君、質問をかえてください。

○9番（寺町知正君） それでは、再々質問までしましたので、3番目に行きます。

高校生の医療費の助成は窓口精算に転換をということで、市長にお尋ねします。

山口市は2012年4月1日から、まちづくり振興券交付事業を行っています。今年度は、年間約5,000万円の振興券を予算化しています。その中で高校生の医療費助成は、子育て支援の政策ですが、振興券で交付という方式にしてしまったことで当事者や保護者への助成の恩恵が3分の2程度しか届いていない現実があります。県内で16歳から18歳までの医療費助成を行っているのは8自治体あります。そのうち6自治体は15歳までと同じ方式で医療機関の窓口での自己負担を支払わなくてもよい、いわゆる現物給付です。1自治体は商品券で交付しています。山口市もゼロ歳から15歳は、県内の医療機関の窓口で支払う必要がない現物給付ですが、高校生の医療費助成だけは、本人が一旦医療機関の窓口での自己負担分を支払った上で1年分の領収書の原本を添えて、1月から2月に市役所へ請求手続を行い、その後に初めて振興券が出る、特別に面倒な制度です。

財政的に見ると、もともと使うものとして予算化したのですから、全員が無料化の恩恵を受けてもよいはずですが。そこで振興券から外して中学生までと同様の医療機関窓口での支払いの必要ない方式にして大いに宣伝力を発揮させることです。今、山口市に必要なのは若い人にアピールする政策です。それが真に子育て世代に事実としての恩恵をもたらし、しかも市内外の子育て世代への山県の売り込み材料としてもアピールする政策です。高校生医療費助成は、医療窓口での医療費の支払いの必要のない方式に切りかえる時期ではないでしょうか、以上、お尋ねします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まちづくり振興券交付事業は、私の当初のマニフェストであります私が考える山口市のまちづくりビジョンの中で掲げた重点施策の1つでございます。

平成24年4月より、新生児出産祝金事業、福祉医療費助成事業、新築等祝金事業、全国大会等出場者応援金事業の4事業で交付事業を開始しており、現在までに13事業に拡充しております。この事業は、山口市が実施する助成事業について市内の取扱店で利用

できる山県まちづくり振興券を交付し、転入の促進などを図るとともに、地域の活性化や市内の商工業の振興に寄与することを目的といたしております。

高校生の医療費助成事業は、平成25年には対象人数が1,065人に対しまして約32%の337人の申請があり、1人当たり約1万8,000円、588万円の振興券を交付しております。26年度につきましては、対象人数1,052人に対し約31%の324人の申請があり、1人当たり約2万円で640万円の振興券を交付しております。27年度当初予算の高校生福祉医療費助成事業は振興券交付事業で約5,000万円のうち約1,000万円で全体の20%を占めております。

現物支給に変更することによりまして振興券交付事業が減少し、商工業の振興に寄与するという目的が縮小されるのに加えまして、波及増につきましては、国民健康保険の制度上、現物支給では国庫負担金の減額調整措置が行われ、現在の償還払いでは減額調整がされませんので、若干手続の煩雑さはあると思いますが、現在の償還払いの方法が最良であると考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 今の答弁では、現在の振興券の高校生医療費の助成の位置づけを変えないという趣旨でありました。振興券でということ商工業への貢献をということ、それは非常にいいことだと私も以前から提案していることでありますけれども、それはいろんな分野でふやすことはまだできる。先ほどの答弁では、現在の5,000万円のうちの2割が高校生医療費であるから、これをもし現物給付に変えたら振興券が減ってしまうということで、商工業に影響するということでしたが、そうであれば、それはもっと多様な分野で振興券を交付するという事業を広げていけばいいことであって、さらに5,000万円をふやすという市長の意向があれば、それは額もふやし対象を広げればいいことであって。

一方で、申し上げたように高校生の医療費の助成というのは、医療機関でも掲示されて非常に宣伝力がある。それからインターネットでも宣伝することができる。先ほど言った県内の8つの自治体のうち6つはもうゼロ歳から同じ姿勢でやっていて、高校生までですということが宣伝できる。しかし、山県市は中学生まではともかく、高校生についてはそういう宣伝がやっぱりできないわけですよ。なぜかといえば、振興券という特別な方式だからなんですね。せつかく保育料も無料化、若い人にアピールする、注目されている、そうであるならきちっと途切れない子育て支援ということで保育料、そして高校生の医療費も窓口で払わなくてもいいんだよというそういうふう切りかえるだけ

ではないのでしょうか。振興券にこだわるのではなく、それは他の事業で十分5,000万円は確保できるし、ふやすならふやすことができる、先ほど申し上げました。そういった意味で、市長に改めてお尋ねしますが、市長、2期目になって、1期目は、確かに公約として挙げたということでこれを頑張るんだと、非常にそこは大事なこと、意気込みが大事だというふうには考えますが。2期目、それは意気込みも必要でしょうけど、それ以上に柔軟さ、そして1つずつの政策がどうすることがより効果的であるのかというきちっとてんびんにかける。振興券はいいと思います、しかし高校生はそこでやるんだからというこだわりではなくて、もっと若い人に子育て支援をきちっと、県内で8つの自治体しかやっていない、7つ宣伝できている、そこに入っていくことのほうがずっとお金でかえられない効果がある方式だと私は考えます。そういった観点で、振興券にはこだわらずに、高校生の医療費助成はゼロ歳から中学生までと同じような方式にするだけです。そういう意味で現物給付という方式に、中学生までと一緒にしてはどうでしょうか。改めて柔軟な対応をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えします。

2つの観点から、現状でという御説明をさせていただきました。1つは、商工業の振興ということと、そしてもう一つは、現物にしますと波及効果が広がりまして、その分減額調整が、国からいただけるお金が少なくなるという、こういった制度がございます。そうした中で柔軟的な政策ということでございますけれども、柔軟的な政策は大切なことでございますが、5,000万円の振興券事業につきましても、また他の事業につきましてもそれぞれの要望がございまして、柔軟に対応したいということは考えておりますけれども、ちょうど26年度の決算を見ますと、私ももう少し考え方を変えなければいけないということを考えておりまして、従来から心配しておりました合併の算定がえが、国の示していただいておりますような姿にならないのではないかと、そんな思いもございまして、政策には柔軟性が必要ではございますけれども、しっかりとした財政を見きわめながら政策を進めていきたいということを考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 余り姿勢を変える雰囲気は感じませんでしたけれども、私が申し上げたいことは、お金をどこに使うかということもありますけど、例えばアピールする素材、材料は政策なんですよね。それを幾つも頑張るってやっていく、そこは評価している、私も。じゃ、高校生のところまでは、中学生と同じようにしているんですよ、山県

市はという、それというのはお金で換算できないPR効果があるわけですよ。それをも
ちろんPRしなければ意味がない。そういう制度にして、方式にしてPRする。そのと
きにはお金で評価できない国の補助が減るところじゃない、もっと大きな効果が必ずあ
るはずですよ。そういう意味での視点を変えてほしいというふうに、私は思いますが、も
う時間もないし、ここで再々質問とはいきませんので、とりあえずきょうの3問はこれ
で終わります。

○議長（上野欣也君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

○議長（上野欣也君） これにて一般質問は全て終了いたしました。

明日16日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午前11時35分散会

平成27年12月16日

山県市議会定例会会議録

(第 5 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第5号 12月16日(水曜日)

○議事日程 第5号 平成27年12月16日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 承第3号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第78号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 議第79号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山県市農業委員会の委員等の定数を定める条例について
- 議第84号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 議第86号 平成27年度山県市一般会計補正予算(第3号)
- 議第87号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第88号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第89号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第90号 指定管理者の指定について
- 議第91号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第92号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議第93号 平成27年度山県市一般会計補正予算(第4号)

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 承第3号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について

- 議第78号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 議第79号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山口市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第81号 山口市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山口市農業委員会の委員等の定数を定める条例について
- 議第84号 山口市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 議第86号 平成27年度山口市一般会計補正予算（第3号）
- 議第87号 平成27年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第88号 平成27年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第89号 平成27年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第90号 指定管理者の指定について
- 議第91号 山口市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第92号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議第93号 平成27年度山口市一般会計補正予算（第4号）

日程第3 討 論

- 承第3号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第78号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 議第79号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山口市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第81号 山口市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について

- 議第83号 山県市農業委員会の委員等の定数を定める条例について
- 議第84号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 議第86号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第87号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第88号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第89号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第90号 指定管理者の指定について
- 議第91号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第92号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議第93号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第4 採 決
- 承第3号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第78号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 議第79号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山県市農業委員会の委員等の定数を定める条例について
- 議第84号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 議第86号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第87号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第88号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第89号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

	議第90号	指定管理者の指定について
	議第91号	山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第92号	和解及び損害賠償の額を定めることについて
	議第93号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第4号）
日程第5	発議第6号	T P P交渉結果の情報開示と万全な国内対策を求める意見書について
日程第6	質 疑	
日程第7	討 論	
日程第8	採 決	

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

承第3号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について
議第78号	山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
議第79号	山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議第80号	山県市税条例等の一部を改正する条例について
議第81号	山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議第82号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第83号	山県市農業委員会の委員等の定数を定める条例について
議第84号	山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
議第85号	岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
議第86号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第3号）
議第87号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第88号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議第89号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第90号	指定管理者の指定について

議第91号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議第92号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議第93号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第4号）

日程第2 委員長報告に対する質疑

承第3号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について

議第78号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

議第79号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議第80号 山県市税条例等の一部を改正する条例について

議第81号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第83号 山県市農業委員会の委員等の定数を定める条例について

議第84号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について

議第85号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について

議第86号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第87号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議第88号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議第89号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第90号 指定管理者の指定について

議第91号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議第92号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議第93号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第4号）

日程第3 討 論

承第3号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について

議第78号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

- 議第79号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山口市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第81号 山口市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山口市農業委員会の委員等の定数を定める条例について
- 議第84号 山口市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 議第86号 平成27年度山口市一般会計補正予算（第3号）
- 議第87号 平成27年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第88号 平成27年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第89号 平成27年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第90号 指定管理者の指定について
- 議第91号 山口市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第92号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議第93号 平成27年度山口市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第4 採 決
- 承第3号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第78号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 議第79号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山口市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第81号 山口市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 山口市農業委員会の委員等の定数を定める条例について

- 議第84号 山口市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 議第86号 平成27年度山口市一般会計補正予算（第3号）
- 議第87号 平成27年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第88号 平成27年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第89号 平成27年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第90号 指定管理者の指定について
- 議第91号 山口市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第92号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議第93号 平成27年度山口市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 発議第6号 T P P 交渉結果の情報開示と万全な国内対策を求める意見書について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決

○出席議員（14名）

- | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 操 | 知子君 | 2番 | 村瀬 | 誠三君 |
| 3番 | 福井 | 一徳君 | 4番 | 山崎 | 通君 |
| 5番 | 吉田 | 茂広君 | 6番 | 上野 | 欣也君 |
| 7番 | 石神 | 真君 | 8番 | 杉山 | 正樹君 |
| 9番 | 寺町 | 知正君 | 10番 | 尾関 | 律子君 |
| 11番 | 武藤 | 孝成君 | 12番 | 藤根 | 圓六君 |
| 13番 | 影山 | 春男君 | 14番 | 村瀬 | 伊織君 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | | | |
|-----|----|-----|------|----|-----|
| 市長 | 林 | 宏優君 | 副市長 | 宇野 | 邦朗君 |
| 教育長 | 伊藤 | 正夫君 | 総務課長 | 太田 | 智倫君 |

企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	石 神 彰 君
市民環境課長	奥 田 英 彦 君	福祉課長	江 口 弘 幸 君
健康介護課長	藤 田 弘 子 君	産業課長	山 田 和 哉 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	大 西 敏 彦 君
まちづくり・ 企業支援課長	鷺 見 秀 夫 君	会計管理者	遠 山 治 彦 君
消 防 長	藤 根 好 君	学校教育課長	渡 辺 千 俊 君
生涯学習課長	梅 田 義 孝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	宇 野 照 泰
書 記	鷺 見 芳 文		

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（上野欣也君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 藤根圓六君。

○総務産業建設常任委員会委員長（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、T P P交渉結果の情報開示と万全な国内対策を求める意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時02分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○総務産業建設常任委員会委員長（藤根圓六君） どうも失礼しました。

議長の許可をいただきましたので、総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月7日、8日、委員会を開催し、審査を付託されました承第3号、議第78号、議第79号、議第83号、議第84号、議第86号、議第90号及び議第91号の所管に属する条例案件5件、補正予算案件1件、その他案件2件の8議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第78号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、住基カードを使い現在税金の申告を行っているが、今後どういった取り扱いになるか。今後の住基カードの使用と、使用する業務について。別表を見ると限定的利用にしか受けとめられないが、この中でしか個人番号が利用されないのか。法律で規定している利用以外は各自治体が条例で決める趣旨と受けとめるが、法律とこの条例を考えると、役所の事務が全てフォローされるのか。別表において重複している事務、重複していない事務があるが、その理由について。別表第1に記載された業務は、今後広がることはあるのか。別表1の2、外国人の生活保護についての考えは。外国人の生

活保護の実態について。別表2、3に記載された担当課ごとの事務内容について。別表2の5の地方税に関する調査に関する事務は、どのことが想定されているか。議第79号

山縣市附属機関設置条例の一部を改正する条例については、農業委員選考委員会の事務で、農業委員候補者選考に関する事項についての調査審議に関する事務に推進委員は入らないのか。議第83号 山縣市農業委員会の委員等の定数を定める条例については、農業委員会の委員が任命制に変更になるが、選出過程において役割などの説明、周知の考えについて。認定農業者の定義と人数。農業委員、推薦委員の仕事と任命権者について。農業委員選出で地区という概念はどうか。人選について、行政としての姿勢について。議第84号 山縣市小口融資条例の一部を改正する条例については、NPOはどのような対象であるのか、どの範囲か。NPOを条例から外すことについて。議第86号

平成27年度山縣市一般会計補正予算（第3号）（総務産業建設関係）については、総務費、総務管理費、企画費、工事請負費の自主運行バス、バスシェルター設置工事の経緯と完成予定について。不執行の場合、ガードパイプ等の設置の考えについて。総務費、選挙費、選挙管理委員会費、委託料の選挙人名簿システム改修業務委託料で、新たに選挙権を有する対象者の人数、PR方法について。議第90号 指定管理者の指定については、グリーンプラザ指定管理者について従前と変化があるのか、共同体から単独になることの事情は。運営の実態と市の評価とPRについて。今後の自主事業とその補助金について。市内在住利用者の料金と市への収入についてなどの質疑応答がありました。

討論では、議第78号の反対討論が行われました。

採決の結果、付託されました承第3号、議第79号、議第83号、議第84号、議第86号、議第90号及び議第91号の議案は全会一致で、議第78号は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

〔操 知子議員 入場〕

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は14名であります。

続きまして、厚生文教委員会委員長 吉田茂広君。

○厚生文教常任委員会委員長（吉田茂広君） それでは、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月9日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第80号から議第82号、議第85号から議第89号、議第92号及び議第93号までの所管に属する条例案件3件、補正予算案件5件、その他の案件2件の10議案を議題とし、審査を行いました。

た。

主な質疑において、議第80号 山県市税条例等の一部を改正する条例については、条例文中、個人番号または法人番号を有しない者とはどのような人、どのようなケースを示すのか。実際に市民がこの条例に基づいて個人番号を使用する機会はどのような場所で、かつその頻度はどの程度と想定されているのか。申請に関して個人番号を記載しない場合の取り扱いについて。議第82号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例については、申請書類の様式変更の予定について。申請書類に個人番号を付さないと申請書類は受理しないのか。議第87号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）では、山県市における特定入所者介護サービス給付費の受給対象人数について。議第92号 和解及び損害賠償の額を定めることについては、被災した工場への損害賠償額に休業補償費も含まれているのかなどの質疑応答がございました。

討論においては、議第80号 山県市税条例等の一部を改正する条例について及び議第82号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対討論がありました。

採決の結果、議第80号及び議第82号につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定しました。また、議第81号及び議第85号から議第89号並びに議第92号、議第93号については、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（上野欣也君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（上野欣也君） 日程第3、討論。

これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

福井一徳君。

○3番(福井一徳君) 日本共産党の福井一徳です。議長から御指名いただきましたので、議第78号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、議第80号 山県市税条例等の一部を改正する条例について、議第82号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、ただいまから議案に対する反対討論を行います。議員各位の御理解と御賛同をお願いするものです。

さて、今回の条例の改正の議案は、いわゆるマイナンバー法の実施に向けた法律に基づく改正であります。したがって、国のやることに従って法律に基づいて条例改正をするのだから反対しても仕方がないのではという向きもあると思います。しかしながら、地方自治の本旨による団体自治、住民自治の観点からすれば、自治体としての意思表示が必要なものと考えます。

そもそもこのマイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の行政手続で利用するとされていますが、今後は2018年に金融口座も含め個人の全ての財産、戸籍、パスポート、2020年には医療情報の本格運用にも適用され、これら一体となる扱う情報量は莫大なものになります。まさに国民のプライバシーに関する膨大な情報を国が一括管理するという基本的人権の擁護という憲法にも触れる内容です。

山県市の今回の条例改正案にもあらゆる分野に関係があります。医療分野という、メタボ検診のデータもひもづけします。メタボ検診という、身長と体重とおなか回り、体重とおなか回り、やめてくれという人もいるかもしれませんが、しかし、情報はそれだけではありません。血圧、検尿、腎臓の病気があるかどうか、肝臓は悪くないか、コレステロールや血糖値はどうか、まさに医療情報そのものです。当初、厚生労働省では機微性が高い、繊細な情報なのでマイナンバーとは別枠でとの議論でしたが、これも直接結びつけることになりました。

マイナンバー制度の仕組みについては、御存じのように、1、付番、2、情報連携、3、本人確認の3本柱でできていると政府は説明をしています。1の付番は、1つ、住民票を有する全員につけること、2つ、1人1番号で重複がないこと、3つ、国民官の関係で流通、利用可能な見える番号、これが問題なのですが、そして4つ、最新の基本4情報、氏名、住所、性別、生年月日、4つのうち3つは住民票コードと同じです。違うのは、3番目、国民官の関係で流通、利用可能な見える番号、これが今回のマイナンバー制度の最大の違いです。会社に登録したりする中で民間が介在することにより、格段に情報漏えいの危険性がふえます。住民コードは行政が内部的に使っており目に触れ

ることはありません。そして、先ほど触れた2番目の情報連携、わかりやすく言えば、名寄せです。2017年1月からは、国の機関の間で名寄せを始め、7月ぐらいからは国の機関だけでなく地方公共団体や医療保険者とか民間も含めて情報連携を始める予定になっています。

民間で管理を外部に任せても、情報漏えいしたら、その責任は依頼をしたところであり、罰則は懲役4年、罰金200万円となっていますが、民間の準備状況はまだ2割台等の報道もされています。しかもこの情報は法律でしっかり規定されているから運用や情報漏れは安心だとの総務課長の答弁がありました。実は、法律の19条12号で刑事事件の捜査や反則事件の調査で使う場合は、番号法の規制は何も及ばない、何に使っても合理的に使えます。どこが使えるか、法律家によれば、権力の中の権力と称される警察組織と税務署です。捜査中と言えば自由に使える規定がしっかりつくられている。これは特定個人情報保護委員会も監視、監督が一切できない規定です。こんな情報もあります。事務所などの窃盗の認知件数は、年間9万4,000件あるそうです。個人情報を保管する場所です。警察に落とし物として届けられている総件数は、免許証だけでも、年間で33万9,868枚、財布は31万3,821個、有価証券は30万8,691枚、合計100万点にも及ぶ貴重品が落とされています。番号の一元化はとにかく危険であります。

最後に、この制度設計に3,000億円、地方自治体や民間での改修費用を合わせると1兆円を超す費用を投入すると言われていています。国が国民の個人情報を一括管理する、個人のプライバシーを侵害するマイナンバー制度は一旦延期をし、中止すべきである。そうして、この制度につながる、今回上程されている議第78号の条例案、議第80号、議第82号の各条例の一部改正案に反対することを表明して、反対討論を終わります。

○議長（上野欣也君） その他、討論の通告はありませんでした。

ほかに討論はありませんか。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 反対討論ですが、続けてよろしいですか。

○議長（上野欣也君） はい、反対討論。

○9番（寺町知正君） それでは、議第78号、80号、82号、86号に反対する立場で討論いたします。

基本的には、マイナンバーについては、先ほど他の議員もおっしゃいましたが、私自身必要性がないと考えておりますし、仮に行政機関に必要だと、あるいは法律ができたとしても、現状ではセキュリティーの問題、あるいはソフトいろんなシステムの問題で情報漏えいがかかなりなレベルで心配されています。そういったことから時期尚早である

という立場です。

議第78号については、行政機関内で運用するという趣旨の条例というふうには説明は受けとめましたけれども、これ自体もいろいろな外に漏れる問題、その懸念は払拭できません。80号については税条例ですけど、これは6月議会で番号を付与する、個人と法人についてということで、その法人の部分の括弧部分を足すだけなので実質的には6月と変わらないと受けとめていますけれども、当時と同じ立場で法人番号部分について反対します。それから、82号、介護保険も同旨で必要のないものというふうに考えます。

それから、86号の補正予算ですけど、これは本人確認、本人認証のスキヤナー、これが全国統一システムということで民間業者が全国一律に請け負ったということが言われていますが、専門家からは、そのスキヤナーの精度、レベルが非常に低いということで懸念が表明されています。スキヤナーの精度が低いということは、成り済ましがしやすいということそのものでありますから、そういったことを時期尚早に入れる必要はないというふうな考えを持っています。そういった意味で、86号のスキヤナー関係の補正予算にも反対いたします。

以上で討論とします。

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 反対討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（上野欣也君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

承第3号 山縣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第78号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第79号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第80号 山県市税条例等の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第81号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第82号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第83号 山口市農業委員会の委員等の定数を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第84号 山口市小口融資条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第85号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第86号 平成27年度山口市一般会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第87号 平成27年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議第88号 平成27年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第89号 平成27年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第90号 指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第91号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第92号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第93号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 発議第6号 TPP交渉結果の情報開示と万全な国内対策を求める意見書について

○議長（上野欣也君） 日程第5 発議第6号 TPP交渉結果の情報開示と万全な国内対策を求める意見書について、総務産業建設委員会委員長の趣旨説明を求めます。

総務産業建設委員会委員長 藤根圓六君。

○総務産業建設常任委員会委員長（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、TPP交渉結果の情報開示と万全な国内対策を求める意見書について、提案の趣旨説明を

いたします。

TPP交渉は、10月5日に大筋合意が発表されました。その中で農林水産分野の5品目のうち、米については関税を維持したものの、米国及び豪州に対する無関税輸入枠や牛肉、豚肉、乳製品においては関税の撤廃、もしくは段階的な引き下げが行われる。そのため、この協定が国益に反していないか、国民生活や地方経済に与える影響の分析、公表、農業の衰退、農地保全への必要な対策について、国に求める必要があります。

よって、地方自治法第99条の規定により関係行政庁へ要望するものであります。

詳細につきましては意見書のとおりでございますので、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案の趣旨説明といたします。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第6、質疑。

ただいまから、発議第6号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第7 討論

○議長（上野欣也君） 日程第7、討論。

ただいまから、発議第6号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（上野欣也君） 日程第8、採決。

ただいまから、発議第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上野欣也君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成27年第4回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでございました。

午前10時34分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 上 野 欣 也

2 番 議 員 村 瀬 誠 三

3 番 議 員 福 井 一 徳